

令和 4 年

塩竈市議会会議録

(第181巻)

第3回定例会 9月9日 開会
9月29日 閉会

塩竈市議会事務局

令和4年9月定例会日程表

会期21日間（9月9日～9月29日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9. 9	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、認定第1号ないし第4号、議案第51号ないし第59号、議案第60号	1
10	土	休 会		2
11	日	〃		3
12	月	〃		4
13	火	〃	決算特別委員会 10:00～	5
14	水	〃	総務教育常任委員会 10:00～	6
15	木	〃	民生常任委員会 10:00～	7
16	金	〃	産業建設常任委員会 10:00～	8
17	土	〃		9
18	日	〃		10
19	月	〃	敬老の日	11
20	火	〃	決算特別委員会 10:00～	12
21	水	〃	決算特別委員会 10:00～	13
22	木	〃	決算特別委員会 10:00～	14
23	金	〃	秋分の日	15
24	土	〃		16
25	日	〃		17

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
26	月	本会議	一般質問 13:00～ ①鎌田 礼二 議員 ②菅原 善幸 議員 ③志賀 勝利 議員 ④伊勢 由典 議員	1 8
27	火	”	一般質問 13:00～ ⑤浅野 敏江 議員 ⑥ 土見 大介 議員 ⑦曾我 ミヨ 議員 ⑧ 志子田吉晃 議員	1 9
28	水	休 会	議会運営委員会 13:00～	2 0
29	木	本会議	委員長報告	2 1

塩竈市議会令和4年9月定例会会議録 目次

(9月定例会)

第1日目 令和4年9月9日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
質 疑	4
鎌 田 礼 二 議員	4
志 賀 勝 利 議員	6
伊 勢 由 典 議員	9
認定第1号ないし第4号	16
提案理由説明	16
総括質疑	23
辻 畑 めぐみ 議員	23
議案第51号ないし第59号	25
提案理由説明	25
総括質疑	31
鎌 田 礼 二 議員	31
小 高 洋 議員	33
浅 野 敏 江 議員	36
志 賀 勝 利 議員	38
伊 勢 由 典 議員	41
議案第60号	45
提案理由説明	45
採 決	45
散 会	46

第2日目 令和4年9月26日（月曜日）

議事日程第2号	47
開 議	49
会議録署名議員の指名	49
一般質問	49
鎌 田 礼 二 議員（一問一答方式）	
（1）市民人口について	49
①塩竈市の人口動態は	
②合計特殊出生率は	
③人口増加策の効果は	
（2）私道整備について	54
①現状は	
②問題点は	
③今後の対応は	
（3）自主財源確保について	64
①自主財源の見通し	
②ふるさと納税について	
（4）学校給食について	65
①食材費の高騰の影響は	
②今後の対応は	
菅 原 善 幸 議員（一問一答方式）	
（1）シビックプライドの醸成について	67
①地域再生と本市のシビックプライドの醸成について	
（2）ゼロカーボンシティ塩竈について	72
①ゼロカーボンシティ塩竈の取り組みについて	
②地域特性を活かした小水力発電について	
③プラスチックごみの削減について	
④学校施設ZEB化の推進について	
志 賀 勝 利 議員（一問一答方式）	
（1）海岸通地区再開発について	83

①本事業を市長はどの様にとらえているか	
②再開発の進捗状況に関する事実関係の確認	
伊勢由典議員（一問一答方式）	
(1) 2024年2月予定の女川原発2号機再稼働について	104
①女川原発2号機の再稼働と市長の見解について	
②女川原発2号機再稼働と過酷事故と「改訂塩竈市防災計画・津波避難計画」について	
(2) 大雨、豪雨に対する考え方について	109
①雨水対策の将来目標1時間当たり52.2mm/hについて	
(3) 大規模災害時における対応業務に関する協定について	110
①塩竈市災害対策協議会の設立経過と塩竈市災害対策協議会の協定内容について	
②災害時の重機、台船、簡易トイレ等のレンタルと同協定との関係について	
(4) 東日本大震災から11年目と災害公営住宅について	112
①災害公営住宅に入居している被災者に対する家賃を、不利益変更しないことと事前説明ないし個別説明について	
②豪雨大雨の際の水防活動用排水ポンプ車等の整備について	
(5) 宮城県住宅供給公社と塩竈市との協定について	115
①宮城県住宅供給公社と塩竈市との協定の見直しについて	
(6) 門前町再生と本町くるくる広場と宮町分庁舎跡地の活用について	116
①門前町再生のプランニングについて	
②本町くるくる広場と宮町分庁舎跡地の街づくりと関係する町内会の市民的議論について	
(7) 本町・宮町・海岸通の後継者のいない店舗の相継ぐ閉店について	119
①塩竈市の空き店舗対策と後継者対策について	
(8) 大規模盛土造成地の調査について	120
①塩竈市内の調査地域と目的について	
②調査結果を踏まえた課題と市民への周知について	
(9) 市内公立中学校休日の部活動と地域移行について	121
①これまでの部活動の地域移行と課題について	
(10) ミヤコーバスゴルフ場線と同路線の100円バス化について	122

①塩竈市の考え方について

散 会 123

第3日目 令和4年9月27日（火曜日）

議事日程第3号 125

開 議 127

会議録署名議員の指名 127

一般質問 127

浅野敏江 議員（一問一答方式）

(1) 高齢者福祉 127

①「带状疱疹」予防ワクチン助成について

(2) 防災対策 131

①豪雨災害対策として「止水板等設置補助事業」について

②「個別避難計画」の策定について

(3) 教育環境 135

①「教育機会確保法」の理念と周知

(4) 「空き家等」対策について 139

①「空き家等対策計画」について

土見大介 議員（一問一答方式）

(1) 定住促進策について 142

①定住促進策の現状は

②子ども医療費助成制度の所得制限撤廃は

③定住促進策の見せ方は

(2) 文化振興について 150

①地域資源の学術的検証は

②文化振興条例は

(3) まちづくり人財の育成について 157

①地域を担う団体の現状は

②メンター制度の導入は

③伴走型支援を

曾 我 ミ ヨ 議員 (一問一答方式)

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策および物価高騰対策について 159
- ①9月2日からの新型コロナウイルス感染症と診断された方等に対する対応について
 - ②物価高騰による市民生活や市内事業所への影響について
 - ③物価高騰に対する市民生活、事業所への支援策について
- (2) 福島第一原発事故に伴う放射能検査・汚染水 (ALPS処理水) 海洋放出問題について 167
- ①東京電力第一原子力発電所における放射能物質検査の取り組みについて
 - ②国・東電の放射能汚染 (ALPS) 処理水について、漁業関係者への説明について
 - ③放射能汚染 (ALPS) 処理水について、どう捉えているのか
- (3) 浦戸振興策について 170
- ①浦戸の震災復興整備の現状と残された課題について
 - ②浦戸振興策の計画検討は
 - ③浦戸振興協議会からの要望に対する取り組みについて
- (4) 県道八幡築港線の交通安全対策について 172
- ①県道八幡築港線四車線拡幅整備完成に伴う安全対策について
 - ②県が周辺住民に説明してきた安全対策について
- (5) 牛生町 (須賀神社西側) 私道整備事業について 175
- ①塩竈市の私道整備要綱の改善後の申請状況について
 - ②牛生町2番地内 (須賀神社西側) 私道整備について

志子田 吉 晃 議員 (一問一答方式)

- (1) 財政改革の取り組みについて 175
- ①財政見通しと財源対策について
 - ②デジタル化について
 - ③システム改修費用について
- (2) 市内の年間死亡者数と死亡原因について 180
- ①昨年と今年の死亡者数と死亡原因について
- (3) コロナ感染防止対策について 182
- ①コロナ感染防止対策について
 - ②ワクチン接種の基本的な考え方について

③コロナ後遺症と健康被害救済制度について	
④市内経済の支援策について	
(4) 国民健康保険について	188
①収支見通しについて	
②財政調整基金について	
③レセプト点検について	
(5) 市道の整備について	190
①狭あい道路事業について	
(6) 病院事業について	192
①事業収支の見通しについて	
散 会	193

第4日目 令和4年9月29日（木曜日）

議事日程第4号	195
開 議	197
会議録署名議員の指名	197
議案第51号ないし第59号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	197
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	199
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	200
採 決	202
認定第1号ないし第4号（令和3年度決算特別委員会委員長審査報告）	202
討 論	206
辻 畑 めぐみ 議員	207
鎌 田 礼 二 議員	208
採 決	210
議案第61号	212
提案理由説明	212
質 疑	212
浅 野 敏 江 議員	212
伊 勢 由 典 議員	216

志賀勝利議員	220
土見大介議員	221
採決	223
議員派遣の件	224
磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する動議.....	225
閉会	227

令和4年9月定例会 9月9日 開会
 9月29日 閉会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
令和 3 年度決算特別委員会	認定第 1 号	令和 3 年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	4. 9. 29
	認定第 2 号	令和 3 年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	4. 9. 29
	認定第 3 号	令和 3 年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	認 定	4. 9. 29
	認定第 4 号	令和 3 年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	4. 9. 29
総務教育	議案第 51 号	塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	4. 9. 29
	議案第 52 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	継続審査	4. 9. 29
	議案第 56 号	塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	4. 9. 29
	議案第 57 号	令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4. 9. 29
	議案第 59 号	工事請負契約の締結について	原案可決	4. 9. 29
民 生	議案第 57 号	令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4. 9. 29
	議案第 58 号	令和 4 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	4. 9. 29
産業建設	議案第 53 号	塩竈市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決	4. 9. 29
	議案第 54 号	塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	4. 9. 29
	議案第 55 号	塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例	原案可決	4. 9. 29
	議案第 57 号	令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4. 9. 29
	議案第 60 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案可決	4. 9. 9

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第61号	令和4年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	4.9.29
		磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会 の設置に関する動議	否 決	4.9.29

令和4年9月定例会 9月9日 開会
 9月29日 閉会

塩竈市議会会議録

令和4年9月9日（金曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

令和4年9月9日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 認定第1号ないし第4号
 - 第 5 議案第51号ないし第59号
 - 第 6 議案第60号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 阿部眞喜議員 | 2番 | 西村勝男議員 |
| 3番 | 阿部かほる議員 | 4番 | 小野幸男議員 |
| 5番 | 菅原善幸議員 | 6番 | 浅野敏江議員 |
| 7番 | 今野恭一議員 | 8番 | 山本進議員 |
| 9番 | 伊藤博章議員 | 11番 | 志子田吉晃議員 |
| 12番 | 鎌田礼二議員 | 13番 | 伊勢由典議員 |
| 14番 | 小高洋議員 | 15番 | 辻畑めぐみ議員 |
| 16番 | 曾我ミヨ議員 | 17番 | 土見大介議員 |
| 18番 | 志賀勝利議員 | | |
-

欠席議員（1名）

- 10番 香取嗣雄議員
-

説明のため出席した者の職氏名

市	長	佐藤光樹	副	市	長	佐藤靖	
技	監	鈴木昌寿	総	務	部	長	佐藤俊幸

市民生活部長	長 峯 清 文	福祉子ども未来部長	草 野 弘 一
産業建設部長	星 和 彦	市立病院事務部長	本 多 裕 之
上下水道部長	荒 井 敏 明	総 務 部 危機管理監	柴 正 浩
総 務 部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永 量 太	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 事 課 長	鈴 木 康 弘
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建 築 課 長	鈴 木 良 夫	総 務 部 政 策 課 長	木 皿 重 之
総 務 部 財 政 課 長	高 橋 数 馬	総 務 部 管 財 契 約 課 長	千 葉 貴 幸
産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子	上 下 水 道 部 業 務 課 長	渡 辺 敏 弘
市立病院事務部 業 務 課 長	平 塚 博 之	総 務 部 総 務 人 事 課 総 務 係 長	阿 部 俊 弘
教育委員会 教 育 長	吉 木 修	教 育 委 員 会 教 育 部 長	鈴 木 康 則
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小 倉 知 美	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者	高 橋 晃
選挙管理委員会 事 務 局 長	伊 藤 英 史	監 査 委 員	福 田 文 弘
監 査 事 務 局 長	山 本 哲 也		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	相 澤 和 広	議 事 調 査 係 長	石 垣 聡
議 事 調 査 係 主 査	工 藤 聡 美	議 事 調 査 係 主 査	梅 森 佑 介

午後 1 時 開議

○議長（阿部かほる） 去る 9 月 2 日、告示招集になりました令和 4 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、10 番香取嗣雄議員の 1 名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた、塩竈市議会運営指針に記載のとおり感染症対策を行い、開催いたしております。発言の際にもマスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

さらに、本市議会では、塩竈市議会運営に関する申合せにより、5 月の最初の会議から 9 月定例会終了までをクールビズの期間としております。ネクタイを外していただいても結構ですので、重ねてご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 1 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番今野恭一議員、9 番伊藤博章議員を指名いたします。

◇

日程第 2 会期の決定

○議長（阿部かほる） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、21 日間と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本定例会の会期は、21 日間と決定いたしました。

◇

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部かほる） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、報告第3号「令和3年度健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告第4号「令和3年度資金不足比率について」は、同法第22条第1項の規定により、それぞれ9月2日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました例月現金出納検査の結果報告2件であります。

これより質疑に入ります。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） 私からは、監査についての質疑をさせていただきます。

監第28号一般会計特別会計及び公営企業会計の、令和4年1月から同年3月までの現金出納状況について、お聞きをしたいと思います。

この監28号の1ページの魚市場事業会計についてお伺いをしたいと思います。

ここを見ますと出納額が、魚市場事業会計の3月末の収入未済額が9,000万円にも上る金額になっております。執行率を見ますと46.9%、それから収入率が46.8%と低い数値なんです。これはどういう状況なのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） まず、一般会計と特別会計につきましては、3月で一旦債務の確定等を行いまして、4月、5月の間に受入れたり、それから支出するような形で、整理する期間が設けられてございます。この魚市場事業会計の9,000万ほどの内訳で、一番大きいのが、一般会計から魚市場事業会計への繰出金になります。魚市場事業会計については、収支とんと言いますか、同額になるような形で決算してもらいますので、最終的に額の確定に合わせて、八千数百万円の繰入金を支出しまして、魚市場事業会計としては受入れまして、それで決算するという形になります。

もちろん水揚げの一部と、それから事務所の使用料の一部とかも、この中には含まれてございますので、それも5月末までにはきちんと入って、決算されるという形になってございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。

次に、監29号についてお聞きをしたいと思います。

これは、一般会計・特別会計及び公営企業会計の、令和4年4月から同年の6月までの現金出納状況についてです。

これは、監29号の6ページをちょっと見ていただきたいんですが、この6ページの状況を見ますと、市立病院事業会計なんですけど、前年度未収金が、4月と5月の前年度未収金は約3億7,000万円になると。なぜ未収金がこんなにあるのか、こんな額になるのか。どういう状況なのか教えていただきたいと思います。未収金の内容についても、分かれば教えていただきたいと。これは市立病院のことですから、それはいいですか。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 市立病院の未収金でございますけれども、大きいのが入院外来収益、これにつきましては診療報酬になりますので、診療報酬の基金のほうから2か月ぐらい遅れて入るような形になります。ですから、2月3月分が、3月越えた4月、5月に入るような形になりますので、こういう金額、若干大きいかというような金額で出てくるような形になります。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ずれるということですね。分かりました。

それで、もう一点なんですけど、一般会計からの繰入金についてですけども、もう年度始めの4月に、もう4月に4億5,600万円ほど執行されているわけです。私の考えでは、ある程度いろいろ頑張ってみて、どうしようもないというか、そういう状況で、行き詰まった状況でいわゆる一般会計から繰入れをするという考えではないのかと、一般的には。そういうふうに考えると、何だろうと。この4月、年度初め、もう真っ先に、これは何月何日、4月の何日に入っているのか分かりませんが、こんな早い執行というのは、もう市立病院のやる気がないっていう証なのかなんて思ったりするわけですけども、これは監査委員に話しても仕方ないことなのかもしれませんが、どういうふうに、その辺のことは思っているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 監査の立場からお話しさせていただきます。

先ほど言いましたように、4月、5月、結構、市立病院としても資金繰りはかなり厳しい形になります。その際に、会計的には独立ですので、資金足りない分を市中金融機関等から借りますと、これは利払いが発生します。そのために、議会に認めていただきました繰入金、一般からいくと繰出金については、資金収集運用の視点から早めにいただいて、それで運用していく。利子を出さないような形で運営しているというのが実態でございます。

このような工夫は、これは我々としてはやむなしっていうか、そうならざるを得ないだろうと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。

そのほかございませんか。18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 私のほうからは、監第28号から質疑させていただきます。

まず1ページ目の一般会計の不納欠損額というところで、780万円計上されているわけですが、この不納欠損額になった理由というか、あとどこのところでなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） この不納欠損の制度につきましては、それぞれ税法なり各関連法律で定められてございまして、法的に認められている制度でございます。

実際的に、この七百数十万円のうちの六百数十万円が税でございます。そのほかに、保育料等、ほかの部分が幾らかずつございます。

不納欠損に至る経過につきましては、いろいろございまして、例えば所在が不明になって、どこにいるか分からないっていう方からはなかなかとれませんですし、それからお亡くなりになって財産がなくなっていっしょに、相続もされない、そのような方につきましてはやむなしっていうことで、不納欠損をさせていただくような形になります。

当然のように、組織的に不納欠損やむなしというような手続をして、こういうような結果になるっていうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 亡くなられた方と、あと所在不明のところということなんですが、あと

いても納めないという方も、こういうところ、まだ所在が分かっているにもかかわらず納めないという人の場合は、やはりそういう方でも不納欠損金で措置をすることがあるわけですか。それはないのでですか。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） この不納欠損に至った経過については、それぞれのケースがございまして、今志賀議員からおっしゃられたようなケースが全くありませんっていうふうには、なかなか答えにくいのかと思います。

ケースあるいは状況によっては納められないということがありまして、その方からとれないというような判断をさせていただきまして、不納欠損処分するということはあるかと思っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） あと、固定資産税なんかでも、結局持ち主が、登記簿謄本上の持ち主が所在不明になっているといったときに、結局どこにも請求しようがない、多分、土地も出てこようかと思うんですが、というのは、要するに、相続がちゃんとなされていないがために。そういうものも多分入ってくるんだらうと思うんですけれども、現時点では、そういう状況にあるのは、どのぐらい金額があるか分かりますか。また、ちょっと質問まで、その詳しいことを言っていないので、答えられたら教えてください。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 残念ながら、そういう細かいことについては、現在のところ持ち合わせておりません。これから決算特別委員会とかいろいろな会合ございまして、その際に確認していただければと思います。

私からは以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） では、分かりました。

金額的には、300億円の予算に対して780万円という割合なので、微々たるものではあろうかと思いますが、ただ、やはり塩竈市にとっては大事な財源でありますので、その辺よりしっかりと、持ち主の調査をしていただいて、回収をしていただく方法を考えていただければと思います。

その次に、3ページ同じ監28号。そこで、ここでも一般会計の歳出の部で、307億9,000万円の予算があって、予算残額が85億2,000万円という、結構な額が残額ということで計上されているわけですが、この中身についてちょっと教えていただけますか。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 先ほど、鎌田議員のときにも答弁しましたが、一般会計には、4月、5月の出納整理期間がございます。3月に債務が確定して、4月、5月の間に、この場合だと支払い関係が行われるという形になります。

一番大きいのは、先ほどの魚市場事業会計と同じように、ほかの会計の繰出金につきましては、5月末の出納整理期間終了まで待って、収支とんとんなり、収支の状況を見て支出します。それが20億円を超えるような形でございます。

そのほかに工事関係、3月末で終わります。それから支出関係が行われる、そういうような形の工事関係等がこの中に入っております。

あと、さらに、当然繰越しされたやつもございまして、それも20億円超えてある形になります。

以上が大体この80億円の内訳で、残りの12億円ぐらいが不用額という形で決算される形になってございます。

私からは以上です。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。翌期に繰越しだけ、支払いが繰り越されるということでした。

この、例えば国保と介護保険ですか。国保のほうでも約3億3,000万円残、それから介護保険では6億9,000万円の残、予算残額ということで、結構な金額が残っているわけですが、これは本来支払う、繰り越されて支払うやつなのか、その国保の会計上これだけ残ったという捉え方をしているのかだけ、ちょっと教えてください。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） これにつきましても、例えば国保であれば支払い基金のほうから、3月分こうでしたということが、4月になってから通知が来ますので、それに基づいてお支払いするような形になりますので、このような金額が、4月、5月の出納整理期間のほうに移るといった形になります。

同様に、介護保険についても同じでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。

そのほかございますか。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 私のほうから、令和3年度の健全化判断比率等について、主に報告第3号ないしは4号というところを踏まえながら、若干の確認をさせていただきたいと思います。

主には資料No.2のほうの健全化判断比率及び資金不足審査意見書というものを使って質疑したいと思います。

2ページですか、このページだと2ページのところに、実質赤字比率について述べられております。これ見ると、かなり細かい計算式になって、上のほうの1というところで、一般会計のうち普通会計に相当する実質収支額ということで、計算式があります。収入が書いてあります。支出が書いてあります。これを差し引いて、最終的な一般会計に相当する実質収支額というのが示されておって、10億円何がし、10億9,000万円ほどのそうしたものになっているというのが一つです。

それから、2のところで、特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質収支額ということで、これも額だけが示されて、4,068万円と、こういうふうになっておって、最終的には、下段のほうのところに実質収支額1プラス2ということで、合計すると11億円ですか、11億3,098万円と、こういう数字が載っております。それを計算式として、一般会計の実質赤字額Aで、マイナスの11億3,000万円、標準財政規模ということで、臨時財源対策債発行額も加えて、AとBをスラッシュ、下段のほうに、スラッシュB掛ける100ということで8.79と、こういう計算式になっています。ちょっと複雑な計算式になっていますが、そういう形で、国からの、恐らくは、示された計算式に基づいてやっているのだらうと思います。

そこで、今回の実質赤字比率について、最終的な結論から言うと、マイナスの8.79と、前年との、令和2年との比較で言うと0.21と、こういうふうな形になっておりますが、改めてその実質赤字比率は、マイナスの結果を、こうした示し方をしております。マイナスの8.79となっているんですが、この実質赤字比率として赤字が生じたのか、生じていないのか、その辺のくだりだけちょっと最初にお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 報告第3号令和3年度健全化判断比率についてお答えいたし

ます。

まず、実質赤字比率につきましては、地方公共団体の決算での赤字の程度を算出して、指標化しているものでございます。

説明で、資料No.3の1ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても、同様の指標の計算を行っているところでございます。中段の表のうち、本市の値に、実質赤字額の合計にマイナス11億3,098万5,000円と記載されておりまして、米印のところ、黒字はマイナスで表記されているとしております。このことから、本市一般会計等の令和3年度決算におきましては、実質収支額は11億3,098万5,000円の黒字ですので、マイナス表記により、黒字額とその比率をお示ししたものになります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢委員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

実質、今の報告3号で、特に資料No.3を見れば、ここに明記されているということで、理解したところです。

次に、同様の資料No.2を使いながら、主に連結実質赤字比率ということで、連結した上でその比率を出しているのが、3ページの表だと思います。これも計算式があつて、例えば一般会計、1のところ、実質赤字比率の関係で、生じた事業ではなしと。実質赤字を生じた事業はなしと、こういうふうにごイで書いております。ハで、実質黒字額を生じた事業会計ということで、これで見ますと11億円ぐらいですか、11億円何がしということで書かれておつて、主に一般会計並びに国民健康保険、介護、後期、北浜、こういうものを含めて、ここに書かれております。つまりは、実質的な黒字を生じたという、こういう捉え方でよろしいのかと思います。

連結実質赤字比率を出す上で、2の地方公営企業の特別会計ということも加味した計算式になっているようです。よくよく読むとです。ここで、資金剰余金の生じた会計ということで、二のところ、下水道会計で、あるいは市立病院、下水道事業、こういうところで、億単位、下水道だと4億円なのか、それから市立病院だと8,400万円、水道事業だと17億円になるのか、そういう形で金額が明記されております。下のほうの連結実質赤字比率のところの計算式があつて、これもイ、ロのプラスして、上のほうです。実質赤字の生じた事業、これはゼロですから、そのまま。ロが、資金不足を生じた会計、これはないと。こうすると、

ここはなしということで、差し引くこと、つまりここで言いますと、ハのところ、その実質赤字額を生じた事業、1のハです。ここでちょうど11億円ということで金額が明示されておりますし、これに2億円あると。資金剰余金が生じた額、ここに二を加えて、計算して、先ほど言ったように、標準財政規模と言われているものです。ここを、128億円ですか、それをベースにしながら、下のほうに連結赤字実質比率等々の計算式、AスラッシュB掛ける100と、ここでマイナスの27.57と、こういう計算式になっているようです。

そこで、ここにも簡単、簡単に言えば、この連結会計の関係で言うと赤字は生じていないというように捉えていいのかどうか。決算上の、国の示した指標の上でそういうふうに捉えていいのかどうか、その辺の確認や、あるいは前年との連結実質赤字比率、令和2年度との関係でマイナスの1.85と、こういうふうになっていますので、そこら辺の捉え方、見方だけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 連結実質赤字比率についてお答えいたします。

表にありますとおり、マイナス35億4,418万6,000円、比率マイナス27.57%につきましては、一般会計と公営企業以外の特別会計における黒字額、そして公営企業会計における黒字額を合計した35億4,418万6,000円と、その比率27.57%を、先ほどの実質赤字額と同様の考え方で、マイナス表記をしたものとなります。

昨年度の差ですけれども、本市の各会計の令和3年度決算におきましては、公営企業会計の資金剰余等が前年度より大きかったことで、連結時の黒字の幅が増えていると捉えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、先ほど説明があったやつで、資料No.3の3ページのところで、これを見れば結論が書いているということですね。それでよろしいのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 資料No.3の2ページ、3ページにおきまして、最終的には比率を出してございますが、そこに米印で黒字と書いてありますので、黒字で決算されているというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。連結についても、そういう比較で、黒字ですということは確認させていただきます。

次に、実質公債費比率というのが4ページのところに記載されております。これは、実質公債費比率ということで、これも確認の意味で質疑をしたいんですが、これも結構な計算式があって、令和3年度で、例えば4ページのところですか、例えば、地方債の元利償還金がかかれていて、次に準元利償還金がかかれていて、あと特定財源で、4が元利償還のところ、償還金等々、基準財政需要額算入額と、こういうことでの、国で示したものも示されて、下段のほうに、計算式についてここに表記されておって、結論から言うと、令和3年度のところでいうと3.471ということで、前年度、令和2年度で言うと4.159なので、これも改善した、言わば公債費の負担比率がある程度改善しているというふうに捉えていいのかどうかだけちょっと確認させてください。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 実質公債費比率につきましては、まず令和元年度から3年度までの各年度比率は、そちらに書いてあるとおりとなっております。令和3年度、単年度で見ますと3.471となっております。

実質公債費比率の算定につきましては、財政健全化法第2条第3項によりまして、過去3か年度の平均で算定することになっておりますので、3か年度の平均値4.62が、令和3年度の実質公債費比率というふうになります。

公債費につきましては、過去に発行しました退職手当債、または公共用地先行取得債等の過去に借入れた市債の償還が減少していることや、計画的な施設整備、有利な財源の活用により地方債発行が抑制されていること等から、年々比率は減少傾向にあるというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

ちょっと確認だけさせていただきます。決算のほうでも、例えば決算の資料No.8のところで、よくよく見たら、412ページのところに実質公債費比率というのが令和3年度で4.6、あるい

は令和2年度で5.3というふうになっているんですが、ここで言うと、例えば、平均値は初めから分かっていたかもしれませんが、令和3年度の3.471と、こちらのほうの主要な成果で書かれている令和3年度の4.6との違いというのがよく分からないので、その辺の捉え方だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 主要な成果のほうに書いてあります4.6というものが、先ほど、資料No.2の4ページでは、本当に単年度ごとの元利償還金で、単年度ごとの比率を出したものがそれぞれ書かれておりますので、この3か年度の平均を令和3年度の比率として、主要な成果の412ページに記載されているものとなります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。細かいことは、あとまた別な機会にということにします。

あと、最後、将来負担比率も隣のほうに、5ページに載っております。これも将来の負担比率について、最終的な結論から言うと、令和3年度のマイナスの5ページのところで35.35と、前年がマイナスの36.95と、結論から申せば減ってきていると。これは将来、今後将来、ある程度の単位で、言ってみればこの塩竈市の財政の上で、その将来負担比率が減少していつているということと、特には、先ほど借入金等々の、あるいはその起債等々の言わば負担が徐々には減ってきていると、そういうものとして捉えていいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 将来負担比率についてお答えいたします。

この比率につきましては、今おっしゃられたとおり地方債残高、あと職員の退職手当等、一般会計等が将来負担すべき実績的な負債を算出し、指標化しているものです。

令和3年度決算におきましても、負債を相殺できる充当可能基金、また使用料等の特定財源で見込まれる交付税の額のほうが大きいために、将来負担比率はマイナスとなり、負担は発生しないというものになってございます。

しかしながら、マイナスの幅が昨年度よりも1.6ポイントほど小さくなっておりますので、余剰分が少なくなっているということで、そこら辺につきましては、今後も自主財源の増収を図るなど、安定的かつ比率を向上できるような取組を進めてまいりたいというふうに考え

てございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

あと、最後の質疑かな、確認という意味で、その資料No.2の8ページから9ページに、資金不足の状況ということが記載されております。様々計算式なので、もう細かいことは除いて、結論から言うと、全体として、例えば8ページのところで、特別会計の関係でいうとマイナスの27.06、前年が、令和2年度が23.01、マイナスの4.05ないしは市立病院、資金不足として令和3年度が3.22、前年がマイナスの1.57、水道会計事業においては、資金不足比率が、これはマイナスの125.04ということで、前年、令和2年度は108.44と、こういうことで、水道事業、一番この資金不足比率の状況が大きいと思っております。

よく読むと、資金不足及び資金不足比率はマイナスのため資金不足は生じていないと、こういうふうに、9ページのちょうど表の、水道事業会計の下段のほうに書かれておりますが、そうしますと、言ってみれば企業会計、現金主義で行う企業会計等々、特別会計等々です。こういった企業会計に移った分野でのそれぞれの会計については、現段階で、これ令和3年度の現段階で資金不足していないと捉えていけばいいのか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 資金不足比率についてご説明いたします。

こちらにつきましては、先ほど連結実質赤字比率の算定でも用いました、各公営企業の決算における資金不足額を分子としまして、事業規模で割り返して算定しているものになります。

こちらについては、令和3年度につきましては、いずれの会計につきましても資金不足は発生していないという状況にあります。

流動負債、表にありますとおり、流動負債に対しまして流動資産のほうが上回っているものに対しましては、マイナスの表記で示しているということになります。

いずれも国の経営健全化基準が20%となっておりますので、基準を大きく下回っていると考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） それで、改めて水道事業会計の9ページのところに、資金不足比率としてマイナスの125.04と、比率がほかの企業会計と比べて大きいんですが、これは主な要因としてどういうふうに捉えていけばいいのか確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 水道事業につきましては、ここの計算式にありますとおり、ほかの会計と比べまして事業規模に対します流動資産、いわゆる現金等の割合が高いことを示していると捉えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

あとは、先ほど、起債の抑制等々の要因もあるようですから、そこら辺は全体として確認ができたのかと思います。

こうした比率等々、国で示した比率等々で、何らかの形で、例えば諸般の報告ですので、当局からの説明はないっていうか、こちらで確認しない限りは、市民の皆さんは分からないわけですが、何らかの形で、こういった指標等を正確にお伝えするというのは、お考えあるのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（阿部かほる） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 市民への周知ということでございます。

現在、毎年11月号で、決算の概要につきまして、市の広報でお知らせしております。その中で、今回お示した数値につきましても、基準も含めてお示しをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとつ、市民の皆さんに、よく私も市民の皆さんといろいろ話すると、塩竈市は何か赤字なんですねなんて言われるんです、時々。いや違うんだよと、形式収支でね、ちゃんと11億円ぐらいのお金があるんですと、歳入歳出、そういう説明はするんですが、改めてやはりこう全般、令和3年度の、こうしたやはり会計上の様々な、国が示した基準に基づいて、丁寧に報告していただければ、市民の皆さんに周知していただければなお幸いかと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。分かりやすく、

ぜひ周知のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上です。

○議長（阿部かほる） これをもつて質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 認定第1号ないし第4号

○議長（阿部かほる） 日程第4、認定第1号ないし第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました認定第1号から認定第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」であります。一般会計と6つの特別会計を合わせまして、歳入は415億6,202万4,179円、歳出は398億3,794万7,126円の決算となっております。

歳入歳出差引額は17億2,407万7,053円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源5億3,529万5,141円を除きますと、実質収支は11億8,878万1,912円の黒字であります。

次に、会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入が289億4,737万4,816円、歳出が273億2,480万9,713円、差引額が16億2,256万5,103円となっております。

このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は11億1,058万4,662円となりましたので、5億5,558万4,662円を財政調整基金に繰入れ、残る5億5,500万円を翌年度へ繰越しております。

次に、特別会計であります。交通事業、魚市場事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額3,513万9,567円を基金に繰入れしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額1,596万1,773円を基金に繰入れしております。

す。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額669万3,800円を翌年度へ繰越しております。

北浜地区復興土地区画整理事業につきましては、歳入歳出差引額が4,371万6,810円となっております。このうち、事業の繰越しに係る財源を除いた実質収支は2,040万2,110円であり、全て翌年度へ繰越しております。

次に、認定第2号「令和3年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、利益の処分であります。令和3年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものであります。

決算につきましては、収益的収支では、収入総額が46億8,691万3,222円、支出総額が40億5,265万8,287円となり、税抜きの損益計算による収支差引では6億1,385万2,010円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は11億600万1,489円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が26億1,135万9,090円、支出総額が41億1,843万9,530円となり、翌年度繰越額に係る財源充当額7,767万円を除くと、収支差引で15億8,475万440円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,581万969円、当年度分損益勘定留保資金9億2,985万841円、繰越工事資金5,055万3,472円、繰越利益剰余金処分額4,455万5,105円、当年度利益剰余金処分額5億4,398万53円により補填しております。

令和3年度の年間総処理水量につきましては、780万4,355立方メートルで、前年度より0.57%の減少となりました。また、年間有収水量は602万8,621立方メートルで、前年度より1.73%の減少となりました。

今後も、現在の経営状況を維持しつつ、将来訪れる施設更新需要に備えた運営を行ってまいります。

次に、認定第3号「令和3年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

収益的収支では、収入総額が29億5,613万540円、支出総額が29億4,157万1,031円となり、税抜きの損益計算による収支差引では、1,103万7,989円の純利益が生じております。

また、資本的収支では、収入総額が3億2,704万円、支出総額が3億5,619万230円となり、

収支差引では2,915万230円の不足が生じております。

これにつきまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,630万5,340円、過年度損益勘定留保資金284万4,890円により補填いたしております。

令和3年度病院事業の概要といたしまして、外来については、新型コロナウイルス感染症を含む発熱患者への対応や、救急患者の積極的な受入れなど、地域に必要とされる外来診療体制を整えたことから、患者数は前年度より5.5%の増加となりました。入院につきましては、地域医療連携センターを立ち上げ、関係機関との連携を強化したことにより、病床利用率が前年度より約2%上昇いたしました。これらの影響から、収益の前年度との比較では、入院収益で4.2%、外来収益で16.7%の増収となりました。

一方、費用につきましては、前年度より医業費用が3.8%、医業外費用が21.3%の増加となりました。その結果、当年度純利益として1,103万7,989円、経常利益として1,316万2,175円を計上いたしました。

今後とも、より一層の経営の健全化を図るとともに、近隣の医療機関と連携しながら、地域に必要とされる医療の提供に努めてまいります。

次に、認定第4号「令和3年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、利益の処分であります。令和3年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものであります。

決算につきましては、収益的収支では、収入総額が16億9,467万2,920円、支出総額が13億7,393万9,034円となり、税抜きの損益計算による収支差引では2億3,606万5,982円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は10億3,790万2,572円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が9億7,601万6,895円、支出総額が15億2,173万1,026円となり、収支差引で5億4,571万4,131円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,330万1,466円、当年度分損益勘定留保資金3億6,345万4,868円、建設改良積立金1億895万7,797円により補填しております。

収益的収入では、大倉川流域での油漏れ事故に伴う料金減免により、給水収益が減収したため、前年度より1.38%の減収となりました。

収益的支出では、営業費用、営業外費用とも前年度から減少いたしましたが、特別損失が

増加したことにより、全体では、前年度から2.65%の増加となりました。

これらの状況の中におきまして、令和3年度は、損益計算上で、純利益を確保することができました。今後も老朽化した管路の将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明申し上げましたが、配付しております決算書及び参考資料などをご参照の上、ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（阿部かほる） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） それでは、私から、ただいま上程されました認定第1号ないし認定第4号に関しまして、その審査と意見の概要を説明いたします。

資料No.5番、「令和3年度決算審査意見書」をご準備願いたいと思います。

この意見書につきましては、前半部分が一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、後半が公営企業会計決算についての審査意見書となっております。それぞれ別々にページを振っていますので、ご注意願いたいと思います。

審査に当たりましては、市長から審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書並びに公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて、計数の正確性を検証して、財政状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査しました。関係職員の説明を聴取するなどして審査を行っております。

なお、別に定めるところにより実施しております、前段報告いたしました例月の現金出納検査並びに定期検査での結果も、併せて決算審査に反映させている状況でございます。

審査の結果であります。一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については、会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれに関わる電算上の財務会計と照合したところ、適正に表示され、計数も正確でありました。

また、各会計における予算執行も、一部執行率が低いものがあるものの、現在の状況を考えますと、適正に行われ、執行状況も良好なものであると判断しております。

また、公営企業におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、

事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められる状況になってございます。

この令和3年度の決算状況を全体的に見渡しますと、総じて堅実な財政運営、経営状況となっていると見ております。今後もこのような良好な状況が続けていただきたいと感じております。

それでは、各会計の具体的な審査結果について説明いたします。

まず、初めに、一般会計並びに特別会計の決算状況でございます。

資料No.5の3ページをお開き願いたいと思います。

これは、一般会計と6つの特別会計の表になります。前年度よりも、総額で84億円ほどの減少となっております。特別会計は前年度とほぼ同額でありましたが、一般会計で、特別定額給付金の減や、復興交付金の廃止によって大幅に減となって、予算ベースでいきますと前年度より減の434億円弱となっております。

最下段の実質収支では、11億9,000万円弱の黒字決算となり、前年度よりも2,000万円強の増となっております。

次に、一般会計の決算状況でございます。

5ページの収支状況の表を御覧いただければと思います。

歳入は289億4,737万円で、執行率が94.00%、歳出は273億2,481万円で、執行率は88.74%となっております。歳出の執行率が低いのは、依然として繰越事業が多いということによるものでございます。

次の6ページの表の2を御覧になっていただければと思います。

収支状況を載せてございます。

3行目Cの欄の形式収支、8行目、Eの欄の実質収支、10行目、Gの欄の単年度収支は黒字となっております。しかし、14行目のK、実質単年度収支は赤字となっております。

しかし、これを前年度と比較しますと、実質単年度収支で8,700万円ほどの増となっております。これは、13行目、Jの財政調整基金の取崩し額が前年度よりも3億円ほど減になっていることが主な要因でございます。

次に、7ページの表3を御覧になっていただければと思います。

2段目の経常収支比率が、前年度よりも3.9ポイント減、90%台前半と、かなり改善されています。公債費比率についても改善されております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入でございます。

12ページをお開き願います。

上の表でございます。調定額、収入額ともに前年度よりも減となっております。これは、下段の表を見ていただきますと、市たばこ税、軽自動車税については増となりましたが、市民税、固定資産税が減となっております。今後も、この市民税の推移には注意が必要かと考えてございます。

次に、18ページをお開き願います。

18ページ下段は国庫支出金、国庫支出金は大幅に減額となっております。次ページの内訳を御覧になると分かりますように、特別定額給付金事業の減によって、総務管理費の国庫補助金が51億円減となっております。

次に、20ページを御覧になっていただければと思います。

20ページの寄附金は、ふるさと納税の増により、1億7,000万円ほどの増となっております。さらに、下段の繰入金は、次ページに内訳がありますように、財政調整基金の減と東日本復興交付金の皆減により、大幅に減となっております。

続きまして、歳出につきましては、25ページに、普通会計ベースでございますが、性質別の経費内訳を示してございます。

義務的経費の中の人件費、公債費につきましては減となりました。しかし、扶助費については増となっており、今後もこの扶助費の推移については注意が必要かと考えてございます。

飛びまして、35ページに、一般会計決算の特徴を監査としてまとめてございます。

今年度決算は、形式収支、実質収支、単年度収支で黒字決算となりました。さらに、実質単年度収支でも赤字となりましたけれども、財政調整基金の繰入金、減少したことにより、前年度よりも好転しているような状況になってございます。コロナウイルスの影響や災害対応を考えますと、財政調整基金の残高を確保することが重要となりますので、そのような財政運営に今後取り組んでほしいと思っております。

歳出については、依然として、教育費など繰越事業が多いので、これらの事業の早期完了に努力してほしいと感じております。

今後も少子高齢化、人口減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が気になるところでございます。的確で効率的な財政運営をお願いしたいと思っております。

続いて、特別会計の決算状況でございます。

交通事業特別会計ですが、39ページをお開き願います。

交通事業特別会計は、歳入歳出同額で決算されております。

歳入の根幹であります事業収入につきましては、依然として減少しております。40ページの輸送人員の推移を見ましても、コロナウイルス影響をもろに受けて、普通、団体、定期ともに減少しているのが見てとれます。何らかの利用者増に向けた施策が求められているのかと感じております。

次に、43ページの国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出ともに前年度よりも減少しましたが、形式収支、実質収支ではほぼ前年同額、3,500万円ほどの黒字決算となりました。ここ数年、堅調な経営状況にあると考えてございます。

続きまして、48ページからの魚市場事業特別会計につきましては、歳入歳出同額で計算されました。水揚げの金額は増となりましたが、水揚げ数量については減となっております。コロナの影響も含め、厳しい状況ではありますけれども、例えば、取扱い魚種を増やすなど、水揚げの数量のほうの増につながるような、新たな試みに期待しております。

51ページからの介護保険事業特別会計については、歳入歳出ともに増となりました。黒字と決算されました。要介護認定者数については横ばいですが、介護給付費は増加していることから、的確に対応した、安定した事業運営に努力されることに期待してございます。

次に、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計につきましては、早期の事業終了に向けて努力したいと思っております。

64ページからは、財産に関する調書を掲載してございます。

土地で、斎場の使用の廃止による減が見られました。

また、66ページには、基金の状況を載せてございます。新たに塩竈市子どもスポーツ奨励基金が創設されてございます。

次に、資料の後段、公営企業決算についてでございます。

まずは下水道事業会計でございます。

企業会計の5ページ、後ろのほうの5ページを開いていただければと思います。

6億1,000万円ほどの純利益で決算されてございます。災害復旧事業も終了に近く、通常どおりの経営に近づいております。令和3年度からは、経営状況等を比較できる類似団体の平均値と本市とを見比べる指数を掲載してございます。来年度以降もこのような指数を活用しながら、経営状況を詳細に見ていきたいと思っております。

次に、市立病院事業会計でございます。

16、17ページの収益について見ますと、入院収益、外来収益ともに前年度よりも増益となっており、収益状況は改善されております。このような健全経営に、より一層努力してもらいたいと考えてございます。

24ページには、結びとしまして、経常費用の分析意見を記入しておりますので、参考にいただければと思います。

25ページからの水道事業会計につきましては、27ページの経営成績にあるとおり、純利益が前年度よりも約5,500万円減の2億3,000万円ほどになってございます。これは、大倉川流域での事故による減免が大きな要素になっています。

水道事業につきましては、今後も給水人口の減少が続いており、また導水管を含めた老朽施設の更新、あるいは仙台市との関係など、広域での課題対応による経費の増が見込まれます。経営健全化の努力を今後も続けてほしいと思っております。

以上が決算審査の概要であります。詳細につきましては、ただいまの資料No.5の決算審査意見書に、各会計ごとに記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

私からは以上となります。

○議長（阿部かほる） これより総括質疑に入ります。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ） 日本共産党市議団の辻畑めぐみでございます。

私からは、認定第1号令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰などの中、市民の暮らしに大きな影響が及び、また地域経済においても同様で、市としての支援が強く求められてきました。

初めに、この状況の下で、令和3年度決算の主立った特徴を伺います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 15番辻畑めぐみ議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

認定第1号令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定についてのうち、令和3年度決算全体の主な特徴についてでございますが、まず一般会計の決算額で見ますと、歳入約289億円、歳出約273億円と、令和2年度に続き、非常に大きい規模となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業で約38億円、東日本大震災からの復旧復興事業費で約27億円を執行したことなどが大きな要因でございます。

歳出の特徴といたしましては、コロナ対策事業として、民生費で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業 5 億 6,000 万円や、子育て世帯への臨時特別給付事業 7 億円を実施いたしました。

また、商工費では、地域経済を支える皆さんへの事業継続支援として実施した割増商品券事業に 1 億 1,000 万円、感染症拡大防止協力金支給事業 7 億 4,000 万円などを実施しております。

歳入におきましては、長引くコロナ禍の影響により、個人住民税の減など、市税収入が減少した一方で、国の補正予算により普通交付税が追加交付されたことや、その他の交付金も増加をし、依存財源ではあるものの、一般財源が大きく伸びたところでございます。

市全体の経営状況といたしましては、健全化判断比率において、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率等において、赤字は発生せず、公債費負担を表す実質公債費比率においても、前年度より比率が改善される結果となっております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。この今の、厳しいコロナ禍など続いております。これは当面継続されることと考えます。

決算を踏まえて、どのような課題が明らかになったか伺います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） どのような課題ということで、決算を踏まえていることで、この令和 4 年度以降に対する課題と捉えさせて、お答えをさせていただきます。

まず現下の課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対策事業というものがございます。単なる一過性の支援ではなく、局面を的確に捉えながら、事業スキームの磨き上げなど、より効果的な事業の展開が今後必要であると考えてございます。

また、継続しております円安の影響は、特に本市の水産業界への影響が非常に大きいものと捉えておりますので、私どもといたしましても、どういったことができるのか、引き続き注視をしていきたいと考えているところです。

さらには、現在本市で検討を行っております重点課題と、未来への投資の事業化に向け、より一層の財源確保に努める必要があると考えておりますので、財政状況を常にしっかりと把握しながら、財政運営を今後行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。どうぞよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（阿部かほる） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議会選出の監査委員を除く、議員17名をもって構成する令和3年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本案については、議会選出の監査委員を除く、議員17名をもって構成する令和3年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。9月13日午前10時から令和3年度決算特別委員会を開催いたします。開催については、口頭をもって通知といたします。

暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

日程第5 議案第51号ないし第59号

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第51号ないし第59号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました、議案第51号から第59号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第51号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回

数制限が緩和されることから、関係規定を整備するとともに、会計年度任用職員の育児休業についても、取得要件を緩和するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。が、塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の誤りが生じたことを踏まえ、令和4年10月に支給する市長の給与月額について、特例的に100分の10を減ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第53号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」であります。が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定制度において、既存の住宅で、増改築の建築行為を伴わない場合であっても、維持保全計画を作成し、基準に適合する場合は、長期優良住宅として認定できる仕組みが創設されたことから、既存住宅の維持保全計画の認定申請手数料を新たに設定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第54号「塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例」であります。が、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市営住宅及び地域優良賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族の規定を見直し、里親制度による里子についても同居親族として取扱うため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第55号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」であります。が、建築基準法の一部改正に伴い、条例で引用する法律の条項にずれが生じたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第56号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」であります。が、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の選挙における選挙運動の公費負担限度額を上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第57号から議案第58号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」であります。が、新型コロナウイルス感染症対策の事業予算といたしまして、「3つの支援パッケージ」に基づく事業費を計上いたしております。また、令和4年3月の地震災害関連予算や婚活支援に伴う予算、公園

遊具修繕に伴う予算などを計上し、歳入歳出予算それぞれに3億1,262万1,000円を追加いたしまして、総額を236億3,753万7,000円とするものであります。

主な歳出予算であります。新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、「今を暮らす人々への生活支援パッケージ」では、

オミクロン株対応ワクチン接種に向けた体制整備を図るための、新型コロナウイルスワクチン接種事業として 1億2,817万5,000円

オミクロン株対応ワクチン接種に当たり、65歳以上の障害をお持ちの方などに、タクシー利用助成券を交付する新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業として 638万5,000円

同じく、「未来を担う子ども達への学習・生活支援パッケージ」では、小中学校の教室に空気清浄機の配備を行う小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業として 1,029万6,000円

同じく、「地域経済を支える皆さんへの事業継続（経済回復）支援パッケージ」では、年末年始の資金需要のための消費喚起策として、

第5弾となる10割増商品券発行による地域経済活性化のための割増商品券事業として 1億550万4,000円

次に、令和4年3月の地震災害関連事業では、

住宅の全壊など著しい被害を受けた方々を対象とした被災者住宅再建支援事業として 1,350万円

塩竈海岸通1番地団地共用部分に係る修繕負担金として 139万5,000円

通常事業では、人口増加策の一助として、

みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」の入会費用を一部助成する婚活支援事業として 27万5,000円

放課後児童支援員や私立保育園の保育士、幼稚園教諭などの処遇改善措置への支援を継続するための経費として 1,653万1,000円

使用禁止となっている公園遊具の修繕を行う公園街路維持管理費として 600万円

などを計上いたしております。

これらの財源となる歳入予算につきましては、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やワクチン接種事業などに係る国庫支

出金として	2億5,810万8,000円
被災者住宅再建支援事業などに係る県支出金として	1,789万1,000円
災害復旧費などに係る市債として	130万円

などを計上いたしております。

債務負担行為につきましては、廃棄物適正処理推進費や体育施設管理運営業務委託を追加するものであります。

地方債につきましては、単独災害復旧債を増額変更するものであります。

次に、議案第58号「令和4年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。後期高齢者医療広域連合への令和3年度分の納付金及び保険料の精算に伴う還付金を計上し、歳入歳出予算それぞれに669万2,000円を追加し、総額を8億1,559万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、「塩竈市立第二中学校長寿命化改良工事（I期・建築）」でありまして、国の学校施設環境改善交付金事業を活用して、第二中学校南校舎改修工事を実施するものであります。

去る7月13日に一般競争入札の公告を行いましたところ、2者から参加申込みがあり、7月29日に入札を執行した結果、株式会社鈴木工務店が4億1,800万円で落札し、8月17日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

それでは、私から議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」の概要について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号19、定例会議案資料の27ページをお開きいただきたいと思います。No.19の27ページでございます。

この表は、一般会計及び特別会計の9月補正後の予算額の総括表でございます。今回補正いたします金額は、補正額の欄にございますように、一般会計で3億1,262万1,000円、後期

高齢者医療事業特別会計で669万2,000円、合計では、一番下にございますように、3億1,931万3,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算額は、その右側にありますように363億4,905万円となりまして、補正前に比べますと0.9%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明いたしますので、同じ資料の30ページ、31ページをお開き願います。

ここでは、歳出予算を目的別に分類しております。

補正額の欄で、費目2の総務費2,483万5,000円でございますが、右のページ、備考欄にございますが、企画費につきましては、人口増加策としての婚活支援のための事業費を、国庫補助金等返還金費につきましては、令和3年度非課税世帯等に対する臨時特別給付事務費補助金の精算に伴う国への返還金を、賦課徴収事業につきましては、軽自動車の新規登録や車検における手続等について、電子化を図るためのシステム改修費を計上いたしております。

この後、同様に、各費目の主な内容を、右側の備考欄でご説明申し上げます。

費目3の民生費3,003万1,000円でございますが、被災者住宅再建支援事業につきましては、3月16日の福島県沖地震により、住宅の全壊など被害を受けた方々への支援金を支給するための事業費を、施設型給付費等支給事業並びに藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理運営事業につきましては、令和3年度の国の補正予算により行っておりました私立保育園の保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等への処遇改善措置につきまして、令和4年度10月以降も支援の継続を行うための事業費を計上いたしております。

費目4の衛生費1億3,456万円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、10月に開始を予定しておりますオミクロン株対応ワクチン接種に向けた体制確保等を図るための事業費を、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業につきましては、ワクチン接種に当たって、65歳以上の障害をお持ちの方など、交通弱者を対象にタクシー券を助成するための事業費を計上いたしております。

費目7の商工費1億550万4,000円ですが、割増商品券事業として、年末年始における地域経済の活性化を図ることを目的としまして、10割商品券、第5弾を発行するための事業費を計上いたしております。

費目8の土木費600万円ですが、公園街路維持管理費として、老朽化等により使用禁止となっております公園遊具の修繕を行い、公園の利用促進を図るための事業費を計上いたして

おります。

費目10の教育費1,029万6,000円ですが、小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、学校における感染症対策のさらなる強化を図ることを目的として、小学校3、4年生、中学校3年生、特別支援学級等にウイルス除去対応空気清浄機の配備を行うための事業費を計上いたしております。

費目11の災害復旧費139万5,000円でございますが、児童福祉施設災害復旧費並びに中央公共駐車場災害復旧費といたしまして、令和3月16日の地震により被害の発生した海岸通1番地の団地共用部分に係るうみまち保育所、子育て支援センター及び公共駐車場分の修繕負担金を計上するものでございます。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明申し上げますので、同じ資料の28ページ、29ページを御覧いただきたいと存じます。28ページ、29ページでございます。

費目15の国庫支出金2億5,810万8,000円でございますが、施設型給付費等支給事業に係る負担金や、新型コロナウイルス接種事業に係る国庫負担金及び国庫補助金、市の感染症対策の各事業に活用するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理運営事業に係る地域子ども子育て支援事業の交付金を計上するものでございます。

費目16の県支出金1,789万1,000円でございますが、施設型給付費等支給事業に係る負担金や、被災者住宅再建支援事業に係る補助金、藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理運営事業に係る地域子ども子育て支援事業の交付金を計上するものでございます。

費目19の繰入金3,532万2,000円でございますが、今回の補正予算に係る所要一般財源としての財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

費目22の市債130万円でございますが、3月16日、地震被害からの各復旧事業に係ります借入金を計上するものでございます。

なお、この資料の32ページ、33ページにつきましては歳出予算の性質別比較表を、また34ページには投資的経費の内訳書を掲載してございますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第57号についての説明は以上でございます。ご審議方どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則）　続きまして、議案第59号「工事請負契約の締結」についてご説明いたします。

資料番号4、定例会議案と、資料番号19、議案資料でご説明いたしますので、ご用意をお願いしたいと思います。

まず、資料番号の4、定例会議案の、最終16ページをお開き願いたいと思います。最終16ページでございます。

工事名につきましては、塩竈市立第二中学校長寿命化改良工事（I期・建築）でございます。一般競争入札によりまして、契約金額4億1,800万円で、株式会社鈴木工務店と契約を締結しようとするものでございます。

次に、資料番号19、議案資料の49ページをお開き願いたいと思います。19の49ページでございます。

本工事は、学校施設の安全で良好な学習環境の実現に向けまして、国の学校施設環境改善交付金を活用し、第二中学校の南校舎を対象といたしました長寿命化改良工事を行うものでございます。

配置図の中で、一番下の部分でございます。緑色に着色している部分が南校舎でございます。昭和48年度建設で、49年を経過しております。RC造り4階建て、延べ面積が2,839平米でございます。

今回の工事の概要でございます。外壁や内装の改修、建具やトイレの改修、併せましてエレベーターの設置を行うものでございます。

次の50ページをお開き願いたいと思います。

今後の予定でございます。議決をいただきましたら、速やかに工事に着工し、年度末の工事完了を目指してまいります。下段のほうに、校舎外観や現状を写真にてお示ししておりますので、ご参照願いたいと思います。

次の51ページにつきましては、工事契約台帳ですので、併せてご参照願います。

議案第59号の説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（阿部かほる）　これより議案第51号ないし第59号の総括質疑に入ります。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二）　オール塩竈の会の鎌田礼二でございます。よろしく願います。

議案第53号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、それから議案第54号「塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例」について、総括質疑を行います。

まず議案第53号塩竈市手数料条例の一部を改正する条例での長期優良住宅とは、長期間にわたって良好な状態で住み続けられるために、様々な処置が講じられた住宅のことを示します。この制度は、造って壊すといった社会から、いい物を大切に使いましょうという社会への転換が目的ですが、この長期優良住宅制度の認定を受けるメリットは何かを教えてくださいと思います。

そして、この制度を利用して、長期優良住宅として認定されている住宅は、塩竈市内でどのくらいあるのでしょうか。

また、今回、既設の住宅の維持保全計画の認定を申請する場合は追加されるが、背景には何があるのかをお聞きいたします。

次に、議案第54号は、特定優良住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市営住宅及び地域優良賃貸住宅の入居者の同居親族に係る規定の見直しを行うため所要の改正を行おうとするものでありますが、市営住宅及び地域優良賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族の規定を見直し、里親に委託される児童、里親制度による里子についても同居親族とすることの意味は何なのか。また、この規定の見直しに至った経緯をお聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 12番鎌田礼二議員の総括質疑にお答えをいたします。

塩竈市手数料条例の一部を改正する条例のうち、長期優良住宅の認定制度についてでございますが、これにつきましては、我が国における住宅の平均寿命は建築後30年と、欧米に比べ極めて低い、短いとされておりますが、これらを踏まえた国の政策として、住宅を造っては壊すというスクラップアンドビルド型から、よい住宅を造って、きちんと手入れをし、長く大切に使うというストック型社会へと転換させるため、平成21年6月に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されたものでございます。

特定行政庁である本市といたしましては、この法律に基づきまして、指定検査機関による住宅性能の評価、確認結果を基に、長年にわたり良好な状態で使用できる措置が講じられた住宅を長期優良住宅と認定する業務を担っておりまして、法律施行から令和3年までに、

422件の住宅を認定させていただいたところでございます。

その中で、認定を受けるメリットについてでございますが、今回の法改正では、主に既存住宅を購入される方向けのメリットが設定されておりまして、購入費用に係る所得税の控除、いわゆる住宅ローン減税や住宅金融支援機構のフラット35などを活用する場合に、金利の引下げの優遇措置を受けることができるということでございます。

以降の質問につきましては、担当のほうからご答弁申し上げます。

○議長（阿部かほる） 鈴木まちづくり建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 続きまして、私のほうから、議案第54号市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正に至った背景でございますけれども、近年におけます家族形態の多様化を踏まえまして、住宅への入居資格たる同居親族の定義に、里親制度によります里子を加える旨、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、こちらが改正されたところでございます。

本市の市営住宅のうち、同居親族がありますことを入居資格としておりますのは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきますところの地域優良賃貸住宅条例で管理しております、サンコーポラス新清水沢住宅になります。そのほか、特例を除きまして、同居親族があることを入居の要件としております一般の市営住宅にも、同居親族の定義が変わることにつきましては影響が及びますことから、今回2つの条例を併せて改定しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。

14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋） 議案第57号令和4年度塩竈市一般会計補正予算について、総括質疑を行います。日本共産党塩竈市議団の小高 洋でございます。

早速、お伺いをしてまいります。

まず、初めに、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これと今後のコロナ対策との考え方について伺いたいと思います。

この臨時交付金につきましては、地域の実情に応じてきめ細やかに活用できるということ

で、これまで3つのパッケージということで各種対策事業、支援事業が行われてまいりました。そして、今回補正等でお示しいただいた資料を見ますと、9月の補正前で1億2,218万5,000円の交付限度額の残と、今回の補正をもって交付限度額の残が529万9,000円になると、こういうことをご説明を頂戴いたしました。

この補正の中身、事業の概要については、中身についてはこれから詳細な議論となるわけですが、この全体を見た場合に、今後というものを踏まえて、例えばこの残500万円強という中で、今後対策をどのようにしていくのか、その見通しというものをどういうふうにご考えておられるのか、その辺りを初めにお伺いいたします。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 14番小高 洋議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

令和4年度塩竈市一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額につきましては、今議員からご指摘のとおり、本定例会におきまして、各種事業に1億2,218万5,000円を充当する補正予算をご提案いたしておりますので、残額は529万9,000円となっております。

今後のコロナ対策の考え方についてでございますが、第7波の終息が見えない状況におきましても、国は新たな行動制限を設けず、社会経済活動を維持する姿勢を明示しております。

本市といたしましては、これらを踏まえた上で、社会情勢を見極め、市民や事業者の皆様をはじめ、関係各位のご意見を伺い、議会にお諮りをしながら、フェーズに見合った必要な施策に臨時交付金の残額を活用し、コロナ対策を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。この残額も活用しながら、今後フェーズに合わせてということでご答弁をいただきました。

ただ、一方で、こういった交付金いただいてきた中で、残500万円ということで、果たして何ができるんだろうというような思いもあったのでちょっとお聞きをしたのですが、そういった点では、例えば財政調整基金ですとかその他各種基金を活用して、そういったフェーズに合わせた施策を行っていくというような捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○総務部長（佐藤俊幸） 今のところ、国から新たに新型コロナの臨時交付金が来るという情

報は全く入っておりませんので、ただ、これだけ新型コロナの感染対策も含めて、物価高等々、大変厳しい局面が続いておりますので、その時々、議会の皆様方とご相談をしながら、この残額だけで何かできるとは全く思っておりませんので、必要であれば、当然そういう措置も必要になってくるときが、来た場合には、しっかりと判断していきたいと思っています。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 了解をいたしました。

それで、もう一点通告をさせていただきましたので、そちらについてお伺いしたいと思いますが、割増商品券事業、第5弾と、こういうところについてお伺いをいたします。

第5弾ということで、これまで全4弾にわたってこの事業が行われてきたということになりますけれども、今回5回目ということで、これまでの事業を振り返って、この事業についてその効果をどのように検証、分析されたのか、またその結果をもって、この第5弾を実施するに当たって、例えばどういったところを改めてターゲットとするのか、事業効果等についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 14番小高議員にお答えいたします。

これまで実施してきた割増商品券事業の効果についてというご質問をいただいております。

1点目といたしましては、経済効果額は、1回につき2億円前後と試算しておりまして、第4回までですと8億円程度の直接的な経済効果があったと見込んでございます。

2つ目といたしましては、仲卸市場、マリゲート等の観光分野、飲食業、社交飲食業につきまして、専用券等を設けさせていただきました、フェーズに応じた消費行動を促進し、事業継続の下支えを行うことができしております。

3点目といたしましては、市内小売店の利用拡大促進につながったということでございます。利用者アンケートでは、これまで行ったことがないお店を利用したという回答が57.6%ございました。事業者の新規顧客獲得につながったものと考えております。

いずれも短期的な消費促進効果があり、市民の生活支援はもとより、事業者の今後への事業継続に向けた意欲増進に効果があったものと理解してございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。いわゆるターゲットというところにつきましては、事業者というところに限らず、一つには市民の生活支援といえますか、そういった部分も含んでの支援事業だということでお伺いをいたしました。

それで、今回の第5弾ということなんですが、先ほどその飲食業の方ですとか、あるいは市内の小売店ですとか、そういったところで様々な部分あったかと思うんですけども、そういった点では、この割増商品券事業を実施するに当たって、当店でも参加をしたいということになれば、一定の要綱はあるにせよ、基本的には、例えばその市内で操業する全ての事業者が基本的には参加できるというような中身でよいのか、今回何かその辺りで変わったことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 小高議員にお答えいたします。

参加店につきましては、市内の業者であれば変わらないということで、これまでどおりと同じ取扱いにさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。

6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） 議案第51号塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について総括質疑をいたします、公明党の浅野敏江です。

今定例会に上程されました、議案第51号塩竈市職員の育児休業等に関する条例を一部変更するのは、法律の改正に伴い育児休業の取得、柔軟化を行うための条例改正とあります。本市におきまして、この条例改正の必要性、いわゆる理由はどういったことにあるのかお聞かせください。これまでの本市の職員の育児休業取得の状況はどのようになっているのかを、併せてお聞きいたします。また、女子職員と男子職員では、取得の割合がどのような状況なのか併せてお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 6番浅野敏江議員の総括質疑にお答えをいたします。

塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のうち、条例改正を行う背景というご質疑でございました。令和3年8月に、人事院は、妊娠、出産、育児等と仕事の両

立支援の取組としていたしまして、男性職員の育児休業取得の促進や、非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善などの方向性を示し、国に対し意見の申出を行いました。これを受けまして、国のほうでは、国家公務員の育児休業等に関する法律、さらに国家公務員に準じて、地方公務員の育児休業等に関する法律を改正したところでございます。

本市におきましても、国の趣旨に基づきまして、一般職員、会計年度任用職員の区別や性別を問わず、育児休業を取得しやすい環境を整えることで、男性職員のワークライフバランスの推進や、女性活躍の促進が図られるよう、必要となる条例の改正を行おうとするものでございます。

以降の質疑につきましては、担当のほうからご答弁申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） それでは、私から、職員の育児休業の取得の状況ということで、割合でお答えをさせていただきます。

現在女性職員の育児休業の取得率、こちらは100%となっております。その一方で、男性職員につきましては、増加傾向にはあるものの、令和3年度におきましては、20%にまだ満たないというような状況にあるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

今回の改正におきましては、これまでの、1回しかとれなかったというような回数だけではなくて、申請の手続とか、そういった緩和もうたわれておりますが、ちょっと具体的な概要をお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 改正される具体的な内容ということでご質疑頂戴いたしました。

まず、今ご紹介いただきましたが、育児休業の取得回数が、とることができる期間の中で、これまで原則1回であったものが、2回まで可能となっております。また、2点目といたしまして、会計年度任用職員が、子供の出生後、8週間以内に育児休業を取得する場合の要件として、雇われていることが必要な期間、これが、子供が1歳6か月に達する日以降までとされていたものから、子供が生まれてから8週間と6月を経過する日以降までと短縮をされましたこと。それから、3点目としまして、会計年度任用職員の子が1歳に達する日に、そ

の職員が育児休業を取得していない場合ない場合でも、1歳6か月までの期間において再取得が可能となるなど、柔軟な取得が可能となるという改正となっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

大変取得しやすいような状況に改正されているのは、大変うれしい内容でございます。ただし、このことが、改正した、条例が変わったというだけでは、完全に皆さんに浸透することができないと思いますが、そういった意味で、国のほうでもパンフレットだったり、それから講習会を設けたりということをやっておりますけれども、本市での取組はどのようになさるのかお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） おっしゃるとおりでございます。今回職員向けの制度ということになりますので、制度内容を分かりやすく表しました資料の配付や、該当する年代の職員向けの説明会、あるいは管理職を対象としました説明会、こういったものを開催しながら周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

最後になんですが、せっかく取得したとしても、お父さんが赤ちゃんになってしまうような状況ではかえって負担が大きくなりますので、そういった意味で、取得する男性の職員に、その休業中にどのようなことをサポートできるのかというのを、できれば福祉関係なんかと連携をとって、講習会の中に組み込んでいただければと思っています。

また最後には、ぜひこの育児休業をとりやすいような、周りの環境が大変大事だと思いますので、その辺の職場の説明もしっかりと行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） そのほかございますか。

18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） かいしんの志賀です。議案第57号に対する総括質疑を行います。

まず、初めに、割増商品券事業の効果についてお伺いいたします。

ここ数年来、恒例事業になっておりますこの商品券事業、アンケート調査では好評のようではありますが、実際に市内の商店街での購入促進効果がどの程度表れているのかお知らせください。

それで、先ほどお店の57.6%が、新しいお客さんが増えたという答えがありましたが、その後、その新しく増えたお客さんが固定客となっているのかなっていないのかが一番大きな問題だと思いますし、こういった商品券事業の後に、市内の購買金額が増えたのか増えないのか、この辺も検証していかないと、本当の意味での事業の成功とは言えないと思いますので、その辺を分かったら教えていただけますか。

その次に、海岸通1番地区の災害復旧についてお伺いいたします。

この一帯は埋立て地で、もともと地盤の弱い地区であります。今後も地震のたびに同じ被害が生じることが懸念されますが、復旧工事の負担について、市の負担はもとより、1番地区の居住者にとっても大きな負担が強いられるのではないかと思います。そこで、市としては、こういう問題に対して、どのような解決策をお考えなのかお知らせください。

以上で質疑を終わります。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 18番志賀勝利議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算のうち、割増商品券事業の効果として、利用促進、利用者の定着化につながっているのかとのご質疑でございました。

商品券事業完了後に取扱いアンケートを実施しておりますが、売上げ増加や新規顧客獲得についての両設問では、約55%の取扱店で効果があったと回答していただいております。

新規顧客の定着化については、アンケート調査の設問はございませんでしたが、一部の店舗への聞き取りにより調査を行ったところ、商品券利用を機に何度も足を運んでいただけるお客さんが増えたとお声を、飲食店や小売店においてお聞き取りすることができたところがございます。

今後、第4弾のアンケートから、このような状況も踏まえまして、新たな項目を設問に取り入れさせていただいて、調査をしてまいります。

以降の質疑につきましては、担当のほうから答弁申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） それでは、志賀議員に、私のほうからは、海岸通1番地区の災害復旧に関しましてお答えさせていただきます。

今回の地震によりまして修繕する箇所につきましては、敷地共用部分でございます。共有部分につきましては、塩竈海岸通1番地団地組合の管理規約に基づきまして、占有面積割合により案分するという取決めになってございます。

ご指摘いただきました件につきましては、塩竈海岸通1番地団地組合員で検討事項となると考えておりますので、今後、規約の内容等につきまして検討がなされる場合には、市も権利者として協議に参画してまいります。権利者が皆さん、納得できるようなルールづくりにも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

それで、商品券事業ですけれども、これをやることによって、過去4回やったということで、今回5回目ということで、それで過去の状況を、例えばやった後にその市内の購買金額が、それによって前年より増えたとか、そういった実績というのは把握されているのですか。

○議長（阿部かほる） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 商品券事業におけます購入の金額の増加につきましてご説明いたします。

やはり、アンケート調査の結果に基づきますと、商品券の利用の支払いに対して追加した現金があったかというような項目がございました。こちらのほうでは、第1弾では3,911円、第2弾では4,162円、第3弾では3,357円となっております。増加傾向というところまでは認められないんですけれども、商品券の利用を機に、それに追加して買っていただけの部分があったということを確認しております。

さらに、お店のほうへのヒアリング調査によりますと、やはり商品券を機に新たに知ったお店に対して、商品を気に入って何度も来ていただいたというようなお声も伺っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 私が聞いたのは、要するに市内全体を見た場合に、商業者の販売額が前

より増えたということを確認されていますかということを知りたいんです。今何か三千円、四千円と言ったけれども、そんな金額じゃないはずでしょう、商業者の販売額は。分からなければいいです。

要は、お願いしたいことは、打ち上げ花火で終わってはいけない事業だと思いますので、やはり、より効果の上がるように、そういった追跡調査というものをしっかりやっていただいて、実績等の効果を上げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと、あと海岸通のこの復旧、この問題も、多分あそこのマンションを買われた方は、こういう事態は想定外だと思うんです。ですから、そういった方、買った方々のやはり精神的な負担というのも多分あるかと思います。まだ第1回目ですからさほどではないかもしれませんが、これ2回、3回と続いた場合に、やはりかなり負担になってくるかと思っていますので、そういったところの対処法を、やはり住民の方としっかりと話し合いをしていただいて、次に備えていただくような対策を取っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 先ほども申しあげましたように、団地組合でのご議論となると思いますので、我々もその議論のほうに参画させていただきながら、進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党市議団の伊勢由典でございます。議案第52号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、給与に関する条例について総括質疑を行います。

今回の条例提案の趣旨として、塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の誤りがあったことが明らかになり、佐藤光樹市長の給与、これたしかネットで見たら98万9,000円と表記されていますので間違いはないかと思いますが、特例的に、令和4年10月支給の給与を10%減額するとしております。

固定資産税課税の誤りは、そのさきの8月23日に開かれた民生常任協議会でこの案件を報告し、16件のうち時効となった件数を除いて15件、274万3,800円の方々に謝罪し、納入をお願いし、14件、247万9,400円が納入済みだとしております。

こうした一連の経過を踏まえて、佐藤市長の給与を10月で1割削減する条例提案について、

2点について伺います。

1つは、令和2年11月の全員協議会で、下水道料金の賦課徴収漏れが報告され、その後の議会で佐藤市長、副市長、あるいは教育長の給与減額の条例の提案、あるいは管理職の負担金の対応が行われました。今般は佐藤市長のみの1割減額としております。

質疑は、今回は佐藤市長のみの給与1割減額としておりますが、前段の下水道料金の賦課漏れのこの給与減額の取扱い等々についてと、今回の佐藤市長の給与1割減額の違いについて明らかにしていただきたいと思えます。

次に、2番目として、塩竈市には特別職の給与等審議会、これ昭和39年の制定だと思えますが、設置されております。全ての特別職、市長、副市長、監査委員、議員の給与について諮問、答申を義務づけております。そこで、質疑は、この特別職の給与等審議会の役割と任期に、任命についてご説明をお願いしたいと思います。

今般の佐藤市長の給与の減額等について、市長自らのご判断なのか、あるいはこの先ほど述べた特別職の審議会等々についての諮問、答申だったのか、その辺の関係についてお尋ねをしたいと思います。よろしく伺います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えをいたします。

令和2年の下水道使用料の賦課徴収漏れに係る取扱いと今回の違いについてお答えを申し上げます。

令和2年の下水道使用料の賦課徴収漏れに対する対応につきましては、市長、副市長、教育長及び各管理職で一定の金額を市の道義的責任として負担することとし、副市長、教育長並びに管理職については、寄附により負担したところではありますが、市長の寄附行為については、公職選挙法に定める寄附の禁止に抵触するため、令和2年12月定例会において、市長の給料減額に係る条例提案を行ったところでございます。

今回の固定資産税の課税免除の誤りにつきましても、前回と同様に、副市長、教育長並びに各管理職については、道義的責任として、寄附により負担することとしており、私につきましては、市の最高責任者として、今回の事態に対する責任をとるため、給料に関する条例を改正し、10月の給料月額10%を減額するものであります。

以降の質疑につきましては、担当のほうから答弁を申し上げますので、よろしく伺います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） それでは、私から、残余の質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず、特別職給料等審議会の役割と、それから任命の期間ということ、それから今回の件につきまして、こちらの審議会の諮問、答申の対象であったのかどうかというご質疑でございます。

特別職の給料等審議会につきましては、この審議会の役割は、条例によりまして、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額及び政務活動費の額に関する条例を議会に提出する際に、市長の諮問を受けて、市長に対し答申を行うものと規定されておりまして、これまで給料あるいは議員報酬の基本額の改定を行う際に開催をしているところでございます。

また、任命期間につきましても、条例によりまして、市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、市長が任命し、審議終了後に解任されるという規定になってございまして、今回につきましては、基本額の改定ではございませんので、この審議会の審議の対象にはなっていないということでございます。

続きまして、今回の市長の給料減額は市長自身のご判断なのかということでございますが、今回の固定資産税の課税免除誤りに対する市の対応といたしましては、庁議におきまして、副市長以下の職員負担についてお願いすることについて決定したということございまして、その決定を踏まえまして、市長ご自身が条例改正について判断をなされたということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました、大筋。

それで、私も今初めて聞いたのは、要するに、管理職等の関係での負担額というのか、そういうものがあるというのを初めて知りました。

提案の中に、これはどういうふうに予算上取扱いになるのかよく分かりませんが、やはり管理職等々についての、こういった負担額が生じることについて、きちんとやはり議会に対しても説明があつてしかるべきではないのかというふうに思うんです。

やはり、それぞれの管理職の皆さんは、やはりそれぞれ責任を持つての、行政に携わり、

全体の部下について、それなりにやはりちゃんとした、様々な指導なり対応をしているわけ
でして、今般こういった案件の中で、職員のちゃんとしたチェックを通じてのこうした賦課
漏れっていうか、固定資産税等々の案件について出てきたわけで、改めて議会に対して、前
段の下水道の関係でも、管理職等のやはり対応が、前段、全員協議会で説明されていまし
たので、それをもって、言わばそのことも含めて同意したという経過をたどっております。

ところが、今回は10%の条例の、市長の減、削減っていうか、そういうことですので、や
はりこれはちゃんと議会に対して、こういうことを処置するんだということはやはりあつて
しかるべきだと思いますが、その辺のくだりはどうなのでしょう。

○議長（阿部かほる） 鈴木総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（鈴木康弘） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、令和2年の下水道使用料の賦課漏れにつきましては、まず職員の問題発覚後の対応
の不備があったということも、大きな要因としてございます。制度的な問題のほか、職員
の対応の不備ということで、結果的には職員のほうから懲戒処分を出しているという事案の
重さを鑑みまして、全員協議会でご説明をさせていただきます、市の対応について皆様
にご報告したというところでございます。

今回、今調査中ではございますが、固定資産税の今回の課税免除の誤りにつきましては、
担当職員による解釈のミスというところが主な原因というふうに我々のほうでは捉えてござ
いまして、今回そういったところを踏まえまして、まずは民生の所管の協議会で報告をさせ
ていただきましたというところが事情でございます。

また、そういった事情がありますので、事案、事案によりまして、そのものの軽重により
まして、議会の皆様にご報告というのは、我々のほうでまた協議をさせて、考えさせていた
だきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 協議会等々、民生委員での報告はあったものの、やはり議会全般の、や
はり共通の認識にすべきだと。私は、そのことを踏まえての質疑の点ということにさせても
らいます。

いずれにしても、付託がされますので、その中で深めていただいて、こういった案件につ

いて丁寧な対応、あるいは丁寧な議会への説明等で今後もお願いをして、あとは委員会付託案の中でぜひ審査していただければということで、私の質疑は終了させていただきます。

○議長（阿部かほる） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号各議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第60号

○議長（阿部かほる） 日程第6、議案第60号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第60号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」であります。

現委員の任期が本年10月4日をもって満了を迎えますことから、その後任の委員を選任しようとするものであります。

後任は、塩竈市松陽台3丁目にお住まいの佐久間志保子さん、昭和26年11月6日生まれ。仙台市青葉区中山4丁目にお住まいの大友 洋さん、昭和33年2月3日生まれ。塩竈市栄町にお住まいの土井儀憲さん、昭和26年5月13日生まれ。以上の3名の方は、現在委員としてご活躍いただいております、再任しようとするものであります。

いずれの方々も、人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿部かほる） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第60号「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」は、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第60号については、同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、10日から25日までを令和3年度決算特別委員会及び常任委員会を開催するため休会とし、26日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、10日から25日までを、令和3年度決算特別委員会及び常任委員会を開催するため休会とし、26日、定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月9日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会議員 今野 恭一

塩竈市議会議員 伊藤 博章

令和4年9月26日（月曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

令和4年9月26日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし第2

出席議員(18名)

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	10番	香取 嗣雄 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	小高 洋 議員
15番	辻畑 めぐみ 議員	16番	曾我 ミヨ 議員
17番	土見 大介 議員	18番	志賀 勝利 議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 靖
技監	鈴木 昌寿	総務部長	佐藤 俊幸
市民生活部長	長 峯 清文	福祉子ども未来部長	草野 弘一
産業建設部長	星 和彦	市立病院事務部長	本多 裕之
上下水道部長	荒井 敏明	総務部 危機管理監	柴 正浩

総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末永量太	総務部次長兼 総務人事課長	鈴木康弘
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	鈴木良夫	上下水道部次長 兼上水道課長	星潤一
総務部長 政策課長	木皿重之	総務部長 財政課長	高橋数馬
総務部長 危機管理課長	小林史人	市民生活部長 税務課長	鈴木忠一
市民生活部長 環境課長	引地洋介	産業建設部長 商工観光課長	横田陽子
産業建設部長 土木課長	鈴木英仁	上下水道部長 下水道課長	佐藤寛之
総務部 総務人事課総務係長	阿部俊弘	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	鈴木康則	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉知美
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子	監査委員	福田文弘

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第2号」記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番香取嗣雄議員、11番志子田吉晃議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（阿部かほる） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二）（登壇） オール塩竈の会の鎌田礼二でございます。よろしくお願いたします。

本日は、質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。では、早速、質問に入ります。

6月4日の新聞に「2021年生まれ、最少81万人」の見出しで、厚生労働省統計結果が掲載されました。内容は次のとおりです。2021年生まれの出生数は81万1,604人で、統計開始以来、最少となったことが6月3日の厚生労働省の人口動態統計で分かった。

この人口減少については全国的なものではあるが、まず、塩竈市の2021年の状況はどうかをお聞きいたします。

その他の質問については自席にて行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 12番鎌田礼二議員の一般質問にお答えを申し上げます。

市民人口についてのご質問のうち、私からは塩竈市の人口動態についてでございます。

令和4年8月31日現在の住民基本台帳での人口は5万2,697名で、前年同月と比較して491名減少しております。その内訳は、昨年9月から今年8月までの直近1年間の出生数が234人であったのに対して死亡数は730人と大きく上回り、出生数から死亡数を差し引いた自然増減で496名の減少となっております。

一方、直近1年間の社会増減につきましては、転入者数が1,798名、転出者数が1,793名で5人の増加となり、ほぼ横ばいの状況でございました。

これらのことから、本市の人口減少の主な要因は少子高齢化の影響が非常に大きい状況にあると捉まえております。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

この新聞によると、こういったことも掲載をされておりました。国が2017年に公表した推定では、出生数が81万人台全般まで減るのは2027年としていたと。6年ほど早く少子化が進行しており、社会保障の担い手不足などの対策が急務だということが、この次に掲載をされていきました。

塩竈市ではこの人口減少、この統計によると6年早く減少が早まってきたというようなことが書いてあるわけですがけれども、塩竈市ではどう捉えているのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） もし足らざるところがあれば担当のほうからお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

6年早く人口減少がということですが、今までも、その人口減少の状況というのは逐一、今のような形で報道なされております。

私どもとしては、塩竈市の最大マックスの人口が6万4,000人で、今は5万2,000人台まで減ってしまっていると。今、答弁申し上げた状況の中で、自然減がもう500人近くいらっしゃる。これはもうただごとではないなというのは皆さんもお分かりになっていただける数字だと、改めて認識したところでございます。

ですから、こういったところを今すぐその500人をどうやるんだということを言われてもなかなかできるわけはありませんので、積み重ねの中で、若い人たちもしくは子育て世帯に対するアピールをさらに努力し続けないとこの数字はなかなかやはり埋まらないし、逆に広がって

いくだろうと捉まえておりますので、東京都に続いて出生数が全国ワースト2位という宮城県の状況を鑑みれば、これは宮城県も含めて我々もよく協調しながら、よりいい政策を考えていかないと大変なことになると厳しく捉まえております。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

自然減が491人ですから、生まれた方よりその倍以上ということになるので、これはやはり大変なことだと数字を聞いて私も思いました。

それで、次の質問で話そうかと思ったことをもう市長から言われてしまったのですが、新聞にはこういうことも掲載されておりました。

女性一人が生涯に産む子供の推定人数、合計特殊出生率は1.30で、6年連続減と掲載されておりました。

また、都道府県ごとのものが、先ほど市長が言われたように、まずトップのほう、高いところは沖縄の1.8と、それから鹿児島が1.65、宮崎が1.64という数値でした。

それに対して低い順序からいくと、東京が1.08と、一生のうちに1人ぐらいかなという、そのようなところかなとなります。その点、私もびっくりしたのは、宮城県が2番目に掲載されているのです。1.15で宮城県が2番目に低いというような数値です。3番目は北海道という順序でした。

塩竈市で取られた場合、県では1.15という数値ですけれども、これより塩竈市は少なくなってしまうのかなと心配するわけですが、塩竈市の合計特殊出生率というのは算出されているのでしょうか。そこを、しているのであればお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） お答えさせていただきます。

ただいまご紹介いただきました東京が1.08でワースト1位、あと宮城県が1.15で同2位というのが、令和3年の人口動態からの数字ということになります。でも、ご質問の令和3年の合計特殊出生率市町村別というのは、実はまだ公表はされておられません。令和3年度分はです。

一応参考としまして令和2年の合計特殊出生率を見ますと、宮城県は1.20でございました。塩竈市は1.25ということで、若干県よりは上になっているという状況でございました。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） では、この2021年のやつは分からないということです。そうすると、県内から見るとやはり若干高いのかなという、ほんの少しですが、そういう回答なのかなと思います。

次に、人口増加策の効果について聞いていきたいのですが、塩竈市ではいろいろと、私も何度も一般質問で取上げましたし、いろいろやっているほうなのかなと私は思うのですが、それで今年度、今年に入ってからの状況がどうなのかがちょっと気になります。今年度の人口増加策がどれほど効いてきているのか、効果があるものか、その辺の実績をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 人口増加策の今年度の状況ということでございました。

総じて、先ほど市長からご答弁申し上げましたように、やはり若い世代を対象とした人口増加策を取り組ませていただいております。

主な事業の8月末までの状況ということでお答えさせていただきますが、まず、子育て3世代同居近居住宅取得支援事業、こちらにつきましては、今年度からお子様の数に応じまして補助金額を最大65万円に拡充しまして達したところでございますが、今年度の申請状況は16件申請を頂いているところです。比較のために、令和3年度の交付件数は年間で46件ございました。転入人口は165人で、うち子供の数が72人ということで、一定の成果があったと捉えておりますが、利用者アンケートでは、本事業が転入のきっかけになった方とそうではなかったという方がほぼ半々ということでございましたので、今後も事業のPR等に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今年度からスタートした事業といたしまして、新婚さんいらっしやい事業、こちらが8月末までで41件の申請、そして、こんにちは赤ちゃん誕生祝い金贈呈事業が39件となっております。

さらに、今定例会で提案をさせていただいております婚活支援事業により結婚を促す事業も実施予定でございますので、こういった事業を育てながら効果を評価してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 今の報告は2種類、3種類かな、3つの政策を簡単に説明いただきました

が、全体を通して効果はどういうふうにあったのかないのか、程々なのか、その辺の感触的には、まだ今年度は終わっていないし状況は分かりませんが、どういった状況、感触で捉えているのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 転入、それから出生等ということになりますので、転入等は社会増減というふうに反映されるところでございますが、塩竈市の社会増減はほぼ横ばいの状況ということで、前ですと転出超過というようなことがありましたけれども、少し歯止めがかかってきているようなところもございますので、転出に歯止めというよりは提出・転入が均衡というような状況に近づいていると思っておりますので、こういったことはやはり転入を増やしていけるような努力を今後も引き続きやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

成果は上がっているというところかなと思います。

でも、毎年ある程度見直しをかけて、少し洗練されたもの等ほかにはないものにつくり上げていかないと、目に見える効果がぐんと上がるということは余りないのかなと思いますので、見直しが必要かなと思います。

また、個人的には、今までのそういった政策以外にもっと飛び抜けた施策が必要だと思うのです。もう一手足りないのではないかなと私は捉えているのですが、いかがでしょうか。市長はその辺の感触は。もう一手必要だと思うのですが。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まず1つ、3世代同居近居の支援事業につきましては、これは少し変えたのです。たしか……ではなくて、失礼しました、マックスで50万円だったものを、お子様の数によって15万円プラスさせていただいて、65万円までと拡充させていただきました。

これは、3年間の様子を見たときに頭打ちの状態になりつつあったと。これは、それだけではなかなかちよつと言えない部分があります。新たな宅地造成の土地が形成されているのかどうかということも移ってこられるかどうか。もしくは中古物件がどの程度出ているか。

今、中古物件の市況を見てもなかなかやはり増えていないなというのは、常に不動産のホームページ等々を見ると感じられるのですが、ここ最近でも、兆候としては20数件なり30件なり

の、またはもっと小さい宅地造成の部分が少しずつではございますけれども出ておりますので、そういったところに来られる方に、こういった事業をもっと広くPRさせていただきたいと。

それとともに、今後5年目を迎えたときに、次の段階をまた考えないといけないだろうと思います。これは、こんにちには赤ちゃんでも、新婚さんいらっしゃいでも同じだと思いますが、ある程度、例えば3年なら3年同じことをやったとしても、4年目からはどうするんだ。

これはやめることもあると思います。また、違うものにバージョンアップすることもあると思いますが、常にバージョンアップを考えながら工夫を施して、皆様方にとって、もしくは市にとっては、無理なことをしても続かなければ多分一過性で終わってしまいますので、持続可能な、それで皆様方に喜ばれる、時宜にかなった政策を育て上げていく。こういった方針でこれらの事業も育て上げていきたいとは考えております。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

今、市長のほうから、常にバージョンアップという言葉が出ました。本当に必要なことだなと思いますし、今後ともよろしくお願いします。

次に、今回の一般質問でメインとして捉えているのが、私道整備についてです。この私道整備について移らせていただきます。

私道整備については、常々私は、予算・決算委員会、それから一般質問でも取り上げてずっと言ってきたわけですが、過日、私のところに玉川三丁目の方から相談がありました。それで、土木課と水道部の皆さんに現状を見ていただきました。結論から言いますと、いろいろな問題が多くてなかなか進みそうにありません。

塩竈市内にはこういった私道整備が多数あり、塩竈市民人口の増加の障害になっているのではと私は考えているのです。この現状を職員の皆さん、それから同僚議員の皆さん、そしてこれを聞いていらっしゃる塩竈市民の皆さんに知っていただきたいという思いで、この私道整備について一般質問に取り上げました。

早速、進めていきたいと思いますが、まずその導入部分として、雰囲気的には私は、私道は結構な量で、総延長数にすると半分以上あるのではないのかなと思っはいるわけですが、私道の現状はどういった状況なのか。概略で結構です。そんなに細かな数値は必要ありません。半分とか3分の1とか4分の1とかそういった表現で結構ですので、どのくらいあるのかまず教えていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 私道整備についてお答えさせていただきます。

市が管理いたします道路に対する私道の割合ということでもよろしいでしょうか。私道ですが、私有財産でございますので、管理は原則的には私道の所有者となりますことから、市では私道の延長につきましては把握してございません。

しかしながら、仮に、建築基準法第42条第2項に規定しております、幅員4メートル未満の道路で、いわゆる2項道路を私道と考えますと、市が管理する道路の総延長が232キロ、2項道路は23キロでございますので、私道の割合はおおむね10%と推定してございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） どうもありがとうございます。

1割、10%、霽困氣的にそうですか。いや、私はもっと多いのではないかという思いでいます。ですから、私道を整備すれば、市内の道路はもうかなり良くなるというイメージで私は捉えているのですが、10%ですか。それはちょっとがっかりする数値ですが、この一般質問に取り上げたので、質問を続けていきたいと思えます。

玉川三丁目の方から電話があつて、私も早速、見に行きました。そうしたら、両端、入り口も市道になっていて、抜ける側も市の管理道路になっていると。そして、一般の方もかなり通行するし、そこには下水も水道も入っているし、あとはごみ収集車も通ると。あと、近隣の人も便利な場所を通るといふような扱いの道路だし、私道というよりももうほぼ公道で、もうアスファルトが剥がれて穴が開いていて、これは言ってもらえればすぐ、もうほぼ公道だよねと、もうすぐやってもらえるものと私は解釈したのですが、できませんでした。

この件については、簡単にどうしてできないのか。土木課の課長さんも行っていただきました。ちょっとだけその辺の事情について、簡単に結構ですのでお願いします。

○議長（阿部かほる） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） お答えいたします。

その当該の玉川の場所につきましては、先ほどお話ありましたように、市で管理している道路ではなく私道というところでございますので、まず土木課としましては、自分らで管理する市道ですとか管理道路そちらのほうをまず優先的に管理させていただくというところで、私道につきましては、今回につきましてはできないという判断をさせていただきました。よろしく

お願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ということで、個人財産なので、市の管理地ではないしやれないということなのです。でも、先ほど言ったような条件がいろいろあって公道的な扱いがあるという道路なので、もう当然やってもらえるものかと私は思っていました。

そうすると、その道路を個人で修理をするとすると、勝手に補修はできませんよね。やはり私有財産になるんでしょから、道路は、その所有者の承諾が必要です。その辺についてもちょっとお願いします。

○議長（阿部かほる） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 道路につきましては、私道ということでありますと私有財産でもありますので、まずは所有者さんですかそういった方に、直しますよという承諾を得ながらではないと修理はできないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、どうもありがとうございます。

ですから、持ち主の許可がないといじくれないということになるわけですが、そうすると、承諾もらうにはちょっとこの状況を聞くと大変な状況でした。というのは、この沿線というか道路沿いに住んでいる人は誰もいないと。その持ち主です。そして、その持ち主も、もう相続か何かされて20名ぐらいに渡っていると。そして、近隣には誰も住んでいないというような状況でした。そうすると、承諾がもらえないのに修理もできないというような状況になるし、ここが大きな障害だなと思いました。

それから、先ほど、市の管理地であれば、市の管理道路であればということなのですが、そうすると管理道路にするためには条件がかなり高いと、ハードルが高い状況でした。

この市の管理道路にする意味では、どういった条件があるのか、どうすればいいのか、そこを再度、簡単で結構ですので、皆さんが分かりやすいように説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） 市として引き受ける基準でございますが、道路の帰属を受けるに当たり基準としては、塩竈市にあります市道認定規定というものを設けさせていただいております。

こちらに関しましては、道路のネットワークや道路幅員など一定条件を満たしている場合に帰属を受け取るということとしております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

いわゆる市の管理基準に従ったきれいな状態、側溝も整備されている、溜めますもある、そういう状態で舗装面もきれいになっているという、そういう条件がないと市の管理地、管理道路にはならないということなのです。

そうすると、それに持つていくためにはお金が必要です。自分たちで修理できないので、これ実際に修理になると、一応見積りを出していただきました。そうしたら結構な金額になりました。そして、この沿線上に住んでいる人が、持ち主にそれを払わせるということではできないし、やはりそれを使っている沿線沿いの人たちが負担するとなると5世帯だけだったと。それを5世帯で負担すると結構な金額になると、1世帯当たり。

それがまた皆さんが若い人たちで、共働きもしてもう収入もいっぱいあってという人たちが5人であれば、5世帯であれば、まあいいですよぐらいになるのかもしれませんが、もう皆年金生活をしている人たちで、もうそういった余裕のお金はないという、何とかしてくださいよという泣きつかれる状況になっているわけですが、これについてどう考えますか。考えを聞いても仕方ないのですけれども、何とかしてやりたいと私は思うのです。

その中に私道整備事業というのがあるわけです。この整備事業がありまして、私も、個人の負担の割合を少しでも軽くすれば利用率が上がるのではないかとことごとく言い続けて、4分の3を市で負担してくれるという条件に、この間、去年でしたか、変わりました。

4分の3としても、その4分の1が、全体的に例えば1,000万円がかかって5人で負担すると2,000万円、いや、200万円だと。その4分の1といっても、先ほど言った年金生活やら何やらの人たちは大変だという状況が見えてきました。

そこで私は考えるのですけれども、まず1番最初の、さっき話をしました、この持ち主の承諾が必要だという点がまず第1ハードルに上がってくるわけですが、この私有財産で、この場合はどういった税制になっているのか。税金が納められているのであれば、税金の状態がどうなっているのか、この玉川三丁目の。これは実際に私も税務課長さんをお願いして話を聞いてきました。その結果を皆さんの前でちょっと披露していただきたいなと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） ご質問に関しましては、市道の課税に関する質問というところでございます。

今回、私道の所有者の方が使う道路である場合、所有者が何ら制限を設けず今不特定多数の利用に供する道路の場合に関しましては、公衆用道路ということでの認定として、地方税法の規定により非課税となっている状況でございます。

今回、お尋ねのところではございましたが、登記簿に記録された情報、5筆分、地目上に関しましては公衆用道路ということで、今回に関しては道路用地ということで認定されておりました、非課税ということで税務課としては認定している状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 隣から志子田議員が「さっぱり分かんねえな」という話がありましたが、結果的にこれは無税扱いと、公共道路的な扱いをされているので無税扱いということよろしいのですね。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） この今回の土地道路に関しましては、公衆用道路ということで非課税という扱いになってございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） そういうわけで、だから税金もかからないし、持ち主は何ら関係ないし、もう何も考えてない……、そういう表現は悪いですけども、そういう状況だと思うのです。

ですから、私がちょっと思ったのですけれども、その所有者に塩竈市として特別な条例をつくって課税したらいいのじゃないのと。課税する金額は、平米当たり100円でも50円でもいいのです、10円でも。そういうことは可能でしょうか。課税をすれば、何で俺のお金にもならないのに、この土地を持っていて。じゃ、これは市に寄附するからとか国に寄附するからとかという状況になるのではないかと思ったりするのですが、課税はできないのですか。何としてもできないんですか。特別に塩竈市として条例を新たにつくって、それを課税することはできないのですか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） 今回この土地に関しまして、道路用地に関して課税ができないの

かというご質問でございます。

固定資産税の評価に関しましては、地方税法に規定する、総務省が定めます固定資産評価基準に基づいた格好で、利用状況を確認した上で評価を決定するという状況になってございます。

私道に関しましては、もともと個人の財産というところで、所有者の方だけが利用する場合に関しましては当然宅地評価での課税になってくる内容となっております。ただ、専ら特定の利用者に限られている場合、通常の宅地と比較して利用価値が下がるというところで評価額が低くなっているというところがございます。私道の地積によっては税金が発生しない場合も当然出てくるという状況がございます。

ただ今回の場合に関しましては、あくまでも公衆用道路というところがございますので、地方税法の規定に基づきまして非課税としているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） そうすると、上位の法があるので、それで決まっているので下のほうを勝手に決められないという、それが基になるのということだと思っておりますが、何かいい方法を役所の皆さんは優秀なので考えてもらえないですか、何とか、その辺と思いました。

それからあと、先ほどの4分の3補助で、前からは上がったのですが、4分の3に市の負担が。4分の3ではなくて、もっと5分の4とか10分の9とかそういった割合に何とか上げていただけないのかなと思うのですが、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 鎌田議員にお答えいたします。

令和2年度から補助率を3分の2から4分の3へ、補助率を拡充させていただいてございます。しかしながら、利用件数の低迷が続いておりますことから、現状頂いている相談の内容やそういったものを分析しながら検討を行わせていただきまして、市民の皆様がご利用いただけるような支援制度となるよう、先進の自治体を参考にさせていただきながら研究させていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） またまた志子田議員から、ちょっと分からないなという話なのですが、もうちょっとかみ砕いて、簡単にならないものか、将来に向けて見当できないものか、そこをお願いできますか。簡単に。

○議長（阿部かほる） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） すみませんでした。

制度的な部分といたしまして、令和2年度に改正させていただいてございました。今までの相談内容からいたしますと、まだ、そういった部分よりも、地権者の方々のお話のほうが多いのかなと考えさせていただいてございますので、補助率だけが補助金申請に上がってこないという部分でもないのかなと考えてございますので、そういったものを総合的に勘案させていただきながら、今後、制度の在り方につきましてももう少し研究させていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） そうですか。ちょっと分かりづらいところがあるのですが。

やはり先ほど言ったようにやはり金額がある程度、道路は結構お金かかりますから、やはりそれを割り振ったとしても、それが例えば100軒ぐらいで負担するならまだしも、先ほど言ったように5件だけだし、そして年金生活者だという状況で、もう心が痛むわけですけれども、何とかならないのかなという、将来的にそういったことも、考えていただきたいなと思います。

そして、もう一つここで、ここは下水も水道も入っているわけですけれども、仙台市でこういうことがありました。これは7月16日の新聞ですけれども、60年前の水道管が破裂して2万2,000世帯が断水や濁り水ということで新聞に掲載をされました。どこもかしこも大体もう水道管、下水管が古くなっているという状況にあると思うのですが、この玉川三丁目の部分については水道部の皆さんにもちょっと足を運んでいただきました。この水道、それから下水の履歴といたしますか、どんな具合になっているのか簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） それでは、水道管の布設状況の経歴といたしますか、経緯をご説明いたしたいと思います。

当該の玉川三丁目ですが、昭和48年の10月、ここに私道に接する個人の方、この個人の方が近接する3戸の給水というものをを行うために40ミリの鉛管の布設というものを行っております。さらに、昭和63年10月、これは別の個人の方が、集合住宅、いわゆるアパートに給水するために、40ミリのポリエチレン管を布設しているという状況にございます。今、現状はそういうようになっております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 下水のほうは分かりませんか。ちょっと下水の方に足を運んでないので、分かりづらいのかもしれない。いいでしょう。

というわけで、結構、この仙台市の水道管のこともあるし、下水もある程度問題があるのかもしれないし、そういった上下水道を一緒にメンテナンスではない、何て言うのかな、そういうのは定期的な新たに点検してきれいに施工する。そういうことで、もうこの一帯を、こういった問題箇所を集中的に進めていただいて、行政的に。

そして、ついでに道路の上も、どうせ掘り返してやるわけですから、きれいに整備してもらおうというようなそういった事業とかはやれないものかなと思うのですが、土木課さんだけとか水道部さんだけとか下水関係とかと言ったのではちょっとあれなので、そういったもう大局的に見て管理するというそういうことはできないものかなと個人的に考えるわけですが、これは、誰に聞いてもちょっと困ってしまう話ですか。答えられるのであれば、そういったことができないかということです。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） 道路の埋設物というのは、もちろん今お話がありましたように、水道管、下水管、あるいは道ですと側溝もあるということです。ここには様々な複数の課がまたがってしまっていて、それぞれで管理しているというのが実態です。

今、お話を受けましたその一体的にやれないかという話につきましては、かつていろいろ組織の中で、いわゆる管理課のような総合的な部分があったかと思えますけれども、現状の組織が今は分かれているというのが、どうしても現状はそのような形になっておりますので、やはりこれからこういった関係課の横の連携というのが非常に大事になりますし、何をするにしても一緒にやっていく、効率性を追求していくという考え方が必要になりますので、現状としましては今、必要な場合、横の連携をしっかりとそういったものをつなげながら効率的な工事、どういうふうにしたらいいのかとかといったところを追求していくという姿勢で臨みたいと思います。

以上です。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

ちょっとやはり難しいんですか。先ほど話をした地権者から、修理やら補修をやらせる場合

の承諾をもらう場合もやはり個人を探すのが大変なようです。この道路について、中の1人がどうしても修理しようというので、いろいろ皆にお声かけをしてその地権者を調べたようです。それを調べたけれども、かなりいるというのは分かったけれども、全員把握までは、連絡場所やら何やらを把握するのはもう大変で諦めたという話をこの場所で聞きました。そういったことというのは、やはりほかの土地やら道路やら何やらでもいっぱいあるのだらうなと思いました。

それで、思い出すと数十年前ぐらいには、私はまだ議員になっていませんけれども、何でもやる課という課があって、何でも市民の意見を聞いて何でも取り上げて市民のために一生懸命やっているという課があった、今もあるのかもしれませんが、あの頃あったと思います。

そういったことをやるような課を設置して、そういったこともやる。それから、先ほど言った、今、横のつながりが大切だという水道部長さんの話がありましたが、それをつなぐようなそういった課が必要ではないかと私は思うのですが、そうするとその作業がしやすいと。それから、大局的に捉えてこなすことができると思うのですが、利点としてはかなりあると思うわけですが、市長、この辺でそういうことを、どうですか、できないですか。道路に関してだけではないのです。実際あったら、もう市民の要望を聞いて何でもやると、何でもタッチすると。自分でやれない分はみんなほかの課を動かしてやるというような、そういうことができないものかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） お答えさせていただきます。

本当に何でもやる課、すぐやる課というのが昔あったかとは思いますが、我々としては、こういった課を設置した場合は責任の所在が非常に曖昧になるのではないかと。そのことによりまして、逆に市民の方に迷惑をかけてしまう可能性もあると考えております。

先ほど上下水道部長からも話ありましたように、やはり横の連携を取るというのはこれは確実に必要なことですから、こういったところで、何かこういう工事をするといった場合に情報の共有を横で図って、一緒にやれるものはやるとかそういった工夫というのは当然のことながら必要かとは思いますが、市民の皆様に対する迅速、そして、きめ細やかな対応というのは常に心がけて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

ずっと私道をやってきましたが、私道の冒頭で述べさせてもらったように、塩竈市には、先ほど10%と言ったけれども、その10%がかなり塩竈市の道路のイメージを悪くしているのではないかなと思います。例えば中古住宅を買う、新たに住宅を買うとって実際に見に行ったら道路が悪いと。これは私有財産、私道でこういった状況だとかというのでは、なおさらそこで足踏みしてしまう、引き返してしまうという人が出てくると思うので、やはり塩竈市の人口増加やら何やらを考える場合には、これは外しては通れない道だなと思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

市長に少しだけこの私道について何か意見があればお聞きして、次に移りたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 私道の件に関してもそうかもしれませんし、大震災後、物すごく頭の中に残っていることがございます。それは民地に税金を投入しないと。これはかたくなに国なり県なりが様々な事業を行う上で、私どもに突きつけられた言葉でございました。

例えば、道路をかき上げする。でも、民地との境については当然段差が出ますから、この段差を埋めるために何とかしてほしいと言っても、結局、それは民地ですから駄目ですよ。何回同じことを言っても、やはりそれはできませんということで突っぱねられた経緯がございます。

私も、僕の記憶で多分3か所、4か所ぐらい、今宮町だったり新浜町だったり私有地で共同でお使いになっている住宅のご要望、町内会からのご要望があって見てまいっております。ここでやはり大きな課題になるのが、その民地に対してどれだけ公的なお金を投入することが可能なかどうかという視点だと思います。

これは、鎌田議員がおっしゃっている、使っている方の利便性とか公衆性とかその辺は見方としてはそれも当然重要だと。もう一方で、やはり民地に対する公金の使い方についてはある程度の制限、条件があってもいいのではないかと考えております。

ただ、今までも、今の答弁を聞いていても、少しずつ補助率を上げてきたと、こういうような条件があったとしても全然使っていただけないと。これがやはりそのハードルなのかなと思っております。

先日も野田のほうで同じような話を実は言われてきたところでございまして、とにかくせっかく制度があっても使ってもらえないことについては、少し工夫する必要性は当然あるだろう

と。ただそこには、全てを出すということは、やはり民地に対する公金の扱い方をしっかりとどこかで線引きをして、使い勝手もいいものに変えていく努力は市として考え続けるべきだとは思っておりますので、そのバランスをいかに取っていくか、慎重に検討させていただきたいと思えます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

では、次に移らせていただきます。次に3番目の自主財源確保について質問させていただきます。

ふるさと納税については何度も何度も質問させてもらっているのですが、いい状況になってきているという情報も入っております。ふるさと納税の見通しについて、自主財源、ふるさと納税以外の自主財源の見通しについて、まずちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） ふるさと納税以外のということでございますが、自主財源にそこも全部含めて我々算定しておりますので、一まとめで自主財源の見通しということでご答弁をさせていただきます。

本市の令和4年度の当初予算では、市税をはじめとしました自主的に収入し得る財源、約85億2,000万円となっております。これは歳入全体に占めます割合としましては39.4%となっております。また、今後5年間の財政見通しの上でも自主財源の割合は平均で約39%と見通してございまして、令和4年度とほぼ同水準で推移していくものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

では、もうここ何年かわからないし、これは今後もそうだろうという見通しです。

では、ふるさと納税についての質問に絞ります。

これは何度も質問していますけれども、今年の上半期でどんな具合なのか簡単に教えていただきたいと思えます。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 上半期の実績ということでございますが、集計の都合上、4月から7

月末までの実績ということでお答えをさせていただきます。

寄附を頂いている方の数が3,624件、納税額が5,250万3,000円となっておりまして、前年度と比べますと、寄附者ではおよそ3倍、それから納税額では2倍というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい。どうもありがとうございます。着々と進んでるかなというところでですね。

この間の新聞を見ましたら、「竈さば」というブランドで缶詰を売り出したといった掲載がありました。これも、中身をずっと読んでみたら、ふるさと納税にどうのこうのということで返納品として利用するという具合になっていますけれども、返納品についての状況変更は今どういうふうになっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 返礼品についてのご質問でございました。

最近で最も人気が高いのはやはり牛タンでございます。本市としましては、牛タン、それから地酒、マグロといったのが代表的でございますが、今後も、今ご紹介いただきました「竈さば」をはじめとします地場産品であります水産加工品の返礼品の開拓といったところも、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、どうもありがとうございます。やはり評判はいいのかなと思っています。

先ほどの自主財源の関係で、期待できるのはふるさと納税しかないかなと思いますので、これをどんどん増やしていただいて、その分を何とか新たな人口増加策に回していただきたいなと考えていますので、よろしく申し上げます。

最後に、学校給食に移ります。

ロシアがウクライナに侵攻してからもう半年以上経過をしまして、まだ続いているという状況です。

そして、やはりそれに関する穀物やら何やらで物価の上昇もあるし、ここで心配するのが学

校給食関係がちょっと心配なわけですが、この学校給食についても新聞に掲載をされてきて……今日持ってこなかったかな。「価格高騰の波、給食にも」ということで、これをちょっと読ませていただきました。これは7月13日の某新聞でありますけれども、やはりこの物価高で学校給食を私は心配していました。

いろいろ工夫はされているようですが、どういう状況なのか、現状はどうか、今後の見通しはどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。学校給食について。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 学校給食への影響でございます。

現在の原油価格の高騰、野菜の凶作などによりまして、昨年度に比べまして食材の価格が値上がりしている状況でございます。6月定例会で補正予算をお認めいただきまして、学校給食食材購入支援事業というものをつくりましたので、それを活用しながら給食の量や品数を減らすことなく、栄養基準や栄養比率を満たした給食を今、提供しております。

今後の対応ということでございますけれども、10月以降、今後も食材の値上がり傾向が続くものと予想されております。価格を比較してより安い業者から食材を購入するなど、調整を行っております。献立を作成する栄養士、栄養教諭からは、今後食材の値上がりが続くようであれば、デザートを提供回数を減らすなども検討しなければならないといった不安の声も上がってきております。

食材価格の動向を見据えまして、栄養士、栄養教諭の意見を聴取しながら、今後、さらなる支援の必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） はい、ありがとうございます。

補正も組んでということですが、今後もこれ以上上がらないとは限らないし、ためらうことなく補正していただいて、給食はやはり質を落としたりはできないと思います。

何人に1人でしたっけ、何かやはり貧しいという状況の調査がありますから、中には、最近あまりそういった実態というのはよく分からないので、服装もあまり変わらないという状況で、実際は食べていないという人もいます。ちょっとつかめない状況にもありますので、学校給食しか、1日に1食しか完全に取れるのは学校給食だという生徒もいないとは限らないのです。そんな意味でもありますし、しっかりとその辺は質を落とさずにやっていただ

きたいなという願いをして、今まで一般質問で初めてですけれども、60分以内で終わるとい
うのは、早々と終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、鎌田礼二議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は、14時といたします。

午後1時53分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。5番菅原善幸議員。

○5番（菅原善幸）（登壇） 令和4年度9月定例会一般質問をさせていただきます、公明党の
菅原善幸でございます。

佐藤光樹市長をはじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

今、世界中が新型コロナウイルス感染に直面し3年目となりました。塩竈市においてもいま
だ予断を許さず、これまでに罹患された皆様、そしてご家族の皆様には、この場をお借りし、
心よりお見舞い申し上げますとともに、早期のご回復をお祈り申し上げます。

また、日夜、感染拡大の防止にご尽力いただいております市の関係当局、保健機関、医療従
事者の皆様には、心より厚く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、シビックプライドの醸成についてですが、市民が塩竈市に誇りを持ち、自ら進んで
まちづくりに参加いただくためには、シビックプライドの醸成と人の育成が重要であると、今
年の施政方針に出されました。

まず、シビックプライドの概念ですが、これは一般的には、地域に対する住民の愛着や誇り、
自負心などを言い、私たち自らの内面の意識に関わるものとされています。権利と義務を持っ
て活動する主体としての市民性、また当事者意識に基づく自負心などを内包するものと言われ
ております。

これまでよく言われてきた郷土愛といったシビックプライドには、自らが生まれ育った地域
という考え方ではなく、この町が好きでこの町に関わりたいといった機運や情勢を高めていく
といった表現がなされているようであります。

そして、このシビックプライドの概念が生まれた背景は地方創生の取組と深く関係しており、

2010年頃からまちづくりへの考え方、市民の在り方の1つとして大変注目されている考え方があります。

そこで、本市のシビックプライドの醸成の取組についてお尋ねいたします。

この後の質問については自席からの質問とさせていただきますので、よろしくお尋ねいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 5番菅原善幸議員の一般質問にお答えを申し上げます。

菅原議員からは、シビックプライドの醸成についてご質問をいただきました。

本市では、昨年、市制施行80周年を迎えましたが、さらに、20年後の100周年を見据えて、シビックプライドを醸成するために取り組むべき各種事業をスタートさせているところでございます。

第二小学校の壁画アートでは、第二小学校の子供たちが描いたイメージを組合せて壁画にさせていただきましたが、完成した作品を喜んでもらうだけでなく、1つの作品をつくり上げていく中でお手伝いをいただいた塩釜高校の生徒さんとの交流も生まれたところでございます。

また、中の島公園での植樹事業では第三小学校の子供たちと共に植樹を行いましたが、10年後に二十歳の成人式を迎える際、また、20年後に新たな家族の皆さんと成長したその植樹をした木の前で集まってほしいなど、未来につながるきっかけになってほしいと願って事業を展開したところでございます。

さらには、今年度は杉の入小学校での植樹や布の貼り絵事業、第二小学校の愛鳥の森の再整備などへのきっかけや、玉川中学校の環境整備など、卒業生の皆様のご協力いただけるような新たな動きも生まれたところでございます。

特に、第二小学校の愛鳥の森の再整備へのきっかけでございますが、風光明媚な場所である第二小学校、長年にわたって木が生い茂って、そのすばらしい景色が全く見えていなかったということもございました。それを聞いたOBの皆さんが、ぜひ寄附という形で伐採をさせてほしいというご依頼があって伐採をしていただいたところでございます。そうしましたら、在校生の皆様方から、初めて僕も分かったのですけれども、校歌の中にその大変すばらしい景色の文言だったり、爽やかな風という文言だったり、校歌にある歌詞の意味が改めて読み取れたと、感じられたということをお伝えしたところでございます。こういった新たな発見も1つのきっかけとして、いろいろ動き始めていると思っておりますのでございます。

本市の魅力をさらに掘り起こして、市民や行政が一緒になって見詰め直して磨いていくことで、ふるさとへの愛着へとつながって、自然にシビックプライドが醸成されていくものと考えておりますので、これからもそういった事業に力を注いでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） どうもありがとうございました。

先ほどの第二小学校の風景の中でお話がございましたけれども、私、実は、市長のSNSに第二小学校の画像があったのですけれども、その画像の中にコメントがあったわけです。そのコメントですけれども、つくろうとしてできるものではなくて、もう既にあるものを、あったものの価値感をどう育てていくか、どう発掘していくかという言葉がコメントとしてあったわけなのですけれども、このコメントの中身はどういうお気持ちされたのか。

私もあそこのちょうど第二小学校のもう少し上なのですけれども、風景が、塩竈市の夜景もそうなのですけれども、昼間の青空が見えているときはあそこで写真を撮ったりするときがあるので、大変景観がいい場所であると私も思っていて、そういったところで、SNSに撮影されたという思いをちょっとお聞きしたいと思っていて、よろしく願います。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ボランティアで工事をさせていただいているときの写真なのか、伐採が終わった後の写真なのか、今は覚えておりませんが、愛鳥の森の話は、実は、運動会の際に第二小学校OBの親御さんから体育館の階段のところでした。

第二小学校の卒業生は全てその愛鳥の森で駆け回ったり勉強したりと、そういう場所だったのでということをお聞かせいただいた、その場所がもう雑木林のようになっていて、せっかくの高台にある利点というものを享受していないということが当然のごとく見えるわけですし、あその場所は物すごく風景がすばらしいところで、多分菅原議員がおっしゃっているのは、僕も多分梅宮神社のところが一番好きなのですけれども、すごくいい眺め。

それと、第二小学校の場合は、壁画を造らせていただいたときに、日が当たらないから黒カビになって壁が変色して、子供たちが朝すがすがしい気持ちで登校してくる時に、校舎に入ってから真っ暗というか、景色もよくない。暗闇を歩いて行って黒カビのところの横の昇降口に入って行く。これはちょっとひどいだろうということで、壁画を思いついた事実はございます。

そういった中であって、やはりこれからつくれるものと、前からあるものをどう掘り起こして、そこからどうまた新たな歴史をつくり上げることができるのか。実は、それは多分その地域にいないと分からないことだし、僕は第二小学校卒業ではないのですけれども、初めてそういうお話を聞かせていただいたきっかけがございました。

ですから、子供たちに限らず、地域には地域のそれぞれのシビックプライド、郷土愛というものがありますが、育もうと思って幾らお金かけてもできないものはできないし、ただ、今まで積み上げてこられたものを大切に、もう一回見直して磨き上げていく、このことが非常に重要だということを、第二小学校を通じて感じさせられたとともあります。

だから、第三小学校の中の島緑地公園への植樹とか、今年も杉の入小学校とか動き出しますので、全ての学校だったり地域だったりにそういうきっかけをつくってさしあげるような、種の植え付け事業ですか、そういうことに特にこれからも力入れていきたいなと思っております。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

たまたま私もそのSNSで画像を拝見させていただいたのですけれども、市長がお答えになったので質問させていただきました。

また、各学校でそのシビックプライドの醸成ということで、様々な部分で、壁画とかそういった部分も取り組んでいるわけでございますけれども、私も第三小学校卒業生なのですけれども、その第三小学校の門に入ってすぐ右の側に、赤いれんが造りの卒業生の彫った1つの壁画をみんなでやろうということでやった覚えがございます。

そうすると、私はそこの近くを通ると、自分の彫ったところが分かりますので、今でも分かるので必ず見に行ってしまうという、本当にそういった懐かしい思いをあそこでするわけでございますけれども、そういった皆が、生徒さんたちもそういった思い出になるような、また継がれていくような、先ほど市長が二十歳になった頃にまた携わったことも含めて、やはりそれもシビックプライドの醸成なのかなということで感じました。

そこで、このシビックプライドの醸成を高めるためにはどのような効果が期待されるかということで、やはり目的を効果として、定住人口や交流人口とか、またUターン人口の増加、ひいては転出者の抑制などへとつながっていくものと私は思っております。

また、地域社会に参画する地域の向上や市民による行政発信の向上なども期待する効果の1つだと思いますけれども、こうしたことから、まちづくりにおいて効果的な地方創生の取組を行

う上で、定住人口や交流人口を増やしていくことは塩竈市にとって大変重要なテーマと思っております。

そこで、まちづくりの概念で検討していくことで必要なのは、やはりこのシビックプライドの目標とするものがなくてはいけないと思うのですけれども、その目標をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） お答えさせていただきます。

今、議員から本当にほとんどおっしゃっていただいたのだろうなという感じはあるのですけれども、塩竈に生まれ育って家族あるいは友人と共有した時間、こういったものは本当に大人になっても忘れないものと思っています。

それで、それがやはり身近なものとして記憶に残って、そこからの取組、それがやがて市の中に広がっていく。大人になって、仲間になった皆さんとの行動とかそういったものにつながっていく。そして、それがさらに外へと広がっていきまして、塩竈の魅力を外に伝えていく。そして、交流人口、関係人口の増加、そしてあるいは、もうさらには定住の促進にまでつながっていくというのが、まさに我々としては期待しているところでございまして、それにはやはり住んでいる方々が、冒頭、議員からのお言葉にもありましたが、やはり塩竈市が好きだという思いをどんどんどんどん増やしていけるような取組が続けられればいいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

これは、ほかの県はどうかということをシビックプライドで醸成をされているのかということで、今、本当にシビックプライドがいろいろな自治体で首長が取り上げているわけですが、他県を見ますと、相模原市は「さがみはらみんなのシビックプライド条例」といったものがあります。この条例の条文には、市に関わりのあるみんながシビックプライドを持つことを強制するものではなくて、個人の思いを尊重しながらシビックプライドを高めていく取組を行うとあります。行政と市民がこうした考え方を共有してまちの発展に、また共に努め施行していこうという宣言として取り組まれておるといふ形でありました。

本市としてこのシビックプライド、本当に今年初めて市長の施政方針の中で出たわけですが

れども、今後、どのようにしてこれを市民のほうに伝えていかれるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） このシビックプライド、今年度からスタートしました第6次長期総合計画の中にも、塩竈で暮らしていける、10年後に残したい暮らし、そういったところを基に議論をしていただいたところでございます。

この例ということになります。今、1つ、市長から具体的な例を出していただきましたが、実は本当に身近なところにそういう自分たちの誇りというものがあると感じております。こういったところを一つ一つ掘り起こし、そして、見詰め直し磨いていくということが、塩竈に住んでいる方々のふるさとへの愛着というところにつながっていくものと考えておりますので、決して無理をせずといいますか、身近なところから、そして、またもう既に様々な市民団体の活動という意味でも共通項が生まれているかと思っておりますので、そういった活動を育てていくような取組を今後も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、それでは、よろしく申し上げます。

ちょっと時間が予定より遅れているので、次の質問に移ります。

次の質問は、ゼロカーボンシティ・塩竈についてお伺いします。

これは国の改正地球温暖化対策推進法が可決されて、本市のゼロカーボンの宣言を本年の施政方針の中で表明されました。このことによって、自治体や企業の脱炭素に向けた取組見える化を推進することや、再生可能エネルギーの導入やCO₂削減の努力を比較しやすくして、自治体や企業の競争を加速させ、社会の環境意識を高めて脱炭素を推進していこうとするものであると認識しております。

そこで、お伺いしますが、この改正地球温暖化対策推進法の成立を踏まえて、今後の塩竈市の取組や方向性についてどのようにお考えなのか、その辺のご見解をぜひお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） 今後のゼロカーボンシティの実現に向けた塩竈市の今後の取組ということでご質問いただいております。

2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロとするためには、市民の皆様あるいは事業所の皆様、本市に関わる多くの方々の協力が必要であると考えてございます。このことから来年1月頃をめどに、様々な立場の方から構成する塩竈市環境審議会を開催する予定としてございます。

審議会におきましては、現在、実施しております市民や事業者などへのアンケート調査の結果、今後、実施を予定している関係団体のヒアリングの結果などを活用しながら議論を深めながら、本市の特性に合った脱炭素施策、ゼロカーボンシティの方向性を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 先ほど、答弁の中にアンケートとか団体との意見交換とかという形で答弁がございました。これは、私も2月の施政方針の中のゼロカーボンシティ・塩竈について質問したときに回答であったわけですが、このアンケート、また団体との意見交換、あと、専門家による審議会を立ち上げるという形もあったわけなのですが、具体的にどのように今進めているのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） このゼロカーボンシティ、脱炭素施策についてでございますが、当然、役所、行政だけではなかなか実現が難しいと考えてございます。

今現在、アンケート調査を行っている最中でございます。一般の市民の方、あるいは事業者の方、あるいは小中学生、市民団体の方ということで、今現在は市民の方、事業者の方に対して8月下旬にアンケート調査を行ってございます。今後、9月、今月の下旬ぐらいまでには調査回答が出されるのかなと考えてございます。

あわせて、小中高生あるいは市民団体に関しましても、今後、9月には実施を行いながら、アンケートの回答をまとめながら、今後の対策に関して活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 9月1日から今回進められるということでお伺いしました。

そこで、本市のゼロカーボンの取組として何点か参考として聞きたいと思いますが、3点ほど、今、塩竈市で様々なゼロカーボンシティの取組が行われていると思います。

その1点目ですが、塩竈市の助成金制度を活用して設置した市内の住宅型の再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池システムの設置個数及び発電量の実績について、その辺も教えていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） それでは、市内の太陽光発電の設置件数などについてでございますが、こちら設置の件数につきましては、市のほうでは現在把握していない状況ですが、国のほうの資料で、再生可能エネルギーの市内の発電量ですが、令和2年度の実績で約2万1,000メガワットアワーであったということは確認が取れております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 令和2年度のデータとしてなかなかその辺の数字はつかめてないかなと思います。

また、2点目ですけれども、電力使用量のうちの再生可能エネルギー由来の電力使用量について、市全体でどれぐらいの割合なのか、また、市有施設への割合も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） まず、市内の電力使用量でございます。こちら環境省の資料によりますと、令和2年度でございますが、約25万メガワットアワーが市内の電力使用量でございます。そのうち、先ほどの再生可能エネルギーの発電量約2万1,000メガワットアワーでありますので、市内の電力使用量のうち8.6%が再生可能エネルギーの発電電力量となっております。

また、市内の公共施設の電力使用量でございます。こちらは令和2年度でございますが、約8,500メガワットアワーでございます。先ほどの市内の電力使用量の約3.4%となっております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

今度は3点目ですけれども、塩竈市の全域で地産地消を可能とする仮想発電所の実現に対する課題としてどのようなお考えなのか、その辺のお考えもお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 引地環境課長。

○市民生活部環境課長（引地洋介） 地産地消の再生可能エネルギーの導入に向けた課題についてでございます。

本市におきましても、塩釜市団地水産加工業協同組合におきまして実施しておりますBDF事業がございます。このように、再生可能エネルギーの活用に向けましては地域特性との親和性が高いということが重要であると、まず捉えております。

また、周辺環境、景観への影響、また費用対効果など様々な課題がございますことから、導入に当たりましてはあらゆる視点からの検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

今、3点ほど質問しましたけれども、基礎の自治体としてなかなか持ち合わせないデータかなと思ひまして、本当に丁寧に調べていただきましてありがとうございます。

再生可能エネルギーの設置個数やそれから発電量、さらには再生可能エネルギー由来の電力使用量が着実に増えているということは本市にとって明るい兆しだと思います。ここからさらなる普及を促していくためには、地産地消を可能とする仮想発電所の実現についての課題を対応していく中で、やはり発想の転換等、柔軟な取組といったイノベーションが必要になってくると考えるわけでございますけれども、ぜひともこの取組をそのまま進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。小水力発電についてお伺ひしたいと思ひます。

これは3.11の東日本大震災における原発事故を契機にして、我が国のエネルギー政策は大きく転換を迫られております。そして、新しいエネルギーとして再生可能エネルギーの期待が一段と高まっているわけですが、再生可能エネルギーとは、地球に優しく枯渇しない自然エネルギーのことでありまして、太陽光、それから風力、水力、地熱、バイオマスなど環境への負荷が少なく、石油や石炭を使った化石燃料とは違い、発電する際の二酸化炭素の排出が抑えられて、地球温暖化対策の観点から大いに注目され推進が望まれております。

そのためには、本市におきましても再生可能エネルギーの大胆な拡大への取組が必要だと思います。再生可能エネルギーには幾つもの種類がありますので、本市の各地域における特有のエネルギー資源を積極的に活用すれば、本市の自前の電力をより多く確保することが可能とな

りますし、それはまさにエネルギーの地産地消ということになります。

このエネルギーの地産地消として、本市は既に太陽光発電については、先ほどの答弁もありましたように、塩竈市の補助金を活用して取組を行っている中で、さらにより一層の再生可能エネルギーの導入を図るべく、私は小水力発電の導入を図っていただきたいと要望するものでございます。

そこで、何点かお尋ねします。

この小水力発電について塩竈市の地形に適しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） 水道施設での小水力発電という話にさせていただきますれば、適している箇所というのは、はっきり言ってそういう小水力発電はまずは高低差が必要だということと、それから適切な水量、それから安定的な流量というのが必要に求められています。

そういう意味では、国見浄水場あるいは白石のほうから来ます南部浄水場から来る送水、それから導水、これが一定流量がありますので、この2つの着水の箇所が適しているのではないかとということで、平成28年の調査でその部分が分かっているという現状です。

以上です。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

ということは、梅の宮にある浄水場のことだと思います。この小水力発電は発電効力がよくて天候にも左右されない、また、二酸化炭素排出ガスが極端に少ないことから、自然の恵みを最大限生かしたクリーンエネルギーとして大いに期待されるわけでございますけれども、先ほど源水からの小水力発電が可能だということで答弁もございました。その方式を、どのようにした仕組みなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） 発電の方式というお尋ねでございました。

2種類おおむねございまして、1つは、川の流れとか水路を活用しました流れ込み方式というのが1つございます。それから、本市にあります上水道設備、こういったところは水路式と呼ばれるものであって、既設の施設の水路を分木して、そして水を引き込んでそれを電気エネルギーに変えるという仕組み、この大きな2種類がございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

では、この小水力発電を塩竈市で初めてやるのかなという部分であると思うのですが、宮城県から見てこの小水力発電をどのようなところで、県内で結構ですので、今現在、この小水力発電を浄水場のところでやっている箇所がどのぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） ちょっと全てかどうかは分かりませんが、今押さえている情報としましては、まずは宮城県、先ほどお話ししました仙南・仙塩広域水道の七ヶ宿ダムのところにあります南部山浄水場というところでまず1か所ございます。それから、同じ宮城県の中で、農業用の水路を使ったところが3か所というのは伺っております。それから、仙台市のほうでは2か所と伺っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 2か所ということですが、今度、多分名取のほうでもちょっと前に上水道を利用して、その補助金を活用しながら民間と共有して貸し出すというのですか、その熱量の売電を市が頂くというような形を取っているみたいなのですが、その辺が可能であれば本市も、やり方はいろいろあるのですが、可能であれば、せっかくエネルギーの持てるようなチャンスが小水力発電にあるわけでございます。

ただ、課題になるのはやはりメンテナンスとか費用対効果、それから、どのような補助金があるのかも含めて、改めてこの小水力発電に取り組む中でどのように塩竈市で考えているのかと言っても、まだ新しいのでなかなか考えられないと思うのですが、可能性はあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） こういった再生可能エネルギーの動きというのが毎年毎年変わってきているという現状があります。1つは売電の価格が変動してきているということ、固定買取価格制度がありますけれども、それが少し下がってきているという現状。それから、あと、デメリットというわけではありませんけれども、上水を使うということですから、衛生面、維持管理こういったところの徹底が必要だということも大事かと思っております。

それよりも何よりも、耐用年数が20年以上ということになりますので、本市の今の浄水場を活

用するとなりますと老朽化している施設に設置するという事になって、例えば補助を活用し
てとなると、いずれ仙台市との共同浄水場の整備というのが近々動き始めるという事態にもな
りますので、今、仙台市と協議していますのは、新しいその共同浄水場の中で小水力発電とい
うものの導入検討を、今、一緒に検討し始めているということでございますので、もしばら
く取りまとめまでにお時間いただければと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） いろいろな課題はありますけれども、一つ一つ潰していけば、その20年の
問題もあるかと思うのですけれども、これは源水も含めて様々なところで利用できるかなと思
います。例えば、上流水源も含めてできる問題もありますし、それから、極端に言えば、下水
の落差を利用した下水道も利用できるのかなという部分もありますし、様々なことも考えられ
るので、ぜひともこの小水力発電に対して調査していただきまして、さらなる取組を進めてい
ただきたいなという要望でございますので、ぜひともその辺も調べていただければと思います
ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間もございませんので、次の質問に移ります。

プラスチックごみの削減の取組についてお伺ひします。

ペットボトルのリサイクル推進協議会によれば、我が国のペットボトルの回収率は世界でも
トップレベルでありまして、温暖化防止等の観点からも、温室効果ガス排出の削減に貢献する
など、環境負荷も大幅に低減していると分析されているということでございます。

一方で、世界経済フォーラムで2016年に発表された、2050年にはプラスチック生産量が約4
倍増加し、海洋プラスチックごみの量が海にいる魚を上回ってしまうとされております。

こういった環境問題の対策が喫緊の課題でありまして、その中で2020年4月にプラスチック
ごみの削減とリサイクル促進を目的とするプラスチック資源環境促進法が施行されましたけれ
ども、今後は、この4Rのごみのキーワードも含めてですけれども、持続可能な資源を推進す
ることでプラスチックの資源化環境を促して、環境経済への移行加速が期待されますけれども、
このプラスチックごみの中で身近なペットボトルのリサイクル促進を環境問題のさらなる解決
策として取上げをいたしました。

そこでお伺ひしますけれども、未来の世代を守る塩竈市においてプラスチックごみのゼロ宣
言も含めて、さらなる3Rを推進して、環境問題に積極的に取り組む姿勢も明らかにするべき

と考えますが、その辺のお考えがございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） ただいま、プラスチックごみのゼロ宣言を実施してはいかがかというご質問でございました。

本年4月1日、先ほど、菅原議員からもお話あったとおり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されてございます。この法律によりまして、市町村は、容器包装のみならず製品も含めたプラスチック製品の廃棄物の分別収集、あるいは分別収集の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされてございます。

また、コロナ禍において使い捨てプラスチックの利用が増加傾向となっていること、あるいは、海洋プラスチックのごみの問題、プラスチックごみの削減は喫緊の課題となっているように私どもも理解してございます。

プラスチックごみの減量はもちろんのこと、本市といたしまして、まず、プラスチックごみのリサイクルを進めるための手法の先進事例を踏まえた調査、研究を行ってまいりたいと考えてございます。

このことから、プラスチックごみのゼロ宣言につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） まず、課題として検討していくということでございますけれども、さきのペットボトルのリサイクル推進協議会で、我が国のペットボトルの回収率は88.5%ぐらいあるそうです。リサイクル率は96.7%、世界でもトップレベルであります。2020年にはおよそ48万8,000トンのペットボトルがリサイクルされて、衣類とか土木・建築資材、食品用のトレイ、それから文具・事務用品などという、実に多種多様な製品に生まれて変わっていくわけでございます。

一方で、ペットボトルは回収過程でリサイクルボックスによって回収がされておりますが、全国の清涼飲料水連合会というのがありましてこの調査では、全国の統計から、地域場所によって差はあるのですが、野外設置の自動販売機のリサイクルボックスの中の異物混入というのは31%という報告がされているわけなのですけれども、このペットボトル以外のごみの混入の課題で、廃棄物処理法上で現状ではどのように、このような異物が飲料の中に混入する中で、

事業者が自主的に費用、それから労働力を負担して処理しているわけであります。

そこで伺いますけれども、そういった自動販売機のリサイクルボックスの異物混入の問題をどのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峰清文） 自動販売機に設置されておりますリサイクルボックスへの異物の混入についてでございます。

こちらのほうに関しましては、異物混入されることによって汚れが付着することだけではなくて、瓶あるいは缶のリサイクルがしづらくなってくる、あるいはリサイクル施設への影響を生じると、私どもとしても捉えてございます。リサイクルボックスをめぐる社会問題については、今後も本市として大きな問題であると認識して捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

私もこの市内を調べて、自動販売機のボックスの中のごみの混入とかを調べたのですけれども、そんなには余りなかったような気がします。ただ、コンビニなどはやはりそういったものが入らないようにということで、コンビニの中にボックスを入れて置いていますので、どうしても市民の方は、そこに入ることはできませんので、やはり自動販売機のボックスのほうに入れる可能性もあるということでございますので、業者さんにも聞こうと思ったのですけれども、市内には管理している業者さんがいないということで、多分、仙台とか、それから多賀城市の機械を販売しているところなのですけれども、その販売店にちょっと聞いたのですけれども、管理まではしていませんと言われまして、そういうこともあったわけなのですけれども、ぜひともそういった企業との連携といいますか、そういった協議もしていただきまして、環境省も、自動販売機のリサイクルボックス内の一般廃棄物低減で、自動販売機業者だけでなく行政機関も協力して問題解決に当たるべきという国の見解も出されております。

市民のSDGsに即した意識啓発に取り組んで、異物混入による事業者の負担軽減になるように、本市としてもぜひともこの件に関しては取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後の質問でございます。

学校施設のZEB化の推進についてお伺いしたいと思います。

塩竈市のゼロカーボンシティの実現を目指して、脱炭素社会の構築に向けて、環境教育の推進とカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化への取組についてお伺いしたいと思います。

まず、「ZEB」とは皆さん余り聞き慣れない言葉だと思うのですが、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」ということで、優れた省エネ技術によって年間の一次エネルギーの消費量をゼロもしくはマイナスにできる建築物を言います。言わばエネルギーの自給自足を目指す「ZEB」ですが、より正確に言えば「ZEB」「Nearly ZEB」「ZEB Ready」の3段階に分かれておりまして、このうち実現にハードルが最も低いものが「ZEB Ready」となるわけがあります。

そこで、塩竈市もゼロカーボンシティの宣言を行って、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すわけで、今、表明されたわけですが、こうした新たに作成した温室ガス排出の計画がある地球温暖化対策実行計画を私も拝見させていただきました。庁内にもゼロカーボン推進チームを組織化しまして、公共施設のZEB化の検討も含めて、公共施設のゼロカーボン化を目指す取組を行っているとお伺いしております。

そこで、公共施設のZEB化についてどのような認識をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 公共施設の学校施設に関して、私からお答えさせていただきます。

学校施設のZEB化の推進に当たりましては、施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入が必要になってまいります。環境に配慮いたしました学校施設の整備は、持続可能な社会の実現に向けた環境教育の一環であると考えられますことから、今後、国の動向を注視しながら、学校施設におけますZEB化推進の可能性について探ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

そこで、エコスクール事業というのがございますけれども、このエコスクール事業のプラスということで認識しておりますでしょうか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） エコスクールでございます。エコスクールに認定されることで、文部科学省のほうから補助単価のかさ上げ措置とか、農林水産省、国土交通省、環境省のほうから補助事業の優先採択の支援が受けられるということを承知しております。県内のほうでも何校か、エコスクールに認定されている学校があることは承知しております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

本市もゼロカーボン化を目指して取り組むわけでございますので、こうした事業を、現在のエコスクールプラスとして認定を受けた学校施設の整備事業を実現する際に、関係各省より補助金の事業として優先して選択されているわけでございます。支援を受けなければそれは対象にならないのですけれども、平成29年度現在、全国で249校が認定を受けております。

そうした中で、文部科学省の支援としてエコスクールの施設整備費補助金は、新設とか増設とかのそれぞれ2分の1、改築や大規模改修が3分の1となっていますけれども、様々な事業がございまして、今現在、我々塩竈市で取り組んでいる長寿命化事業もあると思うのですけれども、それとはまた別のものでありまして、せっかくこういったものがありますので、様々な学校の備品も含めた中で必要なものを補助金として使えることでございますので、その辺のZEB化の実現に向けた支援事業をどのようにお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） ただいまの長寿命化計画でも、第一小学校が間もなく工事が終わります。あと、今回、第二中学校の工事の案件をお願いしておりました。今後、次にまた工事の計画もございまして、その際に国県と協議させていただきまして、エコスクールの導入ができるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） はい、ありがとうございます。

本市の持続可能なゼロカーボンシティ・塩竈の取組として、様々な部分で、今回、質問させていただきました。

地球温暖化、大変幅広い中身でございますけれども、本当に一つ一つこの地球温暖化、今、豪雨災害もかなり頻繁になってきている中で、この地球温暖化対策も塩竈市からこのゼロカー

ボンシティ・塩竈として取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひとも市長、よろしく
お願いしたいと思います。

それでは、私からの一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、菅原善幸議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利）（登壇） かいしんの志賀勝利です。9月定例会での一般質問をさせていただきます。

国内では、コロナウイルスの感染拡大が続き、収束の兆しが見えない中、国の将来を左右する国会議員の多くに、かつて靈感商法で問題となった宗教団体との関わりが次々と表面化し、連日、マスコミをにぎわしております。政治家の倫理感の欠如にあきれるばかりであります。日本の将来はどうなっていくのでしょうか。

一方で、我が塩竈に目を向けますと、東日本大震災後11年目を迎え、復興の道いまだ道半ばといった状況から脱却できていないのが現状ではないでしょうか。

期待されている海岸通市街化区域再開発にしても、当初の予定から遅れが生じております。多くの市民の方からこの再開発はどうなっているのかとの問いかけがあり、これに答えるべく、昨年末に刊行した「志賀勝利市政レポート第4号」に再開発の現況を掲載しましたところ、再開発組合理事長、まちづくり塩竈社長の連名で、令和4年4月27日、配達証明付の書簡を頂きました。

書簡の内容は、掲載記事内容に多くの間違いがあり、市民全体を通して組合の事業は不当な事業計画で事業している論調は、都市計画法に基づく市街地開発への理解が欠如している。即刻、レポートの配布を中止するように。中止しなければしかるべき処置を取るとの厳しいご指摘を頂きました。

そこで、今回の一般質問を通して、市当局に対して事実関係を確認し、市民の皆さん、議員

の皆さんと共に、海岸通市街化区域再開発に対する正しい現況確認をしていきたいと思えます。

具体的な内容の質問に入る前に、佐藤光樹市長は、本再開発事業をどのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

後の質問については自席より質問させていただきます。当局の明快なる回答をお願いいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 18番志賀勝利議員の一般質問にお答えを申し上げます。

海岸通地区の再開発について、本事業をどのように捉えているかのご質問でございました。この事業につきましては、組合施行によりまして、震災復興市街地再開発事業であり、平成24年10月の準備組合設立からおおむね10年が経過をしたところでございます。

本市といたしましては、これまで復興交付金に加えて、市の独自財源により補助金を交付したほか、権利床である公共駐車場や子育て支援施設が入居する保留床の購入、事業の収支差額に対する援助金の交付を行ってまいりました。さらに、本年度予算といたしまして、株式会社まちづくり鹽竈の保留床購入に係る都市開発資金貸付けの予算を確保するなど、本市としてなし得る支援は全て実施してきたものと考えております。

つきましては、事業に関わる全ての皆様に対しまして、本年度内の事業完了と再開発組合の解散を命題といたしまして、果たすべき責任をしっかりと果たしていただき、当初の事業目的である被災した中心市街地のにぎわい再生が達せられますことを、心より願っているところでございます。

私からは以上でございます。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

再開発組合とまちづくり鹽竈の抗議文の真偽について、これから確認させていただきたいと思えます。

組合からは、不当な事業計画をしている論調だと指摘されました。私は、本事業が不当な事業計画だと一言も記載しておりませんし、その認識もありません。ただ、事業計画に対しては商売人らしからぬ判断の甘さが今の状況を招いてしまったようだと指摘しております。

そこで、質問です。

一般的な都市再開発事業の進み方では、権利者、地方公共団体、ゼネコンまたはデベロッパ

一等の関係者の協力が必要であります。新しい建物の建設費は、土地の高度利用によって付加価値を生み出し、新たな付加価値を生み出した保留床をゼネコンまたはデベロッパーに売却して得る資金と、地方公共団体からの交付金で賄うと。

また、権利者は、権利交換の仕組みを通じて従前の土地と新しい建物に応じた新しい建物の床と土地の一部を従後の資産として受け取るといったことで、事業に取り組むということになるのが一般的な流れになるかと思いますが、海岸通の再開発では手を挙げるゼネコンの事業協力者がいなかったことが、事業のスムーズな進展を難しくしたのではないのかなと私は感じておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、再開発事業におきましては、失礼しました、ゼネコンと事業協力者の存在というのは非常に重要でございます。本市の事業ではマンション事業者が参画されておまして、スムーズな進捗が難しくなった要因としては、工事費の高騰により入札不調の発生など、事業開始以後に生じた要因も考えるものと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

それと、この事業の地権者総数と準備組合に参加した地権者数を教えてください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

準備組合設立当時におけます事業区域内の地権者数は、市を含めて57人、うち準備組合に参加した地権者は47人でございました。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、参加しなかった住人の方の不参加の理由についてはどうでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

内容といたしましては、準備組合設立の段階で事業にご賛同いただけなかったものと捉えて

ございますが、市といたしまして不参加の具体的な理由につきましては承知のほうしてございません。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） はい、分かりました。

それと、権利変換を希望した地権者の数は何人いらっしゃいますか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

平成27年5月の本組合設立時点におけます権利者数は、市を含めまして59名義であり、このうち16名義の方が権利変換を選択され、残り43名義の方につきましては補償受取域外に転出をされてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、権利変換を希望しなかった方は、その理由はどのような理由でしていないのですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

権利変換を希望されなかった理由というところでございますが、それぞれのお考えによるところというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 当然、一般的に本組合設立時に資金計画書を作成し、地元自治体に提出することになっていると思いますが、決算特別委員会の資料として要求いたしまして、資料No.23にこの内容が出ておりました。

そこで、この中に資金計画表と資金調達計画表がありました。この中に、借入金の35億円というものが書いてあるのですが、この内容についての調達先はどこなのか教えてください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

設立認可時におけます資金計画のほうでは、借入れ先につきましては一般金融機関とされて

ございます。しかしながら、結果的に住宅支援機構からの融資が確定したということで認識を
してございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 当初は一般金融機関からと。それが住宅支援機構からの融資に決まったと
いうことです。

このときに、売却ができない保留床を買い取る役目の会社、まちづくり鹽竈の資金計画につ
いては確認はされているのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

まちづくり会社の資金計画につきましては、まちづくり会社の設立時及び増資のタイミング
におきまして、提供いただいた資料の中で確認をさせていただいております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ということは、この時点ではまちづくり会社の資金計画は確認してない
ということです。

それで、本来は、この事業、事業協力者ではなくて、なかなか最初から苦戦していた事業で
あります。そうすると、もう、まちづくり会社が買い取るという前提の中で事業がスタートし
たのかなと思っているわけですが、そうすると、このところをきちんと役所としてチェック
ができていたのかどうか、そのところをちょっと疑問に思うわけです。その辺はどうですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

事業当初の段階において、失礼しました、事業当初の段階におきましてそこまでの確認がで
きていたかという、足りない部分もあったかと思えます。と申しますのは、まちづくり会社
のほかに民間事業所への売却ということで記載もされておりましたし、その時点におきまして
はそういったことになるのだろうというふうに認識しておったというところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） はい、分かりました。

それで、この株式会社まちづくり鹽竈に、出資者は何人いて、もともとの地権者は何人いらしたのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） すみません。手元に資料ございません。後ほど確認して回答させていただきます。大変申し訳ありません。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 設立当初の人数だけで結構ですから。

それと、海岸通再開発計画に不安定要素はなかったのか、お聞きしたい。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

数のほうにつきましては確認してご回答させていただきます。

当初から不安がというところがございますけれども、不安要素がなかったとは言いがたいとは思われますけれども、その都度、最大限の対応を図ってきたものと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） その不安定要素というのはどういうところですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

市側という意味で申し上げますと、その再開発事業自体の事例自体がさほどないという状況の中で、なかなか複雑な制度の内容でございますものですから、このまま計画どおり進むのかということに関しては、担当としては不安を感じておったというところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 当然、本来であれば事業協力者があって、そこの方は、先ほど言いましたように、一般的な流れはその中で建設費と売却額を相殺していくというような流れかと思うのですが、今回の場合はそういう流れではなくて間違っただけの形になっているわけです。

それで、あと、この私のレポートに対していろいろ指摘させていただいていますので、その指摘について事実確認をさせていただきます。

保留床の1区画の売却が決まったのみは誤りであると、未定の区画はないとの指摘について

お伺いします。

これは、保留床はまちづくり会社が当初から買い取る、もしくは取得するという形になっているわけですが、売却は、組合が売却できない保留床はそういう形になるということなのですが、そういう認識でよろしいわけですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 現状を捉えますと、結果、議員おっしゃるとおりかというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、本事業で売却という言葉は第三者に売った場合に使う言葉であって、まちづくり鹽竈には取得してもらい、または買い取ってもらいという表現が適切ではないかとは思っているのですが、この辺はいかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

用語の定義の問題かなと思っておりますが、再開発組合とまちづくり会社につきましては法人としては別の組織ということでございますので、まちづくり会社につきましても売却という表現と捉えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そうすると、売却できたのは1区画だけだということについてはちょっと誤りであるということよろしいわけですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 売却した区画数ということで捉えますと、第三者の皆様への売却につきましては昨年度末時点で2件の譲渡契約が成立しているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そうすると、私のレポートとしては、売却ができたのは1区画だけというところを、第三者にコメントを得られなかったところにちょっと誤りがあるのかなということ

で、ここは訂正させていただいております。

次に、保留床の区画数の根拠が不明であるという指摘をされました。

2番地区の区画数は、平成29年5月の塩竈・直会横丁出店者募集要項では14区画あったわけ
です。ところが、いつの間にか8区画に減っていたというところなのですが、B棟のすし店と
洋品店の間に、これをB棟と言っているようですが、ここが1階と2階で6区画、7区画あつ
たのです。それが8区画になっているというところなのですが、この変更された時期はいつな
のでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えさせていただきます。

保留床の区画数に関するご質問でございます。

当初の公募時点におきましては、2番地区に整備される14区画のうち保留床は10区画となつ
てございました。しかしながら、まちづくり会社のほうでは、テナント誘致を進めるに当たり
まして細かな区画割を廃しまして1棟貸しを基本としたこと。これに加えまして、昨年5月に
茶舗店が1番地区の仮店舗を本店舗としたこと。1棟につきましては、先ほど来申し上げてお
ります第三者との譲渡契約が成立したことを受けまして、現在は4区画と捉えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、この変更について組合では、前に4億円の塩竈市の補助金を出す
ときに、附帯決議ということで、逐一、議会に報告することということを受けて、海岸通再開
発組合発の市街化地域再開発事業推進状況についてという会報を出していたわけですが、この区
画の変更については、議会にこういった形で報告されていたのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

テナント誘致活動を進める中で1棟貸しという形に基本のほうを変えられているということ
でございますので、その内容につきましては、全体につきましてはご報告は差し上げてござい
ますが、議会にはお伝えしていなかったという状況でございます。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そうすると、議会としてはそれは知らないのは当然であったというところ
で、ただ現状は14区画ではなくては8区画だよという認識でよろしいわけですね。はい、分か

りました。

次に、令和元年12月16日に保留床に係る覚書書というのが、組合とまちづくり鹽竈の間で取り交わされております。1街区2街区、現時点でまちづくり鹽竈の買取り対象となる保留床区画は何区画あるのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

1番地区につきましては3区画、2番地区につきましては4区画の合計7区画となっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、支払いが実行されていないのは7区画のうち何区画あるのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えさせていただきます。

現状でございますが、未払いの区画につきましては5区画でありまして、所要額につきましては2億3,235万円が所要額となっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

この事業は保留床の譲渡に関わる覚書は交わしたのですが、買取り代金を支払って初めて契約が成立ということで、そこで再開発組合の事業が終結して、そして組合が解散できるという形になっていると思うのですが、これで間違いないですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、再開発組合が解散できないとどのような問題が起きるのかということをお聞きしたいと思うのですが、平成31年2月13日ですか、県の都市計画課による指導内容要旨という議事録があって、まちづくり鹽竈における保留床取得費の資金手当が不確定な状

況の中で、権利者保護の観点から、再開発組合総会でまちづくり会社による保留床取得ができない場合のリスクがあることを権利者に説明し、理解を求めることということが書かれてありました。

それで、続けて、再開発組合が解散できないとどのような問題が起きるのかということと、権利者に対しての説明会が開かれたのか、2点についてお伺いします。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

一般組合員向けの説明会ということですが、説明会ということではなくて、平成31年3月27日に行われました組合の臨時総会におきまして一般組合員の方々へ説明がなされたということですが、こちらにつきましては、令和2年度の決算特別委員会に議事録等々をお示した経過がございます。

また、組合が解散できないとどのようなリスクがあるのかというところがございますけれども、復興交付金を活用した事業でございますので、事業が完了しなかったことに伴う何らかのペナルティーが懸念されますほか、組合が解散できずに保留床を持ち続けることによりまして新たな費用が発生してくる。例えば保険料でありますとか維持管理経費が発生するものと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

それで、また新たな指摘点なのですが、先進地視察した全ての地区で、テナントが7割8割近くが決定してから建設着工しているという記事を私は載せました。

ところが、これに対しても、組合の指摘では、この20年で商業環境が大きく変化しており、着工して2年後の契約をするような緩いスピード感で出店計画を組む専門店はほとんど存在しないと指摘されています。

市当局としては、この組合員さんの考え方というのはどのように捉えますか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

テナントの誘致に係るところにつきましては、発言がなかなか難しいかと思っておりますけれども、市といたしましては、昨年10月の産業建設常任委員会でもご説明させていただきましたとおり、

平成30年以降、資金計画が不透明である中、テナント誘致も想定どおり進まない状況を踏まえ、建築計画の見直しにつきましても指導助言させていただいた経過がございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 私の視察してきたことが全否定されているようなわけですが、次に、さらに、貴殿が視察された再開発事業は商業施設ではないのではないかというふうにも書いてありました。

ちなみに申し上げますと、私が産業建設常任委員会の委員長在任の6年間で視察した場所は3か所あります。いずれも事業規模は塩竈市の数倍の規模でありました。

平成27年11月、伊勢市おはらい町・おかげ横丁の視察。これは事業費が300億円、事業資金は民間が自前で調達をしたと。

平成28年11月には、岩手県の紫波町オガールプロジェクト、これも開発地域は10.7ヘクタール、塩竈の0.8ヘクタールからかなり大きいです。ここも地元の建設業者が中心となって地元の木材を使用し、それで開発者側は平成23年から平成28年まで、塩竈市の再開発とかぶるわけですが、ここでもテナントを固めてから地元金融機関と政府金融機関の融資で賄う。補助金に頼らないことが事業計画の精度を上げることにつながるというコンセプトで取り組んでいらっしゃいました。

それと、平成30年1月には、岐阜市の市街地再開発事業の視察に行っていました。人口40万人の町ですが、アパレル産業の集積地でありまして、昭和52年から40年間で8事業が完成しております。そのほかに、組合設置認可が2地区、準組合設置が3地区、準備組合設置前が1地区という、これだけ再開発に取り組んでいるところでもあります。

ここで再開発のスパンは大体20年から25年をかけて取り組んでいると。塩竈に比べるとかなり長いスパンで慎重に取り組んでいらっしゃる。完成した事業は、全て事業着工前にテナントが100%決定の中で工事に着工しているということを知っていました。当然、ゼネコンを事業協力者という形で建設工事を請け負う事業者が居住区を買取り、商業施設については再開発組合と事業協力者がテナントを探すというようなことでやっていたそうです。

それで、都市開発法に定められた以外の市の補助金は出さない。一度でも出せば、以後の再開発の支障になると。塩竈市では補助金を出していると言ったら、岐阜市の担当の方は驚いていらっしゃいました。こういう制度以外の補助金を出すと前例になり、以後の再開発事業に対

して市当局の負担が生じるために、岐阜市ではそういう手法は取らないということが分かったわけです。

以上のような視察内容を勘案して、どちらの方法を事業計画として選択すべきか、どういふふうに思われますか。何も決めないでやったほうがいいのか、ちゃんとかうやって決めてやったほうがいいのか。市としての選択というのはどちらを選択したほうが賢明だと思いますか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えさせていただきます。

確かに議員ご指摘のとおり、テナントが決まってからというのが一番確実な進め方かなと考えてございます。

ただ、繰り返しになりますが、復興交付金を使った事業の中で一定期間の中で事業を終わらせなければならないという事情の中で、今のような状況になってしまったというところに関しましては、市としても思うところはあるところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 開発期間が短いという、準備からやるまで短かったという点はあるにしても、やはりあまりにもエイヤーでやってしまったのかなというふうにも感じるわけですが、大体失敗例もあります。

平成25年に神戸の新長田地区、阪神・淡路大震災ですか、その阪神・淡路大震災の後に開発したところなのですけれども、面積が約20ヘクタール、事業費が2,270億円、従前権利者が1,596人、開発ビル42棟。建てたのは、これは神戸市が主体でやりました。これも26年たってもいまだに商業床の6割が売れ残っていると。今はもう326億円の大赤字を超えているという事業失敗例です。

あと、平成29年にNHKでも放送されましたけれども、青森の市街地再開発事業のアウトガ、ここもやはり行政主導でやった結果、2016年中に経営破綻してしまったということがあります。

ですから、なるべく成功させるためにはどういう選択が正しいのかということ、ちょっと安易に考えていたのかなというのを私は考えているわけです。

次に、マンションは専門業者に全棟一括販売したは誤りであると指摘されました。それで、専門業者でなく参加組合員の1人であると。確かに株式会社フージャースコーポレーションが事業協力されたことは承知してはおりましたが、株式会社フージャースコーポレーションはマ

ンション販売の専門業者ではなかったのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

株式会社フージャースコーポレーションにつきましては、マンション分譲のほか、他自治体におけます再開発事業に参画事例もある事業者と捉えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 専門業者ですよ、くくりは。そうですね。分かりました。

それとあと、今回の事業でマンションの権利変換戸数と面積を教えてください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えさせていただきます。

マンションにつきましては14階建ての63戸が整備されてございまして、58戸が参加組合により、株式会社フージャースコーポレーションによる分譲販売、5戸が権利者に取得されておりまして、権利床5戸分の床面積につきましては約360平方メートルとなっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

それで、権利変換の5戸、これも組合発行の、先ほどお聞きした海岸通再開発組合発の市街地再開発事業推進状況についてという会報では、議会に報告をされているのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

権利床の増し床ということでお金をお支払いいただく形になりますが、こちらにかかる金額については所管の協議会等でご説明をさせていただきました。しかしながら、具体の部屋番号につきましては既にエンドユーザーの方がお住まいでございますので、具体的に何号室ということでお話ししたことはございません。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 議会には正式には連絡してないということでもいいのですね。これも一応こ

ういう事実がありますので、私が書いた全戸一括販売というのは誤りで、58戸を販売したと、この場をお借りして訂正させていただきたいと思います。

次に、指摘として、マンションに関する建設費から売却費を引き赤字とすることは事実関係が誤りであるという指摘もありました。そして、貴殿の本事業の採算性の圧迫は組合事業には存在し得ないとも書いてあります。確かにご指摘のとおりであります。土地代金を考慮すればさほどには変わらないであろうと考えて、端的に表現した結果でございます。

そこで、今回は、土地代金を含めて、私なりにマンション等の原価を算出してみましたので、正しいのかどうか確認させていただきたいと思います。

マンションの取得原価の算出方法について確認します。1番地区の土地面積と土地登記内容についてお伺いします。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

1番地区におけます床面積の合計ということでよろしいでしょうか。土地の値段……はい、お答えいたします。

単純に面積と地価公示価格を掛けた金額ということで考えますと、先ほど、すみません、前段申し上げますと、再開発事業とこれからなされる試算のほうはどう合致するかは一概に言えないかなと思いますが、近隣にあります地価公示価格と面積を掛けますと約1億9,000万円というふうになろうかと思えます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 土地代は1億9,000万円、この価格が1番地区に原価として加わるということ。1番地区の総床面積は何平方メートルでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

令和4年4月の事業計画の内容からでございますけれども、事業により整備した1番地区におけます床面積の合計は9,211.07平米となっております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そうすると、今の床総面積を1億9,000万円の土地の金額で割ると、大体

平米当たり2万625円という計算になろうかと思えます。

それで、マンション総床面積は何平米だったでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

こちらも出典は同じ事業計画から持ってきているものでございますけれども、マンションにつきましては4,655.77平方メートルとなっております。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そうすると、4,655.77平米に、先ほど言いました土地単価、平米当たりの2万625円を掛けますと約9,600万円というマンションの土地の原価が出てきます。

それで、マンション等の工事総額はお幾らでしたでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 16億7,200万円ほどというふうに把握してございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、マンションと今の16億7,000万円、これに土地代が9,600万円、これを足しますと17億6,800万円というマンション等の土地を含めた原価というものが出てくるわけです。

そして、マンション等の総床面積4,655.77平米でこれを割りますと、平米当たり37万9,849円という床面積の単価が出てきます。この床面積の単価に株式会社フージャースコーポレーションが買い取られた床面積を掛ければ、床面積の原価というものが出てくるわけですが、株式会社フージャースコーポレーションが買った床面積は何平米でしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

組合の定款に規定されてございますので、株式会社フージャースコーポレーションが取得された床につきましては3,978.39平方メートルとあります。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 今の平米数にマンションの平米単価37万9,849円を掛けますと15億1,100万

円という原価がはじき出されるわけです。それで、この15億1,100万円の原価のものを株式会社フージャースコーポレーションには10億7,000万円で売却したと。

これは補助金が入ってない、この場合は補助事業ですけれども、通常、マンション業者が建てたら約4億3,900万円の不足が生じるわけです。ですから、普通、マンション業者はこういう事業はやらない、取り組まないと思います。

この不足額については、先ほど建設費から売却費を引いて赤字とするということはおかしいと指摘されたわけですが、こういった不足額はどのような表現で捉えればいいのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

繰り返しとなりますが、その再開発事業とはまた違った1つの試算の考え方ということでございまして。今回の議員の試算により生じたものにつきましては、差額という形になろうかと思っております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 差額、では、赤字ということは差額であるということです。ただ、大きな差額だと思います。だから、こういった差額が出るから、事業協力者が現れなかった原因にもなっているのではないかなと考えます。

塩竈市内のマンションの販売状況を歴史的に振り返りますと、バブル崩壊後には、尾島町、港町の建設計画が中止になっています。そして、港町の場合は土地の売買契約締結後のキャンセルだったので、億を超える違約金が払われたと。そうしてもやはりキャンセルしたい土地だったわけです。それから、平成10年頃には、今野屋の土地に商業施設と住居の複合ビル開発計画がありました。これもなくなりました。

それから、東北本線のマンションも、結局、完売できずにディスカウントした。イオン前のセレーノも、結局、完売できずにアウトレット専門業者に渡って、大きい値引きで売られたということで、塩竈市はなかなかマンション事業では厳しい場所であったという認識になろうかと思っております。

それで、次に、連帯保証せずに資金調達を提携したため、解決の見通しが立たずは誤りであるということの指摘を受けました。

ただ、私は、これはまちづくり塩竈の資金調達を言っているのだから、組合の資金調達について

は書いてはありません。ここには、組合では連帯保証の話は平成28年1回きりだと書いてありました。

それで、連帯保証に関して、再開発組合理事長宛に、令和2年3月31日ですか、理事長あてに塩竈市長名で通知書が渡されたと認識しておりますが、その内容についてお知らせください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

ご指摘の件につきましては、令和元年度の補助金執行に当たりまして、保留床の取得責任を明確にするため、補助事業変更承認通知書に追加条件として、組合とまちづくり会社の間において保留床譲渡契約を締結し、かつ確実な履行を求める趣旨を記載したものでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 販売について指摘していますよね。指摘というか、この中で、保留床譲渡契約を締結し、かつ引渡しをすることと、現在の役員の連帯保証をし、履行されないときは現在の役員が自ら買い取るということとありましたよね。通告の中に。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 失礼いたしました。

つけました条件は2つでございました。今、議員がおっしゃられたのが1つでございますし、もう一つにつきましては、まちづくり会社のほうの取得が困難な場合には、構成員が同様であります組合の役員の皆さんで連帯保証をして、自ら買い受けることということで条件をつけたものでございます。こちらにつきましては、総会でご説明があった内容を明文化したものと市としては考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それと、私がレポートに、まちづくり鹽竈は買取り資金が調達ができないと、その理由としては、連帯保証せずに資金調達を計画したため解決の見通しが立たないと記載したわけですが、この説明を踏まえて、連帯保証せずに資金調達を計画したために解決の見通しが立たずという解釈は誤りなのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 連帯保証をするということにつきまし

ては、まず現状、まちづくり会社のほうで民間金融機関さんの融資を受けるべく、協議を進められている状況ということでございますので、責任を求めること自体につきましては間違っ
てはおらないと思いますけれども、議員の言いぶりにつきましてはちょっと強いのかなというふう
に考えるところです。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 先ほどの令和2年3月31日の通知書以降2年半が過ぎています。保留床担
保で金を借りるということも聞いておりますが、今現在はその話は実現できたのかできていな
いのか、お伺いします。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

所管の協議会にご説明しておりますが、現在、県の都市計画課同席の下で、まちづくり会社
の皆様から定期的に進捗状況を確認してございます。先般の会議におきまして、市中金融機関
と融資に係る協議が進められていると伺ってございまして、自己資金分を確保してできた後
には、2月定例会でお認めいただきました都市開発資金の貸付けに係る対応を進める運びとなる
ものです。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） だから、自己資金を調達できる状況になったんですか、なっていないので
すか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

貸付けを行いますのは、自己資金分をまず調達いただくわけでございますけれども、金融機
関ということになりますので、我々のほうは、状況につきましては報告を頂いた範囲の中で理
解をしているというところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） あと、レポートには、本事業は当初から買取り資金の調達が議会で問題視
されていたと。この問題解決のためには、買取り資金借入れに対する株式会社まちづくり鹽竈

の役員が連帯保証の覚悟を決めることが必要と記載したわけです。

ところが、まちづくり会社からは、まちづくり鹽竈の役員が連帯保証の覚悟を決めるということが誤りであるという指摘を受けました。役員が負担すべき法的義務を負担しようとしないうことで、あたかも組合の事業がうまくいっていないような印象を与えていると指摘されました。連帯保証というのは法的義務なのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

都市開発資金貸付けの関係でご説明させていただきますけれども、自己資金調達に係ります連帯保証の関係につきましては金融機関のほうがお決めになられることということでございますので、繰り返しになりますが、それぞれ果たすべき責任を果たすという意味においてはおっしゃられるとおりにかと思っています。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 法的義務なんですか。市中銀行から金を借りるのも。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

必要に応じた措置ということで考えてございます。法的義務ではないと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 当然、法的義務ではないです、一般的に。それから、銀行ではそういった担保物件を取ってもそれに満たない場合は、また別途補償を求めるといった形が当たり前のことだと思います。

それで、今現在、この融資、例えば市中銀行からの融資が不可能であった場合、どうするのですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

借受けされますのは、基本的にはまちづくり鹽竈でございます。これまでの経過から、基本的には借受けを受けていただける前提で、それぞれ予算措置等を市のほうで終わっているという状況でございます。具体的にどうなるのかという点につきましては、市のほうではお答えいた

しかねます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） あと、令和元年11月27日の通告書の議事録に、組合の方が、再開発は市からのアプローチによりスタートした経緯があると、その上で自己責任という言葉をかけるのは納得いかないと記載されております。

前佐藤 昭市長は、市が全て面倒見るといったような口約束をしていたのですか。こういう言動があるということは。お答えください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

冒頭、市長が申し上げましたとおり、本件につきましては東日本大震災により被災した中心市街地におけるにぎわいの再生を目指す取組として、本件事業につきましては開始をされ、現在進められておると認識しております。

様々な意見があったかとは思われますが、市の認識といたしましては、最終的には、組合総会による決議をもちまして、本件再開発事業が進められているものと捉えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） はい、ありがとうございます。

それと、地権者の区画不足は100%税金でも考えるという、私、記載したわけですが、それも間違いであるということなのですが、地権者に対しては国が5分の4、市が5分の1補助金を出しております。権利変換相当分の床については100%補助金で賄えると考えてるのは誤りでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、本事業は組合施行の第一種市街地再開発事業で、権利変換方式が取られてございます。つきましては、その事業の中に保留床処分金でありますとか組合の皆様が増し床に係る負担分も含まれますことから、最終的な割合につきましては事業完了時の精算により確定するものと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） だから、私が言った、権利変換相当について100%補助金で賄えるという考えは誤りなのですかと聞いているのです。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

誤りといえますか、精算した結果そのような形になるというものかなというふうに捉えてございます。

以上でございます。（「誤りでないのですか、誤りなのですかと聞いている」の声あり）

○副議長（山本 進） 志賀議員。いいですか。志賀議員。

○18番（志賀勝利） もう一回、今の。誤りですか、誤りでないですか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

正確な表現ではないと考えます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） では、これは誤りであると直しておきます。

次に、テナントについては、これは私がいいとこ5,000円だと書いたこれに対して、やはりクレームが来ております。一応、私は、5,000円であれば買い手がつくという意味で書いたもので、この辺については表現で誤解を招いたようですので、訂正させていただきますということで、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（山本 進） 以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時といたします。

午後3時52分 休憩

午後4時00分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの志賀議員の質問に対し答弁漏れがありました部分について、鈴木まちづくり・建築課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 先ほど、志賀議員のご質問のありました、まちづくり会社役員の数というところでございました。

定款にあります発起人の数といたしましては7名、全てエリアの地権者となっております。大変申し訳ありませんでした。

○副議長（山本 進） それでは、一般質問を続行いたします。

一般質問を続けます

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典）（登壇） 日本共産党市議団の伊勢由典でございます。

9月議会一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

質問の第1番目通告は、女川原子力発電所再稼働について伺います。

女川原子力発電所2号機、2024年つまり令和5年2月に再稼働と東北電力が発表し、令和4年3月30日の地元紙に報じられました。

2021年12月、原子力規制委員会は、女川原子力発電所2号機の再稼働を許可し、東北電力は女川原発再稼働の条件として、原子炉格納容器一部耐震補強、津波対策として防潮堤を海拔29メートル、延長600メートルなど、6つの安全対策を講じたとしております。

しかし、女川原子力発電所2号機は1995年7月29日から稼働し、築27年を経っておりますが、専門家の見解によれば、原子力発電所の設計寿命は30年とも言われております。日本全体の原子力発電、女川も含みますが、大地震の静観期に造られたものであり、現在、日本は、東日本大震災や頻発する地震の活動期に入っているとと言われております。

原子力発電所は大地震や大津波を想定したものになっておりません。したがって、地元紙の世論調査でも再稼働反対の意見は、女川・石巻で64%、30キロ圏内の5市町で58%、それ以外の自治体では56%が反対となっております。

市民の方から、壱番館屋上から見ると、女川原子力発電所はすぐ近くにあると感じる。原子力発電所事故があったら風向きで放射能が塩竈にも行ってしまうのではないかと、こうした事故への不安を語っておりました。

そこで、質問は2点についてお伺いをいたします。

1点目は、女川原子力発電所2号機の再稼働と、あるいは国あるいは県の対応について、佐藤市長の見解、考えをお聞きいたします。

2点目は、女川原子力発電所再稼働後、仮に、仮に万が一、不幸にして女川原子力発電所

2号機の事故が起きた場合、令和4年度の改定を予定としている塩竈市防災計画並びに津波避難計画等のこうしたことについての大きな考えをお聞きいたします。

後は自席にて質問いたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 13番伊勢由典議員の一般質問にお答えをいたします。

女川原子力発電所2号機の再稼働に対します私の見解についてご質問をいただきました。

私の見解につきましては、令和2年12月定例会の一般質問においてお答えしたとおりでございます。これまでの立地自治体における議論の積み重ねを尊重しながら、多くの住民の皆様が不安に感じておられる安全対策に万全を期し、ご理解を頂くための努力をし続けることを前提とした上で、やむなし同意であることを表明いたしましたところでございます。今も変わりはありません。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 続きまして、私から、女川原子力発電所再開後にもし事故が起きた場合について、塩竈市の地域防災計画、津波避難計画の考え方についてということでご質問いただきました。

考え方といたしましては、改定後も大きな変更はございません。

地域防災計画におけます苛酷事故発生時の大きな考え方といたしましては、まず、市として災害対策本部を設置いたしまして、次に、国、県及び関係機関と連携しながら、市民生活に混乱が生じないように、迅速、的確な情報提供を実施いたしまして、状況によりまして屋内避難の呼びかけを行うこととしております。さらには、広域避難者の受入れ等を想定しているところでございます。

また、塩竈市津波避難計画におきましては、上位計画や県発表の浸水想定結果等を基に改定を進めているところでございますが、苛酷事故時の対策につきましては、まず命を守る行動を第一としながら、その後、屋内避難を促すなどの津波避難計画の改定作業の中で対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） それこそそういう答えであつたらうと、私自身も、佐藤市長の答えはそうであつたらうと思います。

そこで、改めて福島の事故を1つの例にして考えていきたいと思いますが、あのときの事故は3月11日の2時46分です。地震があつて大津波が来て、送電がストップして外部電源が喪失して、そして、水素爆発が起きたのは3月12日の15時36分、たった2日間なんです。これがまず1点。まずそれが1つです。

それから、もう一つは、既に風化していると皆さんが考えているのかどうか分かりませんが、福島で長期に避難している、あるいは自主的に避難している方々は、福島の新聞で最近明らかにしたのは6万2,000人なのです。やはりこの現実はしっかりつかんでおく必要があるのだらうと思います。つまりは、11年たつても帰れないという状況がいまだに続いているというのが、今の福島の原子力発電所2号機の周辺の方々の現状だと思います。

それで、私が市長に何を問いたいかというと、先頃、東日本大震災11年の集いということで、福島大学の学長さんの講演を聞きましたが、その際、例えばこういう事故の際、避難先の確保は自治体首長の責任なのですかということをはっきりと述べているのです。

現在は30キロ圏内の避難計画をいろいろ実行したりしてやっていますが、いざ、仮に先ほど言ったような場合を想定したときに、その際、首長としての責任がやはり生じてくると、これは私もそう思うのです。

ですから、1つは、首長としてどのように捉えているのか。仮にそういう厳しい事故が起きた際と、仮にそういう被曝の実情が出た場合、市長としてどのように考えて捉えていけばいいのか、その辺の見解だけお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） それぞれの地域の首長と、2年前になるのでしょうか、県の市町村長会議で会議をされたときも、私の記憶だと発言したうちの3名ぐらいが反対をされていたと思います。それ以外の首長方は、やむなし同意という形がほとんどの皆さんだったと記憶をいたしております。

私が、やはり大切なのは、まずは立地自治体の皆様方がどのようにこれまで議論をされてきて、実際、ああいう福島で原子力発電所事故が起きて実際の被害が起こってその現状をずっと見続けてきて、そこからどのような形で、もし万が一、女川の原子力発電所で事故が起きた場合にどのような対処をしていかなければいけないのかという議論について、今なお、継続をして、当然のごとく避難路の確保だったり避難住民の安全性の確保だったり、今なお継続して議論が進められていることだと思います。それは、国、県含めて立地自治体とも協議をしながら、

その財源確保等々に向けて今、いろいろな調整がされています。

それと同時に、我々も人ごとでは当然ありませんので、私どももそういった事故が起きた場合にどのような想定ができて、どのような形で市民の方々に万が一のときのためのそういったルートもしくは避難所を確保することが必要なのか、本当に立地自治体と同じように考えていかなきゃいけないのだろうと思っているところでございます。

ですから、その辺のところをしっかりと整理をしていかないと、なかなか今の状態では厳しいなという反面、ただ一方で危惧している面があって、昨今のウクライナ・ロシアの問題はエネルギー状況を非常に厳しくさせております。こういったときに、その次の段階の議論がどうなっていくのか、非常にこれは関心を持って見ていかないといけないだろうと。

ただ、関心を持っていただくことで新たな議論というのが生まれてきますし、新たな情報を国民の皆さんが得ることでもっといろいろな議論が深まっていく場合もあるだろうと思っております。

ですから、今はとにかく、我々としても、万が一、女川原子力発電所でそのような問題が起きたときに、我が市としてほかの市町村と連携をして、県、国とも協調しながら、どういう態勢で市民の皆様方の安全確保していくか、これは避難路の確保のみならず、全ての状況においてシミュレーションしていく必要があるだろうと厳しく認識しておりますので、それに向けて努力はしたいと考えております。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） これは大事な案件なので、ここまで踏み込んだ見解というのはなかなか言えないと思います、はっきり言って。といいますのは、原子力規制委員会の一定の考え方、見解、県のそういった考え、議論がないとそういったことには立ち入らないわけですから、これはひとつそういうことを踏まえてと思います。

もう一つは、仮に外部被曝、内部被曝があった際の関係でいうと、ヨウ素剤の確保というのは欠くことができないのです。放射性ヨウ素剤、30キロ圏内は自治体なり県の様々な指示でヨウ素剤確保はできますが、恐らく塩竈はないのかと思いますので、そこら辺の今後の在り方としてどうなのか、確認させていただきたいと思います。

○副議長（山本 進） 小林危機管理課長。

○総務部危機管理課長（小林史人） 30キロ圏外のヨウ素剤確保でございますけれども、具体的などころは記載されていないということですが、実際にそのような状況になった場合に

は、県と連携しながら配布するというところで、計画上、決まっているというところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

先ほど、前段で聞いた中で、私もこの間、県の津波想定避難の想定について勉強させていただきました。これをよく読むと、東日本大震災の津波は引き潮の際に来て津波が押し寄せたという説明を受けて、そうかということで改めて感じました。

万が一、この間も市長がどこかのところで答弁していましたが、この本庁も1メートルかぶるのだと、そういう非常に切迫したような中身でお話しされておったので、改めて、私どもが避難計画をつくる際の関係でも大事なポイントはそこかなと。いろいろなことが考えられるわけです。最悪の想定を本当に考えていかなきゃいけないわけですし、例えばそういう大津波が来て、しかも満潮で来た際にそういう事態もあるわけですし、そこら辺の関係で避難計画等々をどのように深めているのか。県との関係、これから各町内会との意見交換をするようですけども、今やっているのかどうかよく分かりませんが、その辺の絡みだけ確認させてください。

○副議長（山本 進） 小林危機管理課長。

○総務部危機管理課長（小林史人） 津波が発生した場合でございますけれども、まず命を守る行動という形で、まず避難をしてもらうということが前提となるわけでございますけれども、住民の方々との意見交換というのはちょっとこれからという形で、11月あるいはパブリックコメント等を行いながら、皆様の意見というのを津波避難計画あるいは防災計画の中に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） しっかり住民の意見も反映させていただきたいし、今日の一般質問等々の議論の組立てなども明らかにしていただければ、なお幸いかなと思います。

1番は、やはり女川原子力発電所を動かさないというのが県民の一番安全確保につながるわけですし、そのことを一言申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

項目がかなり多いものですから、次の2番目に移ります。

7月15日から16日にかけて塩竈市も大雨に襲われました。災害対策本部で昼夜、市長はじめ、

部課長の皆さんも対応されたことに対して感謝申し上げます。

そこで、当時の関係で言いますと、1時間当たり7月16日で38ミリということでの降雨量だったようです。さきの決算特別委員会をひもときますと、藤倉三丁目、二丁目の関係で藤倉のボックスカルバートと新浜町の下水管の清掃等々、あるいは、カメラの調査、側溝の新設入替え、こういうものを関係機関、関係部署と共同で行うということです。

そこで、改めて、44.5ミリから行く行くは52.5ミリ対応ということでの考え方は、私どもはいろいろなもので聞かされて勉強したわけなのですが、改めて、その52.2ミリの整備計画はどのように進めようとしているのか。現時点あるいは今日からどういうふうにと将来の関係で考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） では、お答えいたします。

本市では、1時間当たり52.2ミリの大雨についてということで、これを1つの大きな目標にしています。こちらは10年に一度の確率で発生するとされています雨量ということでありまして、これを目標に、今、下水道の整備を進めているという状況であります。

それで、東日本大震災以降、国の復興交付金を活用いたしまして、これまでに中央第2ポンプ場、それから越の浦雨水ポンプ場などの整備を行いましたほか、災害復旧という形の中で北浜公園の貯留施設等の整備を行いまして、現在44.5ミリという雨に耐えられるといった施設整備までは進んでおります。

ご質問がありました52.2ミリの対応ということでございますが、今年度もやっております。新浜町、それから、杉の入地区におけます冠水被害対策ということを図るために、藤倉3号雨水幹線を杉の入地区のほうで、今、整備を進めておりまして、現在、最終工区を迎えているというところであります。

それから、各ポンプ場の増強も必要ということになりますので、こちらのほうは財源確保というものに十分留意しながら、計画的に進めていくという準備を進めたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうしますと、ポンプ場は、例えば私も現場で1回見させていただきましたが、例えば越の浦ポンプ場でもポンプがついています。そうすると、今、たしか1基かな2基かな、ちょっと私もうろ覚えになってしまいましたけれども、稼働していないものを

今後動かす、あるいは新たにポンプを設置する、こういう捉え方でいいのか確認させてください。

○副議長（山本 進） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） 藤倉雨水ポンプ場、新浜にございますけれども、ポンプは複数ございます。3基ほどございますし、それは雨量によって順次稼働していくという流れになっています。

ただ、今回進めていこうというのは、52.2ミリに対応するためにはやはり一部増強なども必要になってくるということでもありますので、そういったところも今後の計画の中できちんと整備をしていくという考えでありますということです。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

ぜひこういった冠水地域の不安解消、市民の安全という点で、財源の問題は必ず出てきますけれども、ぜひ議会等々にも示していただいて、今後の在り方について市民の皆様にも知らせていただければ、なお幸いかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問の3番目は、大規模災害時における応急対策業務に関する協定について、3点伺いたいと思います。

過般7月11日に、塩竈市がこの協議会と協定を結んだということで、私どもは大事な協定ではないかなと感じております。

1つは、塩竈市災害対策協議会の設立経過、あるいは賛同した事業者、あるいはその対応業務等の内容、協定の内容について、まずお示ししていただければと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 塩竈市災害対策協議会の設立経過等についてお答え申し上げます。

これまで市では塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設協議会の2つの団体と災害協定を締結しておりましたが、団体の一本化のために、市内の建築、土木等の指名登録事業者へお声がけをさせていただきました。そうしたところ、ご賛同いただきました31社の皆様によりまして、5月11日付で塩竈市災害対策評議会が設立されまして、7月11日に本市との災害協定を締結したという経過でございます。

協定の内容といたしましては、過去の2つの団体との協定と同様に、道路交通確保のための

障害物撤去、土のうの配布、崖崩れの応急対策など、本市の防災に関して必要なものとなってございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

経過は分かりましたので、この協議会で結ばれた協定についてぜひやっていただければと。さきの7月の大雨の際にもこの協定が生かされて、その協定に基づいて対応されたというのは伺っていましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害時における、例えば島があります。重機あるいは台船、簡易トイレなど必要だと思ひますが、今回の協定の関係でそういったものも含んだ協定なのか、いや今後の課題なのか、その辺のくだりだけ明らかにしていただければと思ひます。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 災害の内容でよりまして、その時に何が必要かということになってくるかと思ひますが、その場合にも災害対策協議会のほうで基本的には確保をお願ひするという内容となつてござひます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

今後、それぞれ協議会等で、何が協定上も確保でき、そして対応できるのかというのは、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

ただ、レンタルということになると、やはりものが入ってくるのはちょっと時間がかかるというものも考えられるので、そこら辺のくだりでどうなのか、教えていただければと思ひます。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） レンタルという部分につきましては、レンタル業者との協定というのもござひますので、災害対策協議会と連携しながら、本市で災害協定を締結していますレンタル業者さんに手配あるいは手配等についての働きかけというのを直接やらせていただくという流れになつてござひますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） その辺の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目は、これはたしか三重県の伊賀市だと思ひますが、大雨で豪雨災害のとき水防活動用排水ポンプ車というのがあるんだそうです。それで大雨が降ったときに排水するということのようです。

例えば、今回の新浜藤倉とかそういう地域、あるいは実際に冠水しているところというこを考えた場合、まず、塩竈市にその水防活動用排水ポンプ車があるのかないか、まずその辺からお尋ねしたいと思ひます。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 水防排水活動のポンプ車ということで、今、お言葉がありましたのでお答えさせていただきますが、現在、塩竈市ではこのポンプ車は所有しておりません。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

ぜひこれは1つ、いろいろなそういった災害が頻発しているところですのでそれらへの備えがありますし、万が一、こういう冠水のときに塩竈市も所有していれば速やかな対応に結びつくのではないかと思ひますので、これは1つの提案と検討課題ですので、ないということとは踏まえつつ、今後の課題としてぜひ取り組んでいただければよろしいのかなと思ひますので、次に移りたいと思ひます。

質問の4番目は東日本大震災からの関係で、家賃の減免についてお尋ねをしたいと思ひます。

まず、東日本大震災によって住まいを失った方が、市内各所、島も含めて災害公営住宅に入居されております。被災者の方々の、5年前かな、家賃の減免運動等によって、入居5年目以降も減免を受けておりますが、入居11年目以降からは通常家賃になるのではないのかと思われます。

私ども、被災者の方から、年金が下がり、もちろん物価が今、上がって、やはり行く行く家賃が上がるのは非常に困るのだという意見も承りました。

質問は、この災害公営住宅に入居している被災者の皆様の家賃について、不利益変更を置かないことを前提にしつつ、事前の説明ないしは個別の説明を行うべきではないかということについてお聞きいたします。

また、さきの決算特別委員会で、塩竈市の市営住宅基金条例かな、30億円の運用については、宮城県住宅供給公社と塩竈市が総括するとお答えになったようですが、改めてその辺のくぐりについてお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 伊勢議員にお答えいたします。

本市では、災害公営住宅として整備をいたしました390戸に、令和3年度末時点におきまして東日本大震災で被災いたしました275世帯が入居されており、このうち215世帯につきまして国の制度を活用しながら家賃の減免を行っているところでございます。

先般、県内でもいち早く災害公営住宅の供用を開始いたしました仙台市におきまして、令和5年4月に11年目を迎える住宅の家賃減免に関する報道がなされてございます。本市といたしましては、再来年令和6年4月に伊保石住宅が11年目を迎えますことから、先進自治体の動向を注視しながら、近隣1市3町と共に協議を進め、家賃減免の在り方につきまして検討してまいります。

なお、対象となる皆様への説明につきましては必要不可欠と考えてございますので、減免の在り方が固まり次第、適宜、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 決算特別委員会で、要するに公社と塩竈市との関係で家賃について総括をしたいというぐぐりの答弁がありました。この考えに立っているのかどうか確認させてください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えさせていただきます。

誤解があるのかなと思っておりますが、公社との契約5か年間で本年度最終年度ということでございますので、その5か年間とそれ以前とを対比した形で、まずはその5か年間を総括した中でどういった形するのかということに答弁したつもりでございました。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 失礼いたしました。では、それは私の聞き間違いだと、申し訳ございません。

そこで、この家賃の減免に関わって、そうしますと、家賃の考え方、仮に減免しますよという場合は、これは塩竈市自身の政策判断と捉えていいのかどうか確認させてください。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

市のほうで要綱を定めまして減免を決定しておりますので、議員のお話でありますと、市のほうの決定ということになります。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。市の取扱いになるということです。

そこで、私どもは、先ほど、仙台市の事例なども部長から述べられましたが、仙台市のを勉強してみますと、一般の市営住宅の減免の取扱いだと遺族年金だとか年金、その他の部分も収入に認定されて、減免が受けられないという状況もあるようです。

一方で、東松島市では、市長の下で、被災者は全財産を失ったので市長の決裁で一律3割減免しているそうです。この一律減免がいいかどうか、私も分かりませんが、改めて、これは他市の事例も含めてそういう減免を望む方々の声なり、あるいはそれぞれの市町村でやっている先進事例などを研究していただければよろしいのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えいたします。

まず、仙台市と同じような形で、現在、減免をしておりますのが、近隣の多賀城市と七ヶ浜町ということになります。それぞれ令和6年度から新しい11年目を迎える住宅が出るということでございますので、まずは協議をさせていただきながら、具体のところを詰めていきたいと考えてございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、多賀城市と七ヶ浜町が、既に仙台市の市営住宅の家賃の減免というふうになっているのですか。違うのですか。その辺、ごめんなさい。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） はい、お答えいたします。

すみません。誤解を生じさせるような言い方で申し訳ありませんでした。

塩竈市と多賀城市と七ヶ浜町と仙台市と言いますのは、5年目以降も家賃を3割に抑えるという手法によりまして、現在も減免をしていると。11年目を決めるに当たりまして、まずは仙台市が先行しておりますけれども、同じ取組をしております自治体とも協調しながら、意見交換をしつつ決めていきたいということでご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

これは大事な案件で、災害公営住宅に住んでいる方々にとっては本当に大事なことで、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、質問の5番目として、宮城県の住宅供給公社と塩竈市の協定について、既に決算特別委員会でも出ていますので、改めてお尋ねをしたいと思います。

過般の公社の関係について協定の定款を示していただきまして、ありがとうございました。ただし、この5年間と言ったらいいのか、県の住宅供給公社の管理になってしまっていて修繕がやはり十分でない、遅れていくんだという等々よくよく苦情なども伺います。

東松島市は、宮城県の住宅供給公社の協定についてそれをなくしまして、聞くところによると、令和2年から地元の建設業に募集をかけて、地元業者を指定管理制度で東松島未来都市機構というところに家賃の徴収以外の仕事を任せているようです。

そうしますと、ちょうど折よく協定との関係で見直しの時期も訪れようとしているわけですので、そこも含めてお考えがあるのかどうか確認させていただければと思います。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） お答えさせていただきます。

ご紹介いただきました東松島市の事例でございますが、指定管理者制度によりまして管理業務を、公益社団法人だったか、一般財団法人を指定管理の相手方として定めて業務をやっているというところでございます。

工事の内容につきましては承知しておりますが、塩竈市につきましては公社に外注をしておりますけれども、公社で市内の事業者と一部ご賛同いただけなかった部分もございまして、仙台市の業者が入っておりますけれども、工事はしているというところでございます。

先ほども答弁した内容でございますが、まずこの5か年間とそれ以前との対比というのを、今、総括として進めさせていただいておりますので、それを踏まえながら市として判断してま

いりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ひとつしっかり整理していただいていたほしいと思います。

東松島市で指定管理にして、東松島市の未来都市機構に指定管理した最大の考え方は、地元の方々に仕事としてというのが市長の意向のようです。この間、何ぼだろう、5億何千万円とか公社をお願いをしているようですけれども、改めて、その住宅全般の仕事としての関係でぜひ検討していただければと、東松島市の事例はそういうことでしたので、改めてご紹介させていただきたいと思います。

そうすると、若干、仕事は県から来ているということ、それで確認していいのかな。

○副議長（山本 進） 鈴木まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（鈴木良夫） 度々、誤解を生じるような答弁で大変申し訳ありません。

まず、指定管理につきましては、今後、方向性を市でも考えてまいりたいと思いますけれども、現在やっております管理代行の取組の中でももろもろの工事に関します修繕事業者につきましては、市内の業者の方もその中に参画を頂いているという状況でございます。ただ、ものによりましては市外の業者しか対応できない部分もございますので、そういった部分につきましては市外の業者さんでございまして、市内の業者のほうも参画はしているという状況でございます。

そこも含めまして、繰り返しになりますが、総括をさせていただきたいということでございますので、ご理解願います。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。ひとつ、これも大事な案件です。

災害公営住宅に住んでいる方々からいろいろ聞いてみると、やはり市の直接の管理のほうがいいというお話はよく聞きますので、形態は別にしましてやはり地元の管理が一番いいのかなと思いますので、その辺もぜひ検討していただければと思います。

質問の6番目として、門前町再生と本町くるくる広場、宮町分庁舎についてお聞きをしたいと思います。

そこで、この関係については、既に、施政方針の中での述べられております。門前町再生と。そこで、門前町についてどのような形で、今、組織が立ち上げられ、また、将来像、推進体制等々について、プランニングというふうに述べられておったようですが、今現在、門前町再生についてプランニングはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 伊勢議員にお答えいたします。

門前町再生につきましては、重点課題の1つとしまして、庁内組織により行ってまいりました議論を基に学識経験者の助言を入れて、地域が求める門前町の姿を分析するためのワークショップを開催する予定としてございます。ワークショップのメンバーは、地元商店主の方々や観光関連業者、大学生など若い世代に参加いただき、将来に向けた意見交換の場にしたいと考えており、現在、準備を進めているところでございます。

今後は、ワークショップの意見を一定の手法で科学的に分析することにより情報を整理し、ソフト事業、ハード事業を施策に反映できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、それは大体いつ頃開くと捉えていいのですか。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） お答えいたします。

今回、「門前町ミーティング」という名前を考えているところですが、現在、参加者を募集と、お声掛けを進めているところでございます。第1回目は10月4日に開催を予定しております。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

これは公開的なものでやるのでしょうか。私たち議員なり市民の皆さんが聞けるようなそういう場なのでしょうか。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 会議につきましては、今のところ公開ということは考えてはなかったのですが、非公開となるような内容でもございませんので、今後考え

させていただければと思います。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大事な案件ですので、ぜひ市民の皆さんが聞ける場を設けていただければと思います。来月の話ですので、非常に大事な場だなと思いました。

次に、関連して2点目の質問として、本町のくるくる広場と宮町分庁舎の活用について質問させていただきます。

いずれも私もやりましたし、今野議員も宮町分庁舎の活用についてもさきの一般質問で行いました。いずれも、残念ながら、2つの用地を普通財産として市の駐車場、公用車の駐車場として両方とも使われていて、強く残念だなと思います。ただ、こちらの裏手のほうに新たに駐車場を、この崖が整備されればそちらにという話もあり、そういうことも考えられるのかなと思います。

当時、本町くるくる広場として取得したのは、1億4,000万円で取得をしております。宮町分庁舎も2億2,900万円、2億3,000万円近くで取得をしておいて、この2つの公共用地についてどうまちづくりに寄与するかというのは非常に大事なことだと考えております。

そこで、この活用について市民的な議論の場ということでの必要性は私自身も感じるわけですが、その辺のくだりだけ、今現在の塩竈市の考えだけをお聞きしたいと思います。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 本町のくるくる広場と、あと宮町分庁舎跡地につきましては、鹽竈神社の参拝路の動線上にありまして、大変利便性もよくて活用性の高い場所であると認識しております。

現在は、公用車の駐車場として利用しながら、イベント開催時に臨時駐車場として活用を行っているところでございます。ただ、大変貴重な土地ということもありますし、皆さんのご意見を伺いながら、今後の方向性について考えていきたいと思っておりますので、そういった皆さんのミーティングの場なども生かして意見を伺っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 先ほどの10月4日の日に門前まちづくりのそういった場を設けると。やはりここも1つのテーマにしてほしいんですよね。だって、2つの土地であれだけ広さがあ

って中心地にある土地というのはあとはないですから。ですから、ぜひ10月4日等々のプランニングの中にも入れたらどうかと思います、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） ミーティングのテーマの中で、門前町の絵を描きたいということを考えておりました。皆さんが望む門前町の姿を描く中で、そういった議論もぜひ行っていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

質問の7番目に移ります。

1つは本町、宮町かな、南町等々で8月末に、後継者がいなくて、私が知るところで4店舗ほど閉店しているのです。残念ながら、残念ですという思いです。

そこで、その空き店舗対策と後継者事業伴走型と前に聞いたのですが、そういったものについて空き店舗対策と後継者対策はセットだと考えますが、まずは伴走型の内容についてお聞きをしたいのと、あわせて、空き店舗の実情について掌握しているのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 空き店舗対策と後継者対策についてでございますが、本市では、空き店舗対策としましてシャッターオープン・プラス事業を実施しており、これまで40件の実績がございます。

一方で、後継者対策は、事業引継ぎ、事業継承が課題でありまして、事業主にとってノウハウや信用、財産の引継ぎは容易ではなく、マッチングやアドバイスに高度な専門性が必要となります。

なお、専門性を備えた機関として、みやぎ産業振興機構が設置しております事業承継・引継ぎ支援センターが関係機関とネットワーク体制をとっており、本市も参画しております。

議員からありましたように、空き店舗とセットで解決できるということが望ましいと考えますが、個別の課題が多岐にわたるものでございますので、ケース・バイ・ケースの対応が必要となることから、ご相談があった場合には、関係機関と連携をしまして丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 空き店舗を決算特別委員会で資料を出していただきましたが、実際に事業を継続しているのはざっと半分ぐらいなのです。やはりご商売するというのはなかなか厳しいなと改めて痛感しております。

私的には、実際にいろいろ調べてみると、本町で20店舗ぐらい空いているとか、かなり結構空いてるのです。だから、これはデータ化したほうがいいのじゃないかと。相手の希望だけではなくて、空いてる店舗を手のひらに載せながら希望される方々に情報提供したほうがいいのではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 空き店舗対策につきまして、データ化したほうがよろしいのではというご提案でございます。

実際のところ、ご覧になっていただいたとおり、空き店舗に見える店舗というのも多数存在します。ただ、実際に住んでらっしゃる住居兼店舗だったりしますと、お店の方のご意向として今は貸せる状態にないというような実情もございまして、なかなかその全貌を把握してお貸しできるところの情報を提供できる体制になく、ただ、シャッターオープン事業であったり、また商工会議所との連携の中でどこが今空いているかといった話になることもございまして、そういった中で少しずつやっていければと考えております。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大変努力しなければならない案件かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の8番目は、大規模盛土造成調査ということで、施政方針でうたわれております。質問は2点です。

この大規模盛土造成の調査について、どの地域で行われ、調査目的、並びに市民への周知等々について、調査結果について、お尋ねしたいと思ひます。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 伊勢議員にお答えいたします。

地域ということでございますので、読み上げさせていただきます。7件ございまして、越ノ

浦地区、楓町付近でございます。あと、越ノ浦地内ということで青葉ヶ丘地区、藤倉一丁目、松陽台団地、千賀の台団地、清水沢団地でございます。

現在、2次スクリーニング調査を実施させていただいてございまして、その内容がまだ具体化してございませんので、住民の方にご説明する段階にはないということでございますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

調査の1回目をやって第2次と、そういうことも含めて、ぜひ市民の皆様にお知らせしていただければと思います。

次に、市内の小中学校の休日の部活動の地域移行についてお尋ねをしたいと思います。

先頃、スポーツ庁で、公立中学校の部活動を今後地域移行するということが公表されました。

我が市においてそういったものがあるのかどうか、実践の事例があるのかどうか。また、その部活動の土日の地域移行の課題等についてどのように担当として捉えているのか、そこから始めたいと思います。

○副議長（山本 進） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） 市内公立中学校の休日の部活動と地域移行について、本市における実践例はあるかという質問に対してお答えいたします。

本市では、今年4月から複数の学校の女子バスケットボール部が合同でチームを立ち上げるとともに、市のバスケットボール協会の協力の下、休日も活動しております。野球部、そしてサッカー部についても合同でチームを立ち上げまして、地域指導者の協力の下、今月開催いたしました新人大会に出場いたしました。

次に、休日部活動と地域移行の課題についてお答え申し上げます。

これにつきましては、指導者への謝金、運営費の確保が最大の課題であると捉えております。また、活動の受皿となる運営主体の確保、また、活動場所への移動手段的確保なども課題であると認識しております。これら課題の解消に向けて、学校関係者や体育協会をはじめとする地域の協力者と協議を重ね、休日部活動の今後の在り方を検討してまいります。

以上です。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

それで、残念ながら国の予算はないのです。だから、持ち出しというか、市の独自財源でやらざるを得ないのだらうと、あるいは保護者の皆様の負担等が発生するのではないかなと思います。

したがって、先ほど言ったように、関係者がよくよく議論して、国は国ですからしょうがないから、自治体としてあるいは関係者というところでやらざるを得ないのかなと思いますので、その辺はよろしくお願いをしたいと。

特に、こういう活動を進める上でやはり合意が必要だと思うのです。地域の皆様の、あるいは子供さんの合意、あるいは教職員の合意、こういうものの合意の上に成り立って初めて地域移行が進められると考えていますので、ぜひそういうものに耳を傾けていただいて、地域移行についてぜひ進めていただければと思います。今後、いろいろな流れが出てくるので、ぜひそういうところでの関係でよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、宮城交通のゴルフ場線と100円バス化についてお尋ねしたいと思います。

これは、たしか佐藤光樹市長への最初の私の質問でも触れたような気がするのですが、マリゲート、本塩釜駅からずっと伊保石を抜けて千賀の台と、残念ながら宮城交通のバスなので終点まで370円だったかな、380円だったかな、かかるのです。100円バスを望む声というのはどこでも聞かれます。私もアンケートを取ったりして、393名中337名がバスを望むというような答えでした。

そういうことで、残念ながら実現には至っていないわけですが、改めて、100円バスを望む声というのは、特に北部のそういった地域での声になっておりますが、考えと見方、捉え方だけお尋ねしておきたいと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） ミヤコーバスゴルフ場線と同路線の100円バス化についての考えということで、ご質問を頂戴しました。

ミヤコーバスゴルフ場線の運行区域であります伊保石、千賀の台地区から、この路線の100円バス化を望む声があることは認識をしているところでございます。

ただ一方、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスにつきましては、利用客が減少するほか燃料や物価高騰などによりまして、運行経費が増加して市の財政負担が年々増加してい

る状況にありまして、一律100円の運賃による事業継続が難しくなっていることも、また事実でございます。

したがいまして、今後の100円バスの運行の在り方全般の中で、どのような取組が可能であるかということを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） はい、分かりました。

それは今の円安報道、あるいは様々な物価高騰の中での厳しい運営を強いられているのかなど。おまけに新型コロナ感染が広がって利用者が減っているということもそのとおりだと思います。

しかし、市民の中で望むのは、やはり100円バスは継続してほしい、あるいはそういう新たな路線をつくってほしいという声は依然としてありますので、今後、十分検討していただいて、そういう100円バスが通っていない地域についてもぜひ対象としていただいて、十分な検討、市民のこういった願いをかなえていただければなお幸いかなと思いますので、以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（山本 進） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明日27日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 進） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明日27日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月26日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会副議長 山本 進

塩竈市議会議員 香取 嗣雄

塩竈市議会議員 志子田 吉晃

令和4年9月27日（火曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

令和4年9月27日（火曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（18名）

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	10番	香取 嗣雄 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	小高 洋 議員
15番	辻畑 めぐみ 議員	16番	曾我 ミヨ 議員
17番	土見 大介 議員	18番	志賀 勝利 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 靖
病院事業管理者	福原 賢治	技監	鈴木 昌寿
総務部長	佐藤 俊幸	市民生活部長	長峯 清文
福祉子ども未来部長	草野 弘一	産業建設部長	星 和彦
市立病院事務部長	本多 裕之	上下水道部長	荒井 敏明

総務部 危機管理監	柴 正 浩	総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永 量 太
総務部次長兼 総務人事課長	鈴 木 康 弘	市民生活部 次長兼市民課長	伊 東 英 二
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並 木 新 司	総務部 政策課長	木 皿 重 之
総務部 財政課長	高 橋 数 馬	総務部 危機管理課長	小 林 史 人
市民生活部 保険年金課長	布 施 由 貴 子	市民生活部 浦戸振興課長	菊 池 亮
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	中 村 成 子	福祉子ども未来部 健康づくり課長	櫻 下 真 子
産業建設部 水産振興課長	鈴 木 睦 奥 男	産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子
産業建設部 土木課長	鈴 木 英 仁	上下水道部 下水道課長	佐 藤 寛 之
市立病院事務部 業務課長	平 塚 博 之	総務部 総務人事課総務係主査	石 川 宏
教育委員会 教育長	吉 木 修	教育委員会 教育部長	鈴 木 康 則
教育委員会教育部 学校教育課長	松 崎 和 佳 子	教育委員会教育部 生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武 田 光 由
監査委員	福 田 文 弘		

事務局出席職員氏名

事務局 長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	梅 森 佑 介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

また、体調管理の観点から水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番鎌田礼二議員、13番伊勢由典議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（阿部かほる） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江）（登壇） 令和4年度9月議会におきまして、昨日の菅原議員に続き、一般質問させていただきます公明党の浅野敏江です。

市長はじめ、ご当局の誠意あるご答弁をお願いいたしまして、通告に従い質問させていただきます。

コロナ禍が依然収まらない中で、高齢な方や子供たちの暮らしの環境を整えることは大変重要かと思われまます。また、過日のかつてない大型台風のような自然災害も頻発している今日、迅速な避難の確保と災害対策の強化を図る必要性が求められております。

今回は、このような視点で大きく4項目について質問いたします。

まず初めに、高齢者の福祉として、带状疱疹予防ワクチンについてお聞きいたします。

新型コロナ感染症が蔓延する中で、带状疱疹を発症する高齢者が増えているとの情報があります。带状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、体の左右どちらかの一部に痛みと赤い発疹が出て、水膨れが多数集まって帯状に生じます。症状の多くは上半身に

現れ、顔面、特に目の周りにも現れることがあり、多くの場合は皮膚症状が収まると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続いたり、顔面神経麻痺が生じたりすることがあります。日本人の90%が発症する可能性があり、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因になると言われております。50代からの発生率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

そこで、お聞きいたします。

带状疱疹についての認識と高齢者の带状疱疹罹患に関して、市の取組をお聞きいたします。

次項の質問は自席にて行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 6番浅野敏江議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、高齢者福祉におけます带状疱疹予防ワクチン助成についてのご質問の中、带状疱疹の原因と症状に対する認識についてお答えを申し上げます。

带状疱疹は、小児期に水ぼうそうにかかった方が加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下した際に、体内に潜伏している水ぼうそう带状疱疹ウイルスが再活性化することで引き起こされる疾病であります。

主な症状といたしましては、皮膚や神経に炎症を起こすもので、皮疹が治った後も約2割の方に長い間神経痛が残り、耳鳴り、難聴などの後遺症が残る場合があるとのことでございます。

我が国における統計でも、50歳以上、特に70歳以上で発症率が上昇し、80歳までに約3人に1人が発症すると推定されており、近年、患者数の増加が指摘されているものと認識しております。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それでは、私からは質問の後段にございました高齢者向けの対策というお尋ねについてお答えさせていただきたいと存じます。

まず、高齢者が発生しやすいという状況につきましては、浅野議員からご紹介いただいたとおり、やはり加齢による免疫力の低下、これが大きいと言われております。あともう一つは、これは今日のお話になりますけれども、平成26年から子供の水痘ワクチンというのが定期接種化されまして、それによってお子さんの水痘というのは激減したという状況になります。

ただ、それと相反して、その潜伏している方々が水痘に罹患している人に接触すると、ブースター効果といいまして、自らの免疫が高まるという作用があるらしいんですが、今、水痘の罹患が減ったことによって、ご高齢の方のブースター接種の効果が働かなくなったということも言われているところでございます。

それを踏まえまして高齢者向けの対策ということですが、高齢者に限らず、感染症等の注意喚起ということで、私どもとしてインフルエンザとか、あと乳幼児の感染症、こちらの注意喚起を行ってきたところですよ。

ただ、带状疱疹について、こちら、今まで取り組んだ経過がございませんでしたので、昨今、その発症が頻発して増加しているということ踏まえて、今後、高齢者の方が特に注意すべき疾病として何らかの形でお知らせ、周知広報をするようなことを考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

今、様々、市長からも内容についてお話いただきましたし、これからも注視していただくとおっしゃるんですが、ところで今、結構テレビのCMなんかでもワクチンの予防をしましょうということが流れていて、私も先日新型コロナワクチンの接種を行ったときにやはり内科医のところにはパンフレットなんか置いてありました。中にはやはりそのCMを見てワクチンを接種する方もいらっしゃるんですが、ちなみにこのワクチンはどれくらいの金額なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 答えします。

議員ご指摘のとおり、今、我が国では任意接種という形で50歳以上の方がこの带状疱疹のワクチンを打つことができます。こちらは種類が2種類ございまして、1つは生のワクチンのタイプですね。こちらが1回4,800円、失礼しました。たしか四、五千円ぐらいの単価だったかと思っております。失礼しました。7,000円から1万円ぐらいですね。失礼しました。生ワクチンですね。

あともう一つが不活化ワクチンといいまして、シングリックスという商品なんですけれども、こちらが筋肉注射で打つ、効果の効き目の早いもの、こちらが2万円から3万円と薬価が定

められてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

そういうわけでやはり1回のワクチン、2種類ありますけれども、やはり2万円から3万円となってくると、なかなかおいそれと、じゃあワクチンを打ちに行きましょうということがないので、そこでぜひこのワクチンに対しての、今、任意接種ですので、定期接種になれば別ですけども、助成していただきたいなと思うんですが、平成30年6月に厚生労働省の科学審議会におきましてワクチンの評価に関する小委員会というのがあったそうです。その中では定期接種化を検討する、そういったワクチンの中の一つとして今回の带状疱疹のワクチンも上げられたそうなんです、疾病負担は一定程度明らかになったものの、引き続き検討が必要だということで、まだ今、これが検討中ということです。

ただし、内閣府では各自治体の判断で、コロナ禍の住民の負担を軽減するためにこの带状疱疹のワクチン接種にかかる費用負担の軽減に臨時交付金を活用することは可能であるという見解を示しております。それについて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それでは、私からお答えします。

まず、ご指摘のワクチンへの助成というお話ですけども、私どもとしてもまずはやっぱり定期接種化が望まれると考えてございます。

議員からお話がありましたとおり、いわゆる医療経済的な視点での疾病負担、つまりワクチンを打つ、コストをかけても経済的にはバランスが取れますよねというのは実証されましたが、やはり期待される効果、あと導入の年齢ですね。あと効果がどれぐらい長もちするのかというもの、あとそれと、任意接種だと定期接種と違っていわゆる国の補償制度、万が一事故があった等の、そういうものもございますので、まずはその定期接種の動向を見守りたいと考えてございます。

あと一方、少数ではございますが、任意接種に助成している自治体も幾つか散見しているところがございますので、そういったところの取組状況ですか、そちらも勘案しながら引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

県内でも川崎町とかで始めているし、また、全国の自治体でも今回の臨時交付金を使って始められているところもあります。この冬場におきましても、またこの新型コロナもまだまだ続いている状況でありますので、ぜひそういった自治体の事例とかを検証していただきまして、注視していただきながら、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

次に、防災対策についてお聞きいたします。

近年の豪雨災害は過去に例のない大災害を各地にもたらしております。ゲリラ豪雨や短時間豪雨など、急激に増え続ける雨水の家屋浸水を防げない事態も多くあります。

本市でも、7月の豪雨の際に災害対策本部の配慮により床上・床下浸水の防御として土のうを自宅まで運んでいただきました。しかし、急激に増え続ける雨が道路に冠水いたしまして、膝くらいまでであるということで届けられないという事案が発生いたしました。また、使用済みの土のうの処理にも困っているという声も届いております。

そこで、お聞きしますが、ビルや戸建ての家などに対する浸水被害の軽減を図るために、止水板の設置及び止水板設置関連工事に関して設置費用の一部を補助してはいかがでしょうか。

石巻市では、市内に住所を有している事業所、また、建築物において、止水板設置工事費用等の2分の1として50万円を限度として補助事業が行われております。

市長の考えをお聞きいたします。

○議長（阿部かほる） 荒井上下水道部長。

○上下水道部長（荒井敏明） それでは、止水板についてお答えしたいと思います。

今、お話がありましたように、この止水板というところでは、まず県内の自治体の実績としては仙台市とそれから石巻市と、こちらではまず捉えております。

止水板の具体的な内容ということになりますと、浸水被害、これの防止あるいは軽減ということで、今、お話がありましたように建物の出入口、そういったところにこの止水板を設置すると。素材はそれに耐えられる素材だと。アルミ板とか、そういったものになりますが、その設置工事を行った場合に建物の所有者に対しての一部助成という制度をこの2市で今、行っているという状況です。

ただ、この止水板につきましては、構造的に複数回耐えられるというものでありますので、

土のうに比べて当然ながら耐久性が高い、それから高い効果が見込まれるというところですが、今まで各市の実績の状況、非常に効果が高いという部分と、一方で非常に高価であるという部分もございまして、他市の状況を見ますとその実績というのがあまり多くはないという状況にあることはあります。

これからのその補助制度の導入という考え方につきましては、まず導入実績が低いという実績がありますので、1つは財源対策、それからもう一つはある程度その建物の手法が塀で囲まれるとか、一定のその条件というものが必要になってきますので、広く多くの皆さんに活用できるというものでもないことも一方ではございますので、そういった投資効果と申しますか、補助を出すに当たってのその公平性を見たときのその効果というものを検証していきたいというのがまずこちらの今の考えでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

確かに石巻市でもまだ実績がないという話でした。ただ、問合せは様々ございますようで、そして会社によっても、今、工事の費用が要らない、簡単に設置できるという種類もいろいろ新しくできているみたいなので、ぜひそういった意味では塩竈市内の常に大雨が降るところはもう浸水するよというところを重点的に、土のうも必要であるところもあるでしょうし、この止水板が適しているところもあると思いますので、ぜひそういったものを両にらみで検討しながら、各自治体の状況もぜひご検討いただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、個別避難計画の策定についてお聞きいたします。

国は、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るために、災害対策法の一部を改正し、令和3年5月に施行いたしました。

その一つは、これまで避難勧告と避難指示の違いが明確でないため、避難のタイミングを逃してしまい、被災する人が多発いたしました。今回の改正によって避難指示という、一本化された、これも一つでございます。

また、高齢者や障がい者の方が避難行動要支援者、この方たちの被害がいまだに多数を占めており、各自治体に個別避難計画の作成を努力義務といたしました。平成25年に作成義務と

された避難行動要支援者名簿の作成は約99%の市町村で作成されるなど、普及が進んでおりますが、その活用については実効性は明らかになっておりません。

そこで、お聞きいたしますが、本市の避難行動要支援者名簿の作成の進捗具合と更新または活用についての実情をお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それでは、お答えします。

まず、平成25年の災害対策基本法、こちらが改正になりまして、議員のご指摘にありました災害時に自ら避難することが困難な要支援者の避難行動要支援者名簿、こちらを作成することが市町村の義務となつてございます。

本市におきましては、この法改正以前から策定しておりました災害時の要援護者名簿というものを、これをベースに地図情報等を加えながら避難行動要支援者名簿を既にもう作成しているところでございます。

こちらの登録あるいは更新のお話になりますけれども、こちら、私ども高齢福祉課の窓口あるいは関係機関の窓口、こちらを通しまして随時更新してございまして、最新の状態になるように努めておるところでございます。

あと、その活用方法についてですけれども、こちらあらかじめ名簿に登録していただく際に個人情報、これの共有についてご本人様から確認を取ってございます。それで同意をいただいた方の名簿、こちらはその写しを例えば消防、警察、町内会あるいは民生委員といった方の避難支援者と関係者に対して提供しているという運用を図っているところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

私も以前、消防署で地図に落とされた高齢者のところは「老」という字でしたかね、そして障がいの方は「障」という字で、その家に障がい者なのか、老人なのかということがちゃんと明確になっている地図を大分前に直接見させていただいたことがあって、これはすばらしい取組だなと思っておりました。当然、二市三町の部分もそこに明示されるわけですけれども、特に塩竈市がその確率といいますか、その数が圧倒的に多かったと。やはり地元の取組がすばらしく早いなということは感心いたしました。

ただ、その後に国の義務づけになったときに、各町内会の民生委員の方たちがやはりなかなか

か行っても、会っても教えてくれないんだとかという、そういった個人情報に関する苦慮をしていることのお声も聞かせていただいたのは事実であります。そういった点で今日もご苦労はあると思いますが、常に更新をしているということについて一定程度の安心をいたしました。

また、避難困難者の避難行動、今度また新しくその支援計画というものをつくりなさいということをお国から言われていると思うんですが、これが完成している市町村はまだ全国で約8%にしかすぎない。一部完了しているというところが59%、まだ未作成ですというのが約33%ということで、これからだと思うんです。

それで、対象者は今言ったように高齢者とか障がいをお持ちの方で、自ら避難することが困難であるという、また、支援を必要とする避難行動要支援者ですが、この行動計画にはもちろん先ほどからあるように本人の意思がある、必要とすることと、それから避難時の配慮とか避難先など、あらかじめ個別の対応が求められております。必ずしもそこに避難するとは限られていないので、そういった個人個人、一人一人の個別の避難動向、そういったものも計画書の中に積み上げていかなければならない大変な作業かと思っております。

そういった意味で、福祉関係者の方との連携など、様々、要件があると思いますけれども、今現在の本市の取組状況をお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

個別避難計画の策定状況という認識でよろしいですね。個別避難計画、こちら、前段、議員から紹介がありましたとおり、これは令和3年の対策基本法の改正によって市町村に努力義務づけされたというものでございます。

本市の取組につきまして、まず今年度は内閣府のモデル事業に手挙げをしたところ、採択いただきましたので、そちらのミーティング等を通してほかの自治体の実践事例等、こういったものの紹介を受けながら実効性の高い計画づくりに取り組んでいるところでございます。

ただ、もう一つ、私どもでちょっと今困っているというか、障害なのが、5月に宮城県が浸水区域を拡大したということもありましたので、こちらの分野の部分に該当する支援者、こちらをどう位置づけるかという形と、あとは前段、議員がおっしゃっていたその意向の確認ですね。こちら、つまりその計画に加えることについての意向の確認というのを今行っているところでございます。

これも本市ならではだと思いうんですけれども、独り暮らしのご高齢者とかが本市は多いということ、あとは中には近隣に支援者がいないという形で積極的にその協力を得られないというケースもあります。

ですので、私どもとしては、まず説明の機会を持ちながら、個々の状況に応じた避難支援、これを検討していかなければいけないと考えてございますし、あとお尋ねにございました専門職、こちらとの連携も密にしながら、あくまでも個別個別ですか、に寄り添うようなこういった計画づくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。このモデル事業に採択されたというのは大変すばらしいことだと思っておりますので、ぜひそういった意味で本当に一人一人の声を聞いていただきながら、安心してその計画に協力していただけるような事業を進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、3番目に教育環境についてお聞きいたします。

令和3年度の本市の教育委員会点検評価報告書におきましても、学校に行けない、行かない児童生徒の人数は決して少なくはありません。しかし、不登校は決して問題行動ではありません。悲観すべき状況でないことを私たちは教育機会確保法という不登校の当事者と親の声を基に生まれた法律で知りました。

そこで、改めてお聞きいたします。

教育機会確保法とはどのような理念で生まれた法律で、特にどのような特徴があるのか、分かりやすくお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） それでは、教育環境について、教育機会確保法の理念についてお答えいたします。

教育機会確保法の理念につきましては、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の確保や不登校児童生徒の多様な学習活動の支援などを教育の基本理念として、特に学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性を規定した法律でありまして、平成28年12月に公布されております。

この基本理念を踏まえまして、本市では学校に行けるものの教室に入れない児童生徒のため

のサポートルームや学び支援教室、通称「ほっとルーム」、学校に行くことができない児童生徒のための教育支援センター「コラソン」を設置し、一人一人の個性や教育的ニーズに合わせた学習支援、居場所づくりに取り組んでおります。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

私も先日コラソンに行って、しばらく子供たちや、また、先生とお話をきて、本当に何時間でもいたいなと私自身が思った雰囲気がありまして、子供たちも伸び伸びとそこで学習したり、また、お友達とゲームをしたりというふうに時間を過ごしておりました。とても安心した環境だなと私自身も思いました。

今、ご説明がありましたように、様々な理由で学校に行けない、または行かない、そういった選択をした子供たちにとって、世間の目だったり、親の焦りだったり、そういったことでつらい思いをした子供たちがたくさん今までもおりました。今現在もそういった思いをしている子供さんも親御さんもたくさんいらっしゃると思います。

そこで、この教育機会確保法という法律ができたことによって、学校に行かないことは決して悪いことではないんだよ。今つらいのであれば、休んでいいんだよというところがきちんと法律で定められたと。これは本人にとっても、また、親にとっても、物すごく安心した、また、ほっとしてきた唯一のこの法律でないかなと思っております。

休養の必要性が、これも法律に盛り込まれましたし、先ほどお話があったように学校以外の学びの場もその子に必要なであれば、そこに行っていいんだという学びの場を選択できるというのもこの法律にしっかりとうたわれております。また、学校復帰ではなくて、その子がしっかりと社会的に自立できるようなサポートをする。これが非常に大切だと思います。

今年も2学期が始まりまして、よく9月1日、子供たちが自殺をするということが統計上たくさん出ているという報道も見ております。学校にも行けない、家にもいられない、いつそ命を絶ってしまうという子供たちがいるということは非常に残念であります、しっかりとこの辺のことを多くの皆さん、地域の方にも知っていただければなと私は思っております。

そういった意味で、この教育機会確保法のことをこれまでも教育委員会にお尋ねしてまいりましたが、どのような周知をして学校、それから子供たち、家庭、地域に広めているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、学校に行けずに苦しむ児童生徒、保護者に対しては、状況によっては休養が必要な場合があるんだよということや、学校に行けなくても悲観する必要はないんだよというメッセージをしっかりと伝えて、児童生徒の意思を十分に尊重して、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことが大切だと考えております。

本市におきましては、各種会議、研修会、フリースクールに関する市のガイドラン作成のための打合せなどにより教職員への周知を図っているところです。また、県の教育委員会が作成したリーフレットの配布、学校だよりへの掲載、PTAの役員会などでの紹介により保護者への周知にも努めております。

さらに、来年度、仙台市立南小泉中学校に夜間中学が設置されることに伴いまして、今年度は仙台市教育委員会と協定書を締結しまして、本市在住で改めて学びたいという方々にも周知を図っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

1年、2年前に比べると、本当にフリースクールに対しても皆さんの認識というか理解が広まっていると思いますが、私も昨年の夏あたりから気仙沼にありますフリースクールつなぎで、様々な講習会があったり勉強会があったりするたびごとにできる限り参加させていただいて私も認識を深めてきたところであります。

そういった中でよく聞かれることは、フリースクールというのは全国にも、もちろん宮城県にもたくさんあるんですが、そういったフリースクールの情報がお母さんたち、各家庭に行き届いていないということ、それで宮城県のつなぎのネットワークの方たちが県内のフリースクールの居場所を全て地図に落として各学校にもお渡ししているらしいんですが、それが本当に各家庭に、苦しんでいる方に行っているのか、このフリースクールがこういったところなのかということの情報がなかなか入っていないのではないかと。そういったお声もありますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） ありがとうございます。

県内のそういった情報を本市でも集めまして、確実に保護者の皆様に、そして苦しんでいる子供たちに伝わるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

あともう1点、親の会というのがあるんですね。確かに個別案件だったり、自分ちの子供が不登校だということ、同じ学校のほかの親御さんに知られたくないということもあるかもしれません。それぞれの立場もありますので一概には言えませんが、確かに孤立している親御さんたちがスクールカウンセラーとの、また、ソーシャルワーカーとの間の対話はできますけれども、同じ苦しんでいるお子さんたちを持っているご家庭のお母さんたちと横のつながりを持ちたいと思っている方もたくさんいらっしゃるはずなんですね。

ですから、そういった方々がうまく連携ができて、例えばコラソンに通っている方たちのご父兄の方たちが例えば数か月に1回でも、PTAじゃないですけども親の会みたいにして、そこでお互いの今大変なところ、また、乗り越えてきた事例とかがあったら、お互いに意見交換もできるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） ありがとうございます。

子供たち同士のつながりはもちろんのこと、そういった同じ苦しみを持つ親同士のつながりというのも非常に貴重なつながる場だと思っております。

コラソンがスタートしまして、子供たち同士のつながりができてきましたので、そういったところから親、大人は時間がかかるとは思いますが、同じ苦しみを持つ親同士で分かり合える場というものをそういったところからつくっていただければと考えておりますので、コラソンの所長や関係する者とこれから一層協議を深めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。ぜひ子供たちが伸び伸びといろいろなことに気がついて、また、その子供たちが自分の力を見つけられる絶好のチャンスかとも思っております。ぜひそういった機会を逃さずに子供たちの成長を高めていただきたいと思います。

それで、もう1点ですが、この教育機会を確保するために当事者が選んだフリースクール、

残念ながら塩竈近辺にはあまりフリースクールはなくて、先ほど私が言ったように気仙沼だったり、遠く大崎だったり仙台だったりとあるんですが、そういった意味で親御さんたちはその交通費も結構かかるという状況で、今、国にも来年子ども家庭庁もできるので、そういった意味で国の支援も求めていくところでありますけれども、この義務教育機関である児童生徒の家庭に対しての交通費の公的支援とか、また、どこのフリースクールもかなりの経営困難でやっているような状況です。そういったところに対する公的支援とか、一自治体ができる話ではないと思いますが、そういったところの声も上げていただきたいなと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 松崎学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（松崎和佳子） おっしゃるとおりです。国の動向を注視しつつ、県の教育委員会、そして仙台管内にある教育委員会と情報共有を図りながら、今後しっかり検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

大分前の話ですけれども、この教育機会確保法ができる一番の前段の考えが、やはり東京のそういったフリースクールのところに子供たちがどうやって通うかというときの通学費用、交通費用のことが話題になったところが、様々こういった関連する事案ができてきて、最後はこういった法律ができた。

やはり一つは、義務教育という期間の中において、学校では無償だけれどもフリースクールに行けばお金もかかる、また、交通費もかかる。そのために親も働かなければならないとか、様々な家庭からの出費が大変だというのが大きくございますので、ぜひこの問題は小さな問題ではないと思いますので、その辺のことを、子供たちの生きる希望をつなげるためにも、諦めさせないということをひとつ教えていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、空き家対策についてお聞きいたします。

2015年、平成27年に全面施行されました空家等対策特別措置法、これに基づきまして空き家の適正な管理を進めるための計画、いわゆる空家等対策計画書を策定している自治体は県内でも多数見受けられるようになりました。今年の3月時点で全国で1,397市町村に上ったとの報道がございます。これは、全自治体の約8割がもうこの計画書を終えたという実態でござ

います。

本市におきましても、何度かこの議場でもこの計画書を作成するようにと要望してまいりましたが、今現在の市の取組具合はどのぐらいなのかお聞かせください。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 空家等対策計画に対します本市の取組の状況ということでございます。

今、議員からご紹介いただきましたとおり、空家等対策計画については全国では約8割が策定済み、県内においても約半数の自治体が策定済みという状況でございます。本市としましても、この空き家対策等で国の財政支援を受けるためには、計画に基づく事業であるということが必須条件となりますので、今後、取組を進めてまいりたいと考えております。

現在、他の自治体の策定内容等につきます情報収集と、それから策定に向けたスケジュールの庁内調整などを行っているところでございまして、当面の目標といたしましては、今年度中に関係条例を策定させていただき、これを踏まえて来年度中には計画を取りまとめたいということで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

ようやく条例にこぎ着けたのかなと思っております。特にこの特別措置法につきましては、私たちは法律があればできるんでないかという考えがありましたけれども、当然、各自治体においてまだそれにつながる条例をつくらなければ何事も進まないという状況でございますので、まずしっかりとこの条例をつくっていただいて来年度にこの計画書ができるようにとということで、今、県内でも約半数は計画書ができたというものの、それが実効性を伴っていないというところも事実でございます。

先ほど部長からお話がありましたように、この計画書が作られなければ、国の国土交通省でももう潤沢な予算を用意しているけれども、一切それが使えないということになって、除却するにも、また、まちづくりのために再利用するにも、どちらにも使える物すごい補助金というか、そういったものがこの計画書を作った上で利用できるというので、これを放っておく必要は絶対ないと私は思っております。

そういった意味で、今現在、着々と進んでいるんでしょうけれども、もう1点お聞きしたいのは、庁内におきましてこれをしっかりとコントロールする、どこが、どの部署がこれを引

き受けて全体的な庁内の打合せにしても各課の集合にしても、どこがコントロールになってやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思っています。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 計画策定についての庁内での担当課ということになりますが、総務部の政策課が担当ということで進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。ここがコントロール、指令をするところということで認識させていただきます。

この計画の進捗具合によっては、その先の話になりますけれども、不動産の専門家とか、それから工務店とか、そういった方たちの意見とかも取り入れて、様々な法定協議書というものを作るようになるんですが、これももう全国では約5割を超える自治体が作っていると。

先の話ではありますけれども、まずは計画書を作ってください、そのためにも来年度作るまでの間に様々な分野の方たち、専門の分野の方たちがいます。その方たちに事前に様々なアクセスをしていただいて知識を頂いたり、また、情報を頂くということも必要かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） ご指摘のとおりでございます、先ほど策定内容等の情報収集ということのお話をさせていただきましたが、先ほど申しましたように県内でも半数ほどがもう既に計画をしている、まとめているという状況でございます。こういったところまでつぶさに研究させていただきます、また、今ご指摘いただいたような関係業界との意見交換、こういったところも含めて取り組ませていただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

これで、うちのほうでもかなりの件数、たしか以前は1,600戸の空き家があると聞いております。その後増えているのか減っているのか、ちょっと分かりませんが、これだけの塩竈市の中で1,600戸という空き家そのまま放置されていたり、中には売却とか貸したりという個人で動いている方もいらっしゃるかもしれませんが、全く放置されているほうが多く

て、景観においても、決してまた、安全においても安心できる状況ではないと思っています。

過日も何か空き家が燃えたというニュースも昨日、今日ちょっと聞いておりますので、本当にそういった意味では近隣住民がその空き家があるために毎日おびえているというか、うっとうしいと思ったり、また、危険を感じていらっしゃる。それがせっかく塩竈市に来ていただける観光客の方にしても、そういった空き家が散見することによって塩竈市の価値が下がってしまったのでは、本当に様々な努力が水泡に帰してしまうと思いますので、ぜひそういった意味でまずは条例をつくっていただき、しっかりとその中でもんでいただいて、来年度すばらしい計画書を作っていただいて、しっかりと一步一步進んでいただけるような取組をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部かほる） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時50分といたします。

午後1時44分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

17番土見大介議員。

○17番（土見大介）（登壇） 創生会の土見です。このたびは一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、通告に従いまして、定住促進策について、それから文化振興について、そしてまちづくりの人材の育成についての3点についてお伺いしたいと思います。

先日まで決算特別委員会が開催されておりました。決算の内容を拝見すると、各財政指標は前回よりも好転しているものが多い状況ではあったんですけども、やはり今後の少子化、高齢化、地元の産業のことを考えていくと、どうしてもまだまだ予断を許さない状況であることは分かります。

これは塩竈市に限ったことではなく、全国の多くの自治体で抱えている問題ではございますが、そんな中、国としてはEBPM、すなわち合理的根拠に基づく政策立案を進めていきたいと思います。この合理的根拠に基づく政策立案ということ、これを2018年から進めております。この合理的根拠に基づく政策立案ということで、

統計情報とか、もしくは専門家の意見を聞くとか、そういうある程度確証、確度の高い情報を基に政策を、しっかり目的を持ってつくって確実に効果を取っていくということがなかなか限られた予算の中で成果を出していくには必要なことなのかなと考えております。

その観点から、今回はなるべく予算のかからない中でも確実に背景の部分、統計などの情報を用いて質問をしていきたいと考えております。

まず初めに、定住促進策についてです。

塩竈市でも定住促進策、様々な分野でやられているとは思いますが、決算の状況を確認すると社会増減としては均衡を保っている状況、ただし、生まれる赤ちゃんの数と亡くなられる方々の差、自然増減はどうしても大きくマイナスになっていると。その結果、人口としては減少傾向が続いているという状況だと思います。

そこで、まずお伺いしたいんですが、現在、塩竈市として執り行っている定住促進策、重複する部分は多いかと思えますけれども、どのようなものを行ってどのような成果につながっているのか、ここからお伺いしたいと思います。

以降は自席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 17番土見大介議員の一般質問にお答えを申し上げます。

定住促進策の現状についてのご質問でございました。

本市が現在、定住促進施策として実施している事業につきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実を図るため、子育て世代包括支援センター事業や、こんにちは赤ちゃん誕生祝金贈呈事業のほか、小中学校に対する取組として、学びの共同体による授業づくりや幼保小連携、小中連携及び地域連携による学習支援推進事業、新婚さんいらっしゃい事業、子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業などがございます。

これらの事業につきましては、令和4年度施政方針でお示ししておりますとおり、産み育てやすい環境を整える事業と子育て世帯の移住・定住を促進する事業として重点的に取り組んでいるところであります。

私からは以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ご回答ありがとうございます。定住促進ということで、移住・定住の部分だけじゃなくて、子育て、それから教育の部分、様々な分野で定住促進策を図られているとい

うお答えでした。

子育て、それから教育の部分に関しては、なかなか現状、数値として結果はどのようなところを出していくというのは難しいのかなと感じておりましたので、今回は子育て・三世代近居同居支援事業、こちらについて少しお伺いしたいと思います。

まず、以前、アンケートの結果をいただきました。こちらを拝見させていただくと、この事業を用いて多くの子育て世代の方々が塩竈市に転入されているということが分かりましたけれども、そこでお伺いしたいのは、この事業を使われた方々、子育て世代と、もう一つは三世代近居同居というところと、どっちがどの程度多かったのか、それから転入されてきた方々のうち、この塩竈市に親族がいらっしゃる方々はどの程度いるのか、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） お答えいたします。

子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の申請状況というところでございます。

まず、令和4年度のほうからちょっとお話しさせていただきますけれども、8月末現在でございまして、子育て世帯は16件申請がございまして、転入人口につきましては60人となっております。60人のうち、お子様が28人ということでございます。三世代同居近居世代は8月末現在ではゼロ件でございます。

昨年度の状況でございます。令和3年度、既に交付済みの状況でございますけれども、件数につきましては子育て世帯が44件、転入人口が156人、お子様の人数が68人、三世代同居近居世帯が2件、転入人口が9人、うち子供が4人というところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。子育て世代が非常に多いということが分かりました。

では、加えてもう一つお伺いしたいんですけれども、塩竈市に転入されてきた方々、どこの自治体から転入されてきた方が多いのか、もし割合等が分かればお教え願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） どちらのほうから多く来たかというところでございます。

やはり仙台市から来ている方が多いというところでございます。すみません。ちょっと割合

については、申し訳ございません。今、手元にごございませんのでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。仙台市からが多いということでした。

実はこの傾向というか、ほかの自治体の状況を見ても、比較的近くの都市圏というか、大都市からいらっしゃる方々というのが転入としては多い、かつ、もともとその自治体、例えば塩竈市に親御さんがいるとか、あとは親戚がいるとか、知人がいるとか、そういう縁のある方々が住んでいたからという理由で転入されてきている方というのが比較的多く見られるというのは全国的な傾向のようです。そういう全国的な傾向のようです。

またさらにちょっとお伺いしたいんですけれども、アンケートの結果、もしくは直接転入された方々から聞いた内容でもいいんですけれども、塩竈市の政策に対して今後要望としてどのようなことを要望していくか、子育ての話とかもありましたけれども、どのようなことを要望する方が多かったのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 木皿政策課長。

○総務部政策課長（木皿重之） お答えいたします。

アンケートの結果ですね。転入された方で要望が多かったものに関しましては、保育サービス学費等の支援が一番多いというところがございます。そして、2番目が子供の医療費の支援、3番目が住宅取得に対する支援という順番でございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

一番、保育学費、それから医療費というところで子供関係のものが続いていくわけなんですけれども、そこで2番目の質問として、子ども医療費助成制度の所得制限撤廃についてお伺いしようと思ったんですけれども、こちら、先日、市長から令和5年10月の撤廃に向けて検討を進めているというお話がありましたので、ここはちょっと割愛させていただきたいと思いますが、ちょっとだけ検討の中身について伺いたいと思います。

以前、協議会で頂いた資料によると、所得制限の撤廃というのをを行うと4,000万円以上の負担が増になるとおっしゃられておりました。4,000万円、非常に大きい額ではあるんですけれども、これまでの国、例えば子供の医療制度の在り方に関する検討会とか、そういうところの

資料をずっと拝見させていただくと、この医療費助成というものの所得制限を撤廃しても、例えばコンビニ受診のように受診頻度が上がるようなことはあまり見られないとか、あとは県のデータを見ると助成対象を拡大しても実は県からの助成額があまり変わらないということもあって、なかなかその対象を拡大してもそれに応じて費用が大きくなるという状況でもないような事例が多く見られております。

その検討会ではその理由の一つとして、外来は増える一方、入院患者が減少しているのではないかなんていう話にもなって、要するに子供一人一人の重症化というか、かかる医療費というのはそこまで上がらないんじゃないかという話もありますので、ぜひともこの政策検討を前向きに進めていただきたいなと思うんですけれども、ちょっとそこでお伺いしたいのが、この子ども医療費助成制度、始まる前と後で子供の医療機関の受診傾向というのは変わったのか、ちょっと前のデータになってしまうと思うので、もしかしたら持ち合わせていないかもしれないんですけれども、今後の参考についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） この子供の医療費助成に関しまして、その制度の前と後、始まる前と始まった後のということでのご質問かと思えます。なかなか手元にその資料、医療費の増減に関しての傾向というものを分析した資料は手元にはないんですが、先ほどここ2年ほどのコロナ禍の中で大人の方と子供の医療にかかる頻度、かかり方がちょっと違うのかなというところの傾向の違いが出てきているのかなという認識でございます。

新型コロナのこの感染症が出てきてから、昨年度の医療費なんかに関しましては医療費助成で2割ぐらいの減少をしていると。ただ、大人に関してはそこまでの数字ではないのかなというところもございまして、様々にコンビニ受診だとかというお話なんかもあるかとは思いますが、子供の医療機関にかかりやすい環境というのは、こちらの制度が設立されたことによってかかりやすい環境は整えられたのかなという認識ではございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

今回、定住促進ということだったので、あまり深いところまでは話は進めないんですけれども、現状、塩竈市を除けば、この所得制限撤廃を表明しないところは県内だと2自治体ですかね。塩竈市を除けば、ということになるかと思えます。

定住促進という観点から考えると、もともとのこの制度の趣旨とは違うとは思いますが、これがデメリットに働くことがないようにぜひご検討を進めていただければと思います。ここはお願いだけにさせていただきます。

そして、最後に、この項目の最後として、定住促進策の見せ方はというところに移っていきたいと思います。これは今回、一番お伺いしたかったところでもあります。

先ほどアンケートの内容、もう既に配られたものなんですけれども改めて確認させていただきました。その中で様々、保育のこと、学費のこと、それから医療費助成の話、住宅の話、様々な項目が要望として転入された方々から上がっているということが分かりました。それをちょっと伺ったとき、もしくは地元で子育てをしている仲間たちとか、外の市外の方々、子育てをしている方々なんかには何うと、意外と塩竈市で行っている事業というものを知らない人が多いなということを感じているところでもあります。

もちろん全国を見回して、いい事例を行っているところというのは多数あるかと思うんですけれども、基本的に行っている事業、特筆すべきものは別として、多くのことは塩竈市でも行っているなというのが率直な感想であります。

ここで、今、ちょっと1つ例として挙げさせていただきたいんですけれども、よくインターネットのウェブサイトなどを見ていると、不動産業者もしくは保険代理店などが運営している住みたい街ランキング何ぼとか、子育てに優しい街ランキング何ぼなんていうものが上がってきます。こういうものを見ていくと、その一例をちょっと今日持ってきたんですけれども、とある保険代理店のサイトで扱われていたものです。

こちらが子育てしやすい街ランキング2022というやつだったんですけれども、その中の東北のエリアを見てみると、特徴ある子育て支援制度というところで上げられているものが、北海道のある市では子ども議会であったり、また、北海道のところでは子育て情報を配信する専用アプリを使っていますとあったり、青森の自治体では発達相談のクラスがありますと。新潟のところでは子育て相談の事業をしっかりとやっています。仙台市の例であれば、ポータルサイトで情報がしっかりと分かれますと。

ということで、実は塩竈市の行っている事業もなかなか当てはまるものが多く上げられます。ただ、どうしてもこういう自治体、外のサイトとかを見ていると塩竈市という事例がなかなか出てこないということがあります。これ、非常にメニューはあるのにそれがPRされていないのはもったいないなと思います。

特に子育てに関しては、昨年、令和3年度ですか、子育てガイドブックも出されたと思います。その中で目次を拝見していくと、非常に多くのメニューが書かれていることが分かるんです。僕も子供が小さい頃に知れたらよかったなんていうのもあったりするんですけども、こういうものをもっとPRできれば、塩竈市の子育てというものに対する市外からのイメージというのも上がって、子育てという観点から見たときの定住促進というものにつながるのかなと考えるんですけども、塩竈市、この定住促進という観点から子育て事業に対してどのようなPRをしているのか、もし現在、事例があればお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 今現在やっているPRということでございますが、一般的な話ということになります。市のホームページあるいは広報紙等による周知というのをまずやっているところでございますが、やはりホームページとかでも少し見づらいと。どこに情報があるかというところが今、指摘をされているというのが現状でございます。

そこで、今ちょっと検討させていただいておりますのが、やっぱりそういった施策をワンストップで見られるような見せ方をしてはどうかということで、今、取組を始めさせていただきました。定住促進策を取りまとめたページを設けていくということでもまずやってまいりたいと思っております。

それから、ちょっと最近やり始めたことといたしましては、例えば子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業、こちらについては近隣の住宅展示場なんかにも訪問させていただいてチラシの設置をお願いしたりとか、そんなことも始めさせていただきました。そういったところでもQRコード等を設置させていただいて、市のホームページへの誘導とか、そういったことにも今、取組を始めさせていただいているところでございます。

日々改善にと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

ぜひ多くのPRをしていただきたいと思いますと思うんですけども、今年の施政方針を伺うと、長期総合計画の中でもやはり子育てに対して市長が力を入れて今回取り組んでまいられるということをお伺いしました。もうその心意気を全面に出していくのが必要なことなのかなと。もちろん例えば待機児童の話とか、様々、まだまだ塩竈市で改善しなければいけないところは多々あるのかと思うんですけども、現状、取り組んでいる事業というのは最大限やっぱり

PRしていく必要はあるのかなと。

このPRがうまいところだと、ちょっと今、最近、事件が起きていますけれども、流山市とかは「母になるなら流山市」とか、様々キャッチコピーをつくって、まさにイメージアップというのに一生懸命図られているところがあります。塩竈市もぜひ様々な事業をただ見られるような状況にするのではなくて、やはり有効なキャッチコピーなどをつくりながら、イメージ、塩竈市は子育てにすごく厚いんだよ、応援しているんだよというイメージをつくりつつ、転入人口を確保しつつ、それと並行して各子育ての事業というのを厚くしていくという並走型の取組というのをしていかなければいけないのかなと感じております。

そのためには非常に広報活動というのが大切になってくるんですけども、もちろん展示場などで見せるというのも一つなんですけど、三世代同居近居の事業のアンケートから見ると、仙台から流入される方が多いという話があったかと思えます。展示場というのは近隣のという話があったんですけども、その対象として仙台市など、若干遠いですが、そこら辺の展示場にも置いているのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） まず取っかかりとして始めさせていただいたのが利府町とか、そちらのほうをまずやらせていただきました。今後、また足を運ぶ機会を見つけまして、さらに広げていければよろしいかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

一番最初のアンケートの内容をお伺いしたところで、塩竈市に地縁とか血縁がある、親戚がいる、もしくは知り合いがいる、知り合いは分かりませんが、親戚がいるような方が転入される方としての傾向としては多いということが分かりました。そして、仙台市から転入してくる方も多いということが分かっております。

もちろん親戚、親族が地元にいれば、子育て関係に対してもちょっとは優位に働くのかなと考えていますので、もうぜひここはターゲットというのを仙台市にいる例えば20代、30代というところに明確に打ち出して、仙台に対してPRを打ち込んでいくということをしっかりやっていたら、結果というのもおのずと出てくるのかなと考えておりますので、よろしく願いします。

そして、塩竈、子育ての話ばかりを先ほどからさせていただいておりますけれども、やはり

歴史や文化というところは塩竈の大きな魅力の一つでもあります。ただ、僕もそうなんですけれども、若いうちというのはなかなかそのありがたさというか、すばらしさを感じる事がなくて、だんだん年を追うごとに「いいな、この塩竈」と感じるものもあります。

なので、この塩竈、もちろん子育てとか定住・移住したときの優遇策というところで打ち出すのもそうなんですけど、その先、塩竈でこの後30年、40年暮らしたときにどんな豊かな生活ができるんだろうというところもしっかり見せていく。要するに、この若い世代がある程度年を取って定年退職して、その後どんな楽しい暮らしができるんだろうか。そういうところも忘れることなく打ち出していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。その点だけを伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 昨日、シビックプライドについてのご質問もいただいたところですが、やはり塩竈に住んで、そこで暮らし成長していく。大人になったとき、またそれは次の世代に受け継がれていく。そういうのが塩竈の歴史、文化、そういった背景を見たときにはとても重要なポイントであると考えております。住んでいただき成長していただく。その後にまた塩竈を好きで暮らしていただける。そんなまちにつくり上げていくような努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。塩竈の魅力、その地で長く住んでいけば住んでいくほど感じるころだと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目、文化振興についてでございます。

先日、鹽竈海道を歩いておりました。そのときに裏坂の下のところで源実朝の句を見たんですけども、草に覆われていてなかなか最初見つけるのに苦労しました。あそこは県の管轄だとは思いますが、北浜沢乙線、一例として挙げるならば、今、非常に草がぼうぼうな状態です。さらには裏坂の市の駐車場、ここも駐車場の砂利と神社さんの土地ですかね、の間の境界の部分なんかはもう人の背丈ぐらいに草が伸びているような状況。さすがに市の持ち物であるので、あそこ草ぐらひはちょっと刈ってほしいなと思ってる場所ではあるんですけども、そういう状況を踏まえた上で今後質問をさせていただきたいと思っております。

まず塩竈、よく言われることとして、歴史的な魅力が多いためという話はいろいろな方から伺います。歴史的な建物というのも数を上げれば限りがありませんし、そのほか鹽竈神社とか浦戸諸島、非常に魅力的なところがあると思います。ただ、なかなかこれらを人々の生活とか産業に生かせていないという現状もあるのかなと思っております。

この塩竈の魅力、歴史的な魅力というのが多いとは思いますが、そのうち史跡関係のものが多くあるかと思えます。史跡というものは、昔のものということもあって適切な保護をしていかないとどんどん失われていくものです。また、史跡というものを世にちゃんと魅力として出していくには、発掘から調査、そしてその後の学術的な検証というのが必要不可欠になっておりますけれども、現在の取組について伺いたいと思えます。

塩竈市の地域資源に対する学術的検証、今現在どのような取組が行われているのか伺いたいと思えます。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 土見議員にお答えいたします。

地域資源の学術的検証についてでございます。

本市では、市内に存在いたします文化財、指定、未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境を含めて総合的に保存、活用するための文化財保存活用地域計画を策定しまして、まちづくりや地域振興、観光促進等に生かしていく予定としております。計画策定まで3年程度を要する見込みでございます。

この策定過程の中で考古学や民俗学、建築学といった様々な専門家の方々に文化財の調査、研究をお願いする予定としておりますので、今後、専門家の方々のご意見を頂戴しながら、市全体の文化財の保存活用の在り方を検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。現在の取組はということだったんですけれども、予定ということでお伺いしました。

現在としてはどのようなものがあるのか。市役所のホームページなり、例規集を拝見させていただくと、それこそ文化財保護に関する条例とか施行規則など、いろいろ出てくるものはあります。ただ、文化財の保護というところに関するものは幾つかあるんですけれども、どうしても活用というところが見えてこなかったもので、その部分を今伺ったところでもあります。

では、そこで質問なんですけど、今後、活用に向けて様々やっていく予定という話なんですけど、県のホームページを見させていただくと、塩竈市内の史跡、遺跡、おおよそ80か所ぐらいが指定されているわけなんですけれども、これらの保存もしくは活用の取組というのは今されているのか、されていないのか、このあたりの取扱いについて伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 武田文化スポーツ課長。

○教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長（武田光由） ただいま議員がおっしゃいましたとおり、塩竈市内に84か所の埋蔵文化財としての県の指定を受けているものがございます。こちらに関しましては、開発行為を行う際は調査や立会い、そちらが必要になってございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、開発行為が行われないうちは、現状そのままという形で置いてあるというのか、そのままの状態にしてあるという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（阿部かほる） 武田文化スポーツ課長。

○教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長（武田光由） はい、おっしゃるとおりでございます。

それで、そちらの立会い、それから調査にも種類がありまして、電柱等、いろいろなものを立てるような場合、ちょっとしか掘らないような場合は教育委員会の職員が立会いをするようなこと、それから家の建て替えとかで基礎をちょっと掘るぐらいであれば確認調査ということになります。それも大体、年間10件はないぐらいの件数がございます。

あと、本格的な本発掘調査となりますと、こちらにつきましては今まで塩竈市で4件しか該当がないです。平成14年を最後にそういった調査は行われていないです。

以上です

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、今後、開発行為が行われるときに改めて調査があると思うんですけれども、とするとちょっと疑問に思うのが、これまでその84か所でしょうか、指定されたわけなんですけれども、この84か所、どのような調査を経てこの遺跡として指定されたのか、その部分をちょ

っと伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 武田文化スポーツ課長。

○教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長（武田光由） こちらの指定は県が行います。市から県に進達いたしまして認められるような形になります。以前は何と申しますか、登録カード的なものを提出しまして、こういったものがありますという文献的な証拠でも採用されていたんですけれども、最近、県でもしかるべき証拠を発掘して、そういった遺跡があるという確たるものがなければもう認めないと。近世に至ってはもうそういう状況でございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうすると、特に昔のところを考えると、実際あったかどうか分からないけれども、取りあえずここには文献上ありそうだといいところも含めて、特に調査、検証まではせずにそのままでも指定はできたということだと思います。

そうすると、今後、先ほど電柱を立てるならこの程度、何をするならこの程度という段階があるよというお話をされたんですけれども、実際それがどのようなものであるかがまだ分からないような状況の中で調査、既に決まったもので決まった調査を行う、それが実際に正しいのかどうかというのはちょっと分からないなと感じております。

それで、今のところ、文化財もしくは遺跡などの保存状態についてはお伺いしたところです。今後、この活用について伺っていきたいと思うんですけれども、現在、この文化財の活用、先ほど予定ですという話があったのですが、現状の活用の取組というものは市としてどのようなものがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 武田文化スポーツ課長。

○教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長（武田光由） こちらの遺跡等歴史物に関しましては、ホームページでご紹介していたり、あと浦戸に関しては標柱を毎年、今、年度更新で立てさせていただいております。そういったことでアピールはしている状況ではございません。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

標柱とか、あと説明の看板とか、立てているわけなんですけれども、例えば鹽竈神社、もう

説明などは不要なぐらいに見たらすごいなと分かるものは別として、なかなか説明なり注釈もしくはここを見てくださいというポイントがないと分かりづらいような史跡というのも多数あることは皆さんもご理解いただけるかなと思います。

その中で様々な史跡もしくは建物等に対して、それに追加での研究とか調査というものがあって、その上で魅力として打ち出していくということが必要だと思いますけれども、そういうもの、今、塩竈市でどのような取組があるかというのを自分でもいろいろ考えてはいたんですけども、どうしてもなかなか見当たらないなというところがあり、一方で、塩竈の場合ですと歴史関係に非常に熱心な民間の方々がいらっしゃったりして、そういう方々が独自に文献などを用いながら調査研究をされているということが多いのかなと感じております。

あとは杉村惇美術館さんですかね。あそこら辺で取り上げてくださったりというところが多くて、どうしても民間団体の活動が先行しているような状況なのかなと思っております。

また、先ほどホームページで公開していますという話があったんですけども、確かに文化の港シオーモでは非常に多くの文献だったり史跡について写真を中心にPRをされているということは理解はしているんですけども、どうしてもネット上のものであって現地と隔たりがあるということや、それがじゃあ実際まちを歩いたときにそのページがどう役に立つのかというリンクの部分で非常にちょっとまだ乏しいところがあるのかなと感じております。せっかくこのシオーモもホームページを作るだけでも大変苦勞されたものだと思いますけれども、これをぜひ活用していただきたいなと思います。

先ほど、お話の中で多くの史跡というものがまだあるであろうことは認識はしているけれども、それに対する調査、研究というのはされていないということを伺いました。

お隣の多賀城市、1300年祭記念に向けて様々、南門を中心に調査、研究が行われていると思います。やはりちゃんと学術的な調査をしていかないと、この文化財、どのように保護するのが適切なのか、もしくはどのようなところに特徴があって活用すべき魅力があるのか、そういうところがどうしても見えてこない部分は多くあるかと思っておりますので、多賀城、塩竈は全く関係ない土地ではありませんので、できれば1300年祭記念に合わせて塩竈というところの魅力もPRできるように、ちょっと計画、3年ぐらいかかりますという話がありましたけれども進めていていただきたいなと思います。

そのときに必要なものとして、塩竈市、先日、学芸員がいらっしゃいませんという話がありました。ただし、この歴史的な価値というのをしっかりと見定めて、そして保存して、さらに

は光を当てていくという作業は、やはりそれなりの知識と経験が必要だと。学芸員の存在というのは欠かせないなと考えておるんですけども、今、計画中の計画の中で学芸員をどうするかということに対しての検討というのはなされているのでしょうか。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 議員がおっしゃるように、当市にはそういった専門の学芸員はおりません。ひとまず今、そういったものを文化財審議委員会の専門の先生方とか外部の方にお願ひしながら、専門的な調査というものをお願いしている段階で、学芸員の採用云々につきましては今後の大きな課題といたしまして、文化財のこの文化の振興の中の一つの大きな宿題とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

外からの専門家、もちろん名のあるある専門家の方々に来ていただくんだとは思ひんですけども、やはりこの塩竈というところにしっかり地に足をつけて、努力してこの塩竈の様々な魅力というのを保存してPRしていくということを考えると、その時々で集まってもらう外の専門家ではちょっと力不足と言うと非常に失礼ではありますけれども、力を割く量というのが少なくなってしまうのかなと感じておりますので、ぜひ学芸員を塩竈市でも雇っていただいて、その方々にこの塩竈の魅力というものをしっかり保存しPRするためのすべを考えていただくということをしていただけたらなと思ひます。

冒頭、鹽竈海道、非常に草ぼうぼうですという話をさせていただきました。何でこんな話をしたかという、別に嫌みで話をしたわけではなくて、この草ぼうぼうな状態に対して、市に対しては何かしらのクレームというか、お電話だったりお問合せというものはあったのか、そこをちょっと伺いたいと思ひます。

○議長（阿部かほる） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 鹽竈海道といいますか、北浜沢乙線についてのということであれば、私が把握している範囲ではちょっと問合せ等はございません。ただ、今、議員が目にしていただいている中で現況、そういう状況だということではありますが、回数が足りているかどうかはまた別といたしまして、みなと祭の前、それから我々職員の有志ボランティア清掃という中では市民清掃に合わせて年3回、一応、海道沿いの除草等はする努力をさせていただいております。それでもなおまた現況のような状況ということがございますので、そういったところは担

当部等も含めて相談をしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

市役所の人にやってほしいというものではなくて、実はここを聞いた意図というのが、地元の方々から塩竈のこんな顔というか、塩竈を代表するところがこのような状態で困るよね、何とかしたいよねという市民の声が私は上がってほしいなと思って今回そういう質問をさせていただきました。

もちろん市の土地だというのはあるんですけども、地元の方々がその地域の魅力というものをちゃんと認識した上で、それを理解して愛着を持っていただければ、そういうことも出てくるのかなと。そのためにはやはり市と、それからその地元の方々と多くの関係する団体が共通のこの地元の魅力に対する理解というものを持たなければいけないのかなと。そういう観点から、景観計画みたいなものは塩竈市にもありますけれども、そのさらに一段広い範囲で文化振興条例のようなもの、ほかの市町村でも多くありますけれども、塩竈のこの誇るべき文化というのを、しっかりみんなが共通のビジョンを持った上で、じゃあこういうものが誇れるよね、ここをPRしていこう、そのためにそれぞれの立場からどんなことをしていけばいいのかなと、そんな様々を定める文化振興条例のようなものがあってもいいのではないかと考えるわけなんですけれども、そこに対してご意見をいただければと思います。

○議長（阿部かほる） 鈴木教育部長。

○教育委員会教育部長（鈴木康則） 議員のご指摘のとおり、現在、本市ではそういった条例化はしておりません。本年4月にスタートいたしました塩竈市の教育基本計画の中では、歴史の継承と文化芸術の振興でありますとか、歴史の継承と文化財の活用、文化・芸術の振興というのを明記しております。

この条例化につきましては、この文化財保存活用地域計画の策定過程における議論でありますとか先進事例を参考にしながら、条例化をすることによって何を指すのかと、どういったものを指すのかということをもとに考えさせていただきながら、今後の研究課題とさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

これは市だけではやはり抱えられない問題で、市民の方々と一緒になってつくり上げていか

なければいけないものと思いますので、そこをよろしく願いたします。

最後に、非常に時間がなくなってしまいましたけれども、まちづくり人材の育成についてでございます。

今回、現在どこの町内会でも成り手不足、加入率の低下、それから高齢化、様々な問題を抱えてご苦労されていると思います。そのような状況で、地域に対して例えば先日お話しした通所型サービスBであり何なり、事業を頼んでもなかなか受け入れられないという現状があるのかと思います。

そこで、1点お伺いしたいのは、この町内会が抱える問題は分かっているんですけども、それぞれ状況が微妙に違って一朝一夕で何かこれをやれば解決するよというものがないのが、僕も一生懸命考えていて思っております。

その中でただ必要なのは、やはり町内会同士、町内会の間での情報共有、こういうことをやったらうまくいったよという情報共有というのは今後もっと加速させる必要があるなと思うんですけども、もしその点、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） お答えさせていただきたいと思います。

地元の住民自治組織である町内会、今現在、166団体ございます。こちらに関しましては、議員のご提案、ご質問のとおりにやっぱり会長、役員の成り手不足、高齢化による問題、こちらが非常に大きな問題になっているという状況でございます。そういった各地域における何でしょう、問題、課題に関しましてもやっぱりその地域性というものがございまして、様々な問題、課題があるのかなと考えてございます。

今、議員からお話のありました町内会同士の横の連携、情報共有というお話でございましたが、今現在、町内会、横の連携を密にするための東西南北と浦戸を合わせた5地区町内会連絡協議会というのを設置してございます。こちらに関しましては、それぞれ各東西南北と浦戸地区でございましたが、協議会ごとに研修会、行政懇談会などを行いながら町内会同士の情報連携あるいは交流の場ということでの場の提供を行ってございます。

ただ、この2年間に関しまして、コロナ禍ということでなかなかこういった集まりが開催できていないという状況もございますので、今後こういった横の連携を強化しながら、こういった住民組織、住民活動を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

連絡協議会があることは存じ上げておるんですけども、どうしても非常に限られた時間の中で皆さんが集まって情報を共有するという場であって、なかなか細かいそれぞれのテーマなんかも話すことは難しいのかなと考えています。また、どうしてもそのとき参加するというのは会長さんクラスの方々ということで、各町内会で行われている事業の担当者レベルでの情報共有というのがもう少しあったほうがいいのかと。

その中でちょっと1つ提案させていただきたいのが、メンター制度と言っていいのかどうか分かりませんが、それぞれの町内会で先進事例などを抱えているところがほかの町内会に対して様々、アドバイスをしていくというシステムがあってもいいのかと考えておりますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（阿部かほる） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 今、町内会におけますメンター制度のような、そういった制度があればということのご提案でございました。こちらのメンター制度につきましては、メンターと呼ばれる会社組織だとか組織の中で先輩あるいは年長者がそういったメンティーと呼ばれる後任者の方に対して指導を行うという制度なのかなと捉えてございます。

まだこちら、どのような具体的なところを、やり方も含めて今後、他市町村の先進事例なんかを踏まえながら研究させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

どうしても協議会の場などでは話し切れないものもあると思いますので、各担当者間でこういう制度を活用しながらじっくりとそれぞれ抱えている課題に対して話ができると、相談し合えるというものをつくっていただければと思います。

今ほど、先ほどどういう制度ができるのかなんていうお話もありましたけれども、そうしたときに市としてはそれぞれの町内会の抱える課題、そこから問題、そこからどのような課題を解決すればいいのかというところまでしっかりと導き出した上でサポートする仕組みというのが必要だと思います。

東京都の事例だと、専門家とか外部と連携しながら助成金の獲得までを含めて伴走型の支援

を行っているという事例もありますので、塩竈市も今後はそういう、こちらから出向いてしっかりと入って応援していくということをやっていただきたいなと思うんですけども、最後に一言いただければと思います。

○議長（阿部かほる） 土見議員、時間がオーバーしております。（「じゃあ、いいです」の声あり）

以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番曾我ミヨ議員。

○16番（曾我ミヨ）（登壇） 日本共産党市議団の曾我ミヨでございます。

昨日の伊勢議員に続いて、通告に基づいて一般質問を行います。

今回の質問項目は、8月24日、当市議団が塩竈市長に提出してまいりました新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰と水害対策を求める要望書及び浦戸の課題について要望をしてまいりました。また、地域から出されている要望を踏まえての通告となっておりますので、市長はじめ当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、初めに新型コロナウイルス感染症対策について、特に全数把握の見直しについてです。

宮城県が全数把握見直しを実施した直後から相談が寄せられてまいりました。祖母と母親が同居しているAさんから、息子がコロナ陽性になった。高齢者の祖母と同居しているので、感染拡大させないためにホテルを希望しても自宅の療養を勧められる。実情を幾ら話しても受け付けてはもらえない。どうしたらいいのかという相談。

また、持病を持つ、ある陽性者のBさんは、ルールに沿って対策ができた。その後に家族が陽性者となってしまった。高齢者ではないということで何の対応もされないと。自己責任に転嫁するやり方ではないかと。これでは感染症の拡大を抑えることができないのではないかと怒りの声が寄せられてまいりました。

改めて、これまで全数把握が必要とされてきたのになぜ全数把握見直しに至ったのか、全数把握の見直しによってこれまでと何がどう変わるのかをお伺いいたします。

以降は自席から行いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 16番曾我ミヨ議員の一般質問にお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策についてのご質問のうち、9月2日からの新型コロナウイルス感染症と診断された方等に対する対応についてでございます。

去る8月25日、厚生労働省は各都道府県知事に対しまして、新型コロナウイルス感染症陽性者の全数把握を見直し、自治体の判断で保健所への陽性者の発生届を簡略化することが可能となる旨の通知を発出いたしました。これを受けて、宮城県では9月2日から発生届の簡略化を実施してございます。

陽性と診断された方に対する具体的な対応の流れにつきましては、担当部から説明いたしますのでお聞き取りのほどよろしくお伺いいたします。

私からは以上でございます。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） それでは、私からは発生届の簡略化による基本的な対応についてということをお話し申し上げたいと思います。

ただいま市長から答弁申し上げましたように、9月2日から本県においてはいわゆる発生届の簡略化というのが行われています。なぜこれを行ったのかというご質問、前段ございました。国の説明によりますと、1つは保健所の負担を軽くしようというものです。もう一つは、限られた医療資源、医療リソースを症状が重くなった人、この人に集中していこうという形で考えられたのがこの簡略化という形になります。

この措置に伴いまして、発生届の対象となる方は65歳以上の方あるいは妊婦、入院を要するなど、重症化リスクがある方に限られることにまざるります。これらの方々には従来と同様に保健所から連絡が行くことになりまして、療養先の調整等がまず行われるという形になります。それ以外の重症化のリスクの低い方、こちらは発生届の対象外となりますので、医師が保健所宛てに誰々さん、陽性ですという届出はしなくなります。ですので、保健所からはその人に連絡が来ることはなく、基本的に自宅療養になりますので、その際、体調が悪化した場合は県が新たに開設した陽性者サポートセンター、こちらに相談していただいて県のケ

アを受けるということになります。

あと、なおこの措置は昨日、9月26日から全国の都道府県に拡大されておりますので、今、我が国はこういった対応になっているという状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） 結局、今回の全数把握見直しによって65歳以下の方については健康観察は要らないよと。ウェブで見ますと、ご自身で確認、所定期間が過ぎたらご自身で療養を解除してください。自己検査、無料検査で陽性になったとしても、保健所に届出をしなくてもいいですよ。保健所からの電話連絡もソーシャルネットサービスもないと。

先ほど言いましたように、宿泊施設に行きたいんだと言っても、陽性者サポートではそれは駄目ですと。自宅にいてくださいというやり方なんですよ。つまり65歳以下の方は、もう感染症になってもならなくても自分でやりなさいということではないかと。

こんな乱暴なことがあっていいのかと本当に胸の詰まる思いですよ。今までなぜ全数把握が必要だったかと。それはなぜかという、健康保険というか、感染症法によって保健所が診たり、病院にかかるようにしてきたんですよ。それが、保健所がパンクするだとか、病院がパンクするだとかと言って、今まで自公政権は保健所統廃合をずんずんやってきたんですよ。病院もそうですよ。そういうことを後回しにして、全部個人の責任にするなんていうのはとんでもないことだと思っているわけです。

それで、濃厚接触者については無料で検査ができるんですか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 濃厚接触者が無料で検査できるかというお尋ねでしょうか。今、宮城県で無料のPCR検査というのを今月末までですか、行っておるんですが、原則そちらは無症状の方で不安な方で、かつ濃厚接触の方はたしか除外されているはずなので、濃厚接触の方が無料で検査をするというルートはないと認識しています。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） そうなんです。無症状の方はないんですよ。検査も受けられない。

最近、簡易キット、どうなのと調べたら、簡易キットも薬局ではなかなか売っていないようになっているといううわさも聞きました。

それから、防災センターでやっている厚生労働省の、木下グループがやっている

んだけれども、あの人に聞いても、私たちは9月30日までと言われていまして、それ以上のことは一切分かりませんと。今後続けるかどうか。そういうふうに言われました。

本当にこの感染、第7波という感染症が広がる中でオミクロン株のワクチンはこれからでしょう。これからなんですよ。にもかかわらず、もう原稿があっちこっち飛びましたけれども、本当にしゃべり始めると、こんなので感染症が、市長が一生懸命マイクで手洗い、うがいなんとかと言っているけれども、一方でかかったときにそれが保障されないということになっているのではないかという問題です。

それで、ちょっと療養期間も何かいろいろ変わっているようですが、この辺についてお伺いします。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 療養期間短縮のお話と認識します。

まず、陽性になられた方、これまで10日間の療養期間が7日に短縮されていると。あとは濃厚接触者の方、こちら原則5日間という形で、あとなお3日目、4日目に自ら抗原検査で陰性だった場合は待機解除という扱いになってございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） それ、誰が観察するんですか。あなた、もう5日ですねとか、あなたはもういいですよとか。それ、もうあなた、勝手に自由に、熱もないと勝手に行ってもいいということになりはしないんですか。それはどこで誰がチェックをするんですか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） 基本にご自分でなさるという認識でおります。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） だから、それでは本当の感染症対策になるのですかと思うわけですよ。もう無症状だったら誰がどうだか分かりませんもの。

国は、病院について、公立・公的病院、高度医療を提供する特定医療機関、それから地域医療の中核を担う地域医療支援病院と都道府県と事前に協議を結ばせて、感染症拡大病床確保の発熱外来の設置を義務づけたと報道されていますが、それはちゃんとされているんですか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

国の方針で、いわゆる発熱外来を強化してスクリーニングというんですかね、重症な方とそ

うじゃない方の仕分けをする意味でも発熱外来を強化するという措置については行われていると考えています。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） 毎日、夕方、全国もだけれども、県内の特に感染者数、死亡者数とか、いろいろ載ります。あれは、全数把握をやめたわけですが、その数はどのように受け止めればいいんですか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

全数把握の見直しとして発生届の出し方を変えたというのが答えでして、宮城県として陽性患者の全員の発生を一部に限ったというのではなくて、数については全員分を把握しています。

ただし、65歳以上等の人については個人個人の発生届を作成して、お医者様が保健所に提出すると。それ以外の方については、たしか年齢と年代だったと思います。こちらの総数を保健所に報告するという形になっていますので、ニュース等で報道されている陽性者数については、これは実際の発症なされた方、陽性が確認された方という認識でおります。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） ちょっとそれもよくちゃんと調べなければ分からないと私は思うわけです。だって、届けを出さないのに、一方では数はああいうふうには報告するわけでしょう。どこで誰がそこに報告しているのかと。一切、報告なしでいいんですもの、だって、65歳以下の方は。

それで、まず高齢者の亡くなる方が結構多いんですね。高齢者施設に対して通常、医師が配置されているところはまれだと思うんですが、その辺の後方支援というか、そういうやり方、あるいは施設から病院にきちんとそういうかかった人についてはちゃんと連れていけるという状況にはなっているんですか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

具体的には、高齢施設等で陽性が出た場合には、保健所に相談して保健所の指導を仰ぐという形になります。そのときの状況によって、例えば軽症であればその施設の中にとどまって隔離した形で療養と。あと、重篤であれば指定病院に搬送という措置を取っているという状

況です。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） これもこれからいろいろ様々な問題が起きるのではないかと私は大変危惧しております。一番最初に申し上げたように、本来は保健衛生法に基づく医療体制、保健所体制をしっかりすること、そのことをやっぱり国にちゃんと求めていくことが今こそ必要だと思いますので、ぜひその辺は当局においてはよろしくお願いしたいと思います。

時間が限られていますので、次に移ります。

物価高騰対策についてお伺いします。

市内の事業所でも仕入れ材料の価格高騰でこの間2回値上げをしましたと。ところが、物価高騰に追いついておりません。物価が高騰しているにもかかわらず価格に転嫁できないと。それは市長もそのことを言っております。様々なイベントもなくなっていると。こういうことで大変苦慮していること。

それから、建設業者も仕事がなく、それでも一定の人数を抱えているところは保険も掛けてあげないといけないその家族もいると。それを1か月1か月維持するのも大変で、本当に大変になっているという声を聞きました。

それで、改めて塩竈市の基幹産業である水産業、水産加工業について、市長は9月14日に県へ水産関係者と出向いていただいて、しっかりと要望を伝えていただいたことにはもう改めて感謝を申し上げたいと思います。

それで、具体的に国はそういった全国から集まる物価高騰対策について具体的な手だては取られているのか、どんな動きがあるのか、お伺いします。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） 国の手だてについてお答えをさせていただきます。

まず、国におきましては、特に基幹産業、水産業、水産加工業の部分で申し上げますと、水産庁が魚種の転換であったり新たな取組に対する支援事業として50億円規模の新たな事業というものを既に打ち出していただいております。こちらにつきましては、今現在、2次募集を今月末まで受け付けていただいているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） それは市内の業者は活用されているんですか。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） お答えいたします。

今申し上げました水産庁の支援事業、1回目の募集につきましては、市内の事業所3事業者が採択されていると伺っております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） なかなか活用するところがあまり大きくはないと。それだけ活用勝手が悪いというか、使い勝手が悪いという状況なんではないかと思えます。

それで、これから秋にかけて3月頃までは一番稼ぎどきなんだけれども、やっぱり具体的な支援策が必要ですよね。油も高いし、もういろいろなものが高いわけですから、そういう点でぜひ引き続き様々な取組、支援をお願いしたいということと、もう一つは、うんと今回の要望で出しているのは、子育て世帯とか、あるいは非正規雇用の世帯、特に子供のいる世帯では国民生活基礎調査もやられて、もう52%以上が子供のいる世帯は苦しいという状況になっています。子供を取り巻く状況で様々な事故、事件も多くなっていますが、やっぱりここに本当に本腰を入れた手だてを取らなければいけないんじゃないかと思っているんですが、具体的な支援策を考えていられるでしょうか。お伺いします。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

今、子育て世代というお話でしたけれども、私どもとしては基本的にはいわゆる生活困窮世帯という捉え方をしております。

議員がおっしゃるようにやはり物価高騰が続いてございますので、これまで国が非課税世帯への10万円給付というものを行ってきたという形がありますので、これも私ども、6月定例会に追加提案させていただいたのも含め、6,400世帯程度ほどに支給させていただいたという形になります。

あと、先ほど来、お話しいただいておりますが、政府がこういった状況を踏まえまして、去る9月20日に物価高騰対策として予備費から3兆5,000億円ほどを使う支出をするということを決めておりまして、その中に様々なメニューが含まれています。非課税世帯への5万円支給というものもその中に含まれておりますので、私どもとしてもそれに迅速に対応できるように対応していきたいと考えています。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） それはそれで、本当に3月末で燃料高騰に対する5,000円の支援をしていたか、あります。だけれども、4月からもう今、10月になろうとしています。半年以上になりますよね。

それで、問題は、非課税世帯は分かりましたけれども、ボーダーライン層というのがいるんですよ。頑張って働いて、働いてもいるんだけれども、何の支援策もないと。ここをどうするかということがね。それで、私ども、ガスとか電気とか、そういったことを含めて少しでも、値上がりするでしょう、ガスも電気も。そこへの支援も含めて、まず独自でもボーダーライン層というか非課税世帯、ちょっと上のところ、そこにも支援していただけないかという提案をしているんですが、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 多分、このような議論はいつも出てくる議論だと思っております。売上げの何十%で差を分けると、どうしてもそのちょっと上にいる方は当てはまらない。これもまさにそうかなと捉まえております。

ただ、僕らも大変厳しくやっぱり考えなければいけないのは、今、国の交付金が市に示されております。今回も議会で5回目の10割増し商品券の議論をいただいているところでございますが、それをどのように使っていくか、また、まさに今、曾我議員がおっしゃったようなところにどのように我々がということにつながっていくんだろうとは思っております。

ただ、本当に難しいのが、この先どの程度上がっていくのか、これ、全く誰もその予測がつかないところで、私ども、市だけでどの程度のご支援ができるか。これは多分、短期的な、もう瞬間的なものしか、できないだろうと、今の財政状況では。

ですから、その辺をどう考えながら、やっぱり県とか国の様々な施策に、一緒にやっていくものも当然あるかと思っておりますし、それをどう選択していくかが非常に重要な時期に入ってきます。

というのは、もう寒くなっていますから、皆さん、もう灯油をお使いでございますよね。ですから、そういったことを鑑みれば、今、18リッターでもう2,000円を超えてしまったと。18リッターですかね、灯油缶。ですから、そういった状況も今、厳しく受け止めておりますので、いろいろな状況、推移も見守りながら、何が、どこに対してその施策を打つかということも考えなければいけませんけれども、今までさせていただいたところとやっぱり手薄など

ころというのは必ずありますから、そういったもののバランスをどう取っていくかも真剣に見極めながら対応させていただきたいとは考えております。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） 大変苦慮しているということはよく分かります。

そして、私、2つ方法があるかなと。1つは、生活保護基準の引下げがずっとやられてきたんですよ。年金給付もそうです。

そして、冬季加算というのはあるんだけど、夏季加算というのはされていないんですよ、何ぼ暑くなっても。電気代も扇風機も使うのに。こういうことを国がやっぱり今、物価高に合わせた基準に生活保護基準を引き上げようということを声に出して求めることが大事だと。

それから、国の対策が本当に遅い。もう何をやっているんだと。国会も全然開かないで何をやっているんだろうと言わざるを得ないですよ。これが今の与党政権なのかと言わざるを得ないんですよ。だから、やっぱり地方からそれぞれ与党、野党は関係なく、今、国民が困っているんだということでやっぱり何とか対策を講じろという声を引き続き上げていただきたいと思います。

次に移ります。福島第一原子力発電所の事故に伴うALPS処理水について伺います。

水産業を基幹産業としている塩竈市にとって重要な問題で、漁業の存亡にも関わる問題です。これまで漁業者の方々、水産関係の方々から東京電力のこの福島第一原子力発電所事故に伴うALPS処理水なんかも含めて全く説明がされていないと。福島近辺はしているかもしれないけれども、塩竈市の業者に来て1回も説明されていないということを聞いてまいりました。塩竈市での説明はされているのでしょうか。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） それでは、曾我議員にお答えいたします。

本市水産業関係者に対する国や東京電力によりますALPS処理水の海洋放水の説明会の実施についてでございますが、経済産業省、資源エネルギー庁と東京電力によりますALPS処理水の海洋放出に関する説明会が7月26日に市内全ての水産関係者で構成されます塩竈市水産振興協議会会員を対象に開催されてございます。その中で市もオブザーバーとして参加させていただいております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） あの事故から11年目でやっと説明に来たという状況ですよ。

それで、問題なのは、決算特別委員会でも他の議員も取り上げて、風評被害とか放射能検査をやっているのかということについては説明を聞きましたので、それは理解しました。

ただ、水産業、水産加工業の生産売上高は震災以前に戻っているんですか。11年目ですが、戻っているんでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） 水産加工品の出荷額が震災前に戻ったかどうかというお尋ねでございます。

我々、年に1回、水産統計を作成させていただいております。ほぼほぼ震災前の数字に戻ってきているという捉え方をさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） 令和元年度、これは東京電力が自ら事故対策のために実施計画を立てました。それで、損害請求額は3億4,000万円を超える請求額に対して、実際に賠償された金額は1億6,000万円だけです。これは県議会で取り上げていただいてこれが分かったんだけど、それで風評被害、これ、十分なのかと見ましたら、請求額は3,660万円に対して95万4,300円。僅か2.6%しか東京電力は見ていないと。結局、国が私たちの税金で東京電力に代わって風評被害対策をやっていると云わざるを得ないんですね。こういう状況だということです。

それから、話が変わりますが、福島第一原発から出る放射能汚染処理水と言っているんですが、来年度以降に海洋放出の方向で進められていますが、この間、農林水産省、福島県知事、福島の県漁連の会長と懇談したと。この中で言われたのは、良好な前向きな意見が出ているところに水を差すようなことはしないでほしいと。これが率直な意見です。

もう一つ、地学団体研究会は、東京電力のトリチウムの年間最大22兆ベクレルを抑えて30年間で放出すると言ったと。汚染水の発生量削減対策が講じられないまま、こういうことをやられたら大変なことになると。研究会はもう既に去年、福島第一原発の地質・地下水問題について、汚染水発生量の抜本的な削減を求めて、原発のあるところ、ずっと広域的にそこから流れてくるわけですから、遮断遮水壁、水を止める壁ですね、と集水井を真剣に検討せよと問題提起をしてきたと。そういうことには一切お構いなしに、だんだんたまる、たまる、たまるで、あとは海洋放出だと。こういう無責任なやり方に対して本当に怒りの声が上がっ

ています。

それで、改めて、市長は塩竈の水産業者の立場に立って、ALPS処理水についてはこれまでやめてほしいという立場だったのではないかと私は思っているんですが、今はどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今はどのように考えておるかということでございました。

県議会時代からこの問題については県議会の中でも東京電力に対して毎年、定例的に東京電力にもお邪魔をして様々な意見交換というものをさせていただいておりました。やっぱり一番足りないのは処理水をどのように処理するかということ、全世界的にやっている情報をしっかりと国民の皆様方にお話をしない中で、突然、2年後に放出すると。菅政権のときだったと思います。これはあまりに唐突だろうと思っております。ただ、現実的にやはりもう物理的にこれ以上保管するのが難しいという現状になっています。

ですから、その発表をしてからの国民の皆さんに対する処理水の取扱いについての説明なり、全世界でどのような形で処理水を処理してきたのか。例えば希釈して7倍でいいところを40倍にして放出しますと日本は言っているわけですがけれども、その辺の意味合い自体もそれぞれの国民の皆様方がどれだけ知っておられるかということをやっぴりもっと丁寧にご説明されるべきだろうと。2年間あるわけですから。もう2年間ありませんけれども。

ですから、やっぱりその辺のところを、順番を丁寧にやっていかないと、こういう問題というものはこのような形でいつまでも尾を引いていくんだらうと考えておりますし、今後ともやっぱりこういった対応については丁寧にもっと積極的に説明をしていくべきだろうと。

そのことは東京電力にも何回も何回も何十回も厳しく、県議会議長としても厳しく申し上げてきたんですけれども、言葉は謝っているんですけれども、全くやる実効性のかけらもないんですね。言葉は謝っているんです。でも、動きの気持ちが入ってない。動こうとする気構えがない。

このことは物すごく強く社長に直談判で抗議をしたこと、もう何年か前になりますけれども、三、四年前ですから覚えております。今後とも塩竈市としても、言う機会は今なかなかちょっとございませんけれども、県議会の皆さんを通じて、やはり処理水の在り方については当事者しか分からない苦しさというのはありますから、この辺に住んでいる人しか分からない苦しさをしっかりとやっぱり受け止めた上で、それをしっかりと把握した上で丁寧に説明を

して、やらざるを得ないのであれば、その説明をもっと丁寧に、そして万が一やる場合には補償等を責任を持ってやる、この約束を明確にすべきだろうと。もしやる場合です。やらなければいけない場合でもそうかと思えますけれども、その辺をもっと丁寧にやるべきだと私は思っております。

以上です。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） 結局、さっき言ったように宮城県内での賠償額と、それに対する実際の補償も全くちゃんとやっていないということの数字を言いました。それから、この原発事故の解決策も全く示されないまま、再稼働ありきだというやり方でしょう。

そして、市長は昨日、伊勢議員に対して女川原発のことを言っていたけれども、結局、あそこも福島原発と同じ種類なんです、形はね。それで、今言われているのは、原子炉から燃やせば、灰とか、いろいろなものが出てきますよね。ところが、その処理先がないんだと。言わばトイレなきマンションだと言われているんですよ。汚染水は流すは、再稼働してそのごみはどこに捨てるのと。それもないと。避難計画もちゃんと立てられないと。こういうの、再稼働ありきでいいのかということが問われていることを、あまり時間がないので、そのことだけを指摘して、表明だけをしておきます。

それから、浦戸振興策について伺います。

要は、ちゃんと復興事業が進んだのかという問題があります。特に寒風沢の地区と桂島地区について聞きたいと思います。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） それでは、我々が所管いたします寒風沢地区の漁港管理施設の関係でお答えを申し上げます。

今年3月16日に発生いたしました福島県沖地震に伴いまして、野々島、それから寒風沢におきまして主に物揚げ場の沈下によります段差、それからクラックが発生するなど、計11施設において被災をいたしました。これにつきましては、6月定例会におきまして漁港施設に係る災害復旧事業の関連予算としてお認めいただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） ありがとうございます。一生懸命、復興事業に取り組んでいただいたと。

前、協議会のときにあそこの寒風沢を直すときに、くいが打たれていないんじゃないかという問題があって、実は復興事業というのは原状復旧だと。だから、そこまではやれないという事で聞いてきたような気がするんですね。

この間の3月16日の地震で直したところがまたクラックが入ったと。それで、区長さんからはあのときはそうせざるを得なかったけれども、今回しっかりくいを打って、それからあの物揚げ場に、だんだん高齢化が進んでいるのでゴム式階段だとか、そういったことも含めて設置してもらえないかという要望を出されました。これらを実現できる見通しはあるのでしょうか。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） それでは、寒風沢地区の災害復旧に係る施工方法等についてお答えを申し上げます。

今、議員のご指摘のとおり、災害復旧につきましては、基本、原状復旧というのが原則でございます。

それから、あと防舷材、ゴム式による階段というお話でしたけれども、要望は浦戸振興協議会様からもいただいております。詳細につきましては、島民の方々と設置場所等も含めてお話を承りながら、研究、検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） よろしく願いいたします。

もう一つ寒風沢で言われているのは、この間の復旧で岸壁ができるまでの区間、設置した小型漁船の仮係船所があったんですね。板を引いて、天板を引いてあったんですが、あそこを引き続き活用させてほしいんだという声が出ているんですが、これ、取り組めるでしょうか。お伺いします。

○副議長（山本 進） 鈴木水産振興課長。

○産業建設部水産振興課長（鈴木睦奥男） お答え申し上げます。

小型船舶の係留箇所、仮設に置いた場所かと存じます。こちらにつきましても浦戸振興協議会から要望事項の中でいただいておりますので、今どういった施工法ができるのかも含めて県にもご相談を申し上げながら、具体的にはやはりご利用いただいております区の方々のお話を承りながら検討したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） よろしくお願いたします。

次に、4つ目の交通安全対策についてお伺いします。

これは都市計画道路で県道八幡築港線4車線拡幅工事整備が完了いたしました。それで、もう30年ぐらいになると思うんです、あの七ヶ浜のところ、交差点からずっと港町の整備ね。ようやく完成したと。あのときから、住民説明のときは4車線になっても安全対策をちゃんとやるからというのが県の事業所の説明だったんですよ。もう完了しました、4車線。いまだに安全対策が講じられているというふうには見えませんが、多分、市長も地域から言われていると思いますが、私どもも警察にも行きましたし、県の道路整備局にも何度も行っているんですよ、住民と一緒に。県は県で計画しただけだと。あとは安全対策は県警だと。県警は予算がないと。こういうたらい回し。また誰かが事故に遭わない限り、それが整備されないのかというのがあの辺一带の声ですよ。

もう今、新しい大型店もできますけれども、何とか早く安全対策を講じるようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） それでは、曾我議員にお答えいたします。

安全対策のこれまでの経過と今後の進め方でございますが、八幡築港線は宮城県が4車線化整備を行ってまいっております。これまで信号機や横断歩道の設置などの要望を複数の町内会からいただいております。これまで信号機や横断歩道の設置などの要望を複数の町内会からいただいております。これまで信号機や横断歩道の設置などの要望を複数の町内会からいただいております。これまで信号機や横断歩道の設置などの要望を複数の町内会からいただいております。これまで信号機や横断歩道の設置などの要望を複数の町内会からいただいております。

このような状況を踏まえまして、先月、本市と宮城県、地元町内会の3者で現地の整備状況を確認し、安全対策の課題について共有いたしました。このことを受けまして、市長自らが塩釜警察署へ安全対策について要望を行っているところでございます。

今後におきましても、地域の皆様の安全確保や利便性の向上が図られますよう、関係機関に対し一層の実現に向けまして引き続き要望を行ってまいります。よろしくお願いたします。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足をさせていただきます。

今まで市長懇談会、大分させていただきましたが、この周辺の町内会からほとんど、特に旧

中央自動車学校の、ヨークベニマルという名前を言っているんだと思いますが、できるところについての危険度合いについて相当突っ込んだご意見をいただきましたし、信号機の設置についても、るるお話をいただいたところでございます。あの道路は16メートル道路から30メートル道路にする、2車線から4車線にする、東日本大震災があった影響で一気にその工事が進んだところでございます。

4車線になれば中央分離帯ができるということで、僕も県議時代までは、まるしんのところの何とかあの右折レーンをつけることで県議会を卒業させていただいたところなんです、その先の状況を、工事の遅れも大分あって見守ってまいりましたが、信号機の設置を早くしてほしいということでご要望をいただいている、ちょっとこれは確定的な話じゃありませんけれども、県の土木事務所は住民の方々とか、今の状況をよく熟知しています。一緒にこの間話しましたので、それを警察に当然持っていくわけですが、警察は警察の考え方が当然あります。その辺のところではなかなかやっぱりバランスが取れていないというのを聞いてございました。

というのも、しまむらの前辺りに信号機がつくだろうと言われていたと。それよりも中央自動車学校側のほうが先なんじゃないかと。そういうご意見を町内会を通じて、二、三の町内会からご指摘をいただいて、実は市、県、町内会の方とあの辺を見てまいりました。そうしたら、やっぱりちょっと危険な場所がたくさんあって、今のままだでも十分事故が起きる状態であるということは確認できましたので、それを踏まえて塩釜警察署に行って関係の方とお会いをさせていただいて、その旨につきましてはお伝えをさせていただきました。

それと同時に、特に中央自動車学校の三差路、丁字路になると思いますが、あそこの部分についてはどうもちょっと切り込み方、路肩の造り方がおかしいので、これについては県でできるところはやってくださいと。分かりました、すぐやりますということで、ちょっとあちらからの出口を防ぐ努力をしないと、逆走をして右側ですかね、右側に出ていってしまうということになりかねません。

それと、気になったのが、やっぱりその次の段階、どうしていくかというのを考えなければいけない。ローソンの前に昔は歩道があったんですね。昔はあったんです。だから、皆さんからすると、昔あったんだからまた造っていただけのんでしょうというのが頭にあります。ただ、その計画はないと。ですから、結局、信号が造られるその間のバランスというのはどう取っていくというのは、これ、重要ですので、近い場所にあったってこれはもう渋滞を招

くだけですので、あのローソンの周辺のところも、一つ大変なのはマルハラのところでも信号が赤になったら、あそこを左に曲がって行って抜け道で抜けていく可能性があったときのあの不規則な狭小の道路でもありますから、目の前を大型車が平気で通っていったんです、この間も。ですから、その辺のところも考えるとこれは非常に問題点が多いなど。ですから、今、警察にも今の現状をしっかりともう1回見ていただけますかというお願いしか僕らはできないんですね。こういうご要望がありますからということで。

警察はうんとすんとも言いません。ただ承りましたとおっしゃるだけで。でも、これ、言っていないとその危険度合いというのは伝わりませんので、これからももう少しいろいろな状況を見ながら、その地域の皆さんのご要望に合う形でというよりも、安全にお渡りになっていただくためにどうするか考えないと相当まずいなと思っております。

警察は切り込みを造りたくないと言っているんです。やっぱり切り込みを造るとUターンをしてしまうと。そうすると、事故の確率が増えますので。でも、やっぱり造らなければいけないところには造らなければいけない。住民の方々から造ってほしいと言われても、できることとできないことがありますけれども、しっかりと見極めなければいけない。そういうことをやりながら、何か起きているんですよね、もう事故が。ですから、そのことを真摯に受け止めて、これからも県とも市とも警察とも町内会とも連携をさせていただきながら努力をしていきたいと考えております。

○副議長（山本 進） 曾我議員。

○16番（曾我ミヨ） 努力はさらにもお願いしたいところですが、私たち、県警の担当者と話をしました。そうしたら、交通の安全対策とか信号機のやつのルールがあって、もう規定されているんですと。県の予算は県内全体で信号機は8基しかないんですと言うわけです。

それで、藤倉もありましたけれども、今まで横断歩道とか白線とかがあったものは交通渋滞を起こす、交通事故を起こすということで、それらは一切これからはどんどんどんどんなくしていくと。一定のところになったらつけるかもしれませんが、なくす方向、つまり車が優先、人は後回しというのが今の県や国のやり方なんですね。

だから、あちこちで幼稚園のバスがぶつかったとか、いろんなこと、トンネルの事故があったというのは、結局、交通安全、人の命を大事にするよりもそういうやり方をどんどん進めているということが、ここにネックがあるんじゃないかと。

やっぱり8基じゃなくて、必要などころに安全対策を講じるような県政になってほしいし、

文教警察委員長も含めて取り組んできた光樹市長ですから、ぜひ引き続き努力をお願いしたいと思っています。

それから、最後に私道整備ですが、もう鎌田議員のいろいろな質問で大体、今はとにかく三者、市と地権者と利用者で話し合っただけでやらなければならないと。ただ、道路の場合は宅地と違って課税の部分はちょっと税金が免除されているとは思いますが、それにしてもなかなか大変な問題です。

これまで土木課長のときに星課長も頑張って少しずつ改善されていますが、引き続き牛生の山の西園寺の山からずっと下りたところももう凸凹で砂利を入れていただいているんだけど、もう高齢化が進んで大変だと。あそこは開発業者が持っているんだけど、なかなかそこを動かすにも大変な状況で、引き続きこういった問題もありますので、一層ご努力をお願いして、終わりたいと思います。

○副議長（山本 進） 以上で、曾我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時55分といたします。

午後3時43分 休憩

午後3時55分 再開

○副議長（山本 進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） オール塩竈の会、志子田吉晃です。

本日、令和4年9月定例会におきまして一般質問の機会をお与えいただき、関係者の皆様に厚く感謝申し上げます。

本日午後2時から安倍元首相の国葬が執り行われております。私からも弔意と感謝の念を表させていただきます。安倍元首相は、歴代最長の政権を維持し、日本の平和外交を世界に発信されました。インド太平洋戦略で日本とアジアの安全保障に大いに貢献され、ロシアとも友好関係を築き上げました。現在の政権である岸田首相は、安倍元首相と反対の外交政策を行い、ウクライナ紛争を機にロシアを敵対国として扱い、経済封鎖とロシア外務省の排除を行っています。資源大国、食糧大国、軍事大国のロシアを敵視する外交方針により、日本の安全保障が危うくなり、さらに世界の物価高、インフレを招いているのではないのでしょうか。

岸田首相の言う「新しい資本主義」とは、ネオコンによる世界戦争の経済主義なのでしょうか。

世界中にコロナ菌とインフレの波が押し寄せ、国内や市民生活が脅かされています。年金生活者にとっては物価高は実質的な増税となります。急激な円安は輸出企業や大企業にとっては好都合かもしれませんが、市内企業と塩竈市民にとっては不都合な事態ではないでしょうか。

本日の質問は、財政改革の取組、コロナ感染防止対策、国民健康保険事業、病院事業等をお聞きしますが、まず①財政見通しと財政対策について伺います。

先週、この議場で決算特別委員会が行われました。幸いにも令和3年度の財務主要指数は経常収支比率が91%になるなど、県内の中頃ないし上位となり、改善されておりますが、今後のインフレの影響を危惧するところでございます。

残りの質問は自席にて行います。ご清聴ありがとうございます。

○副議長（山本 進） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 11番志子田吉晃議員の一般質問にお答えを申し上げます。

通告に従いまして、私からは、財政改革の取組におけます財政見通しと財源対策についてご質問をいただきました。

令和3年度の決算における財政状況の各指標を見ますと、国の経済対策により地方交付税が追加交付されたことなどが主な要因となりまして、経常収支比率が91.6%、実質公債費比率が4.6%と改善傾向にあります。

一方で、収支見通しでは、今後5年間で33億円の資金不足が生じる見込みであります。この資金不足の解消のための財源対策として、ふるさと納税の増収に向けた取組やコロナ禍における市税収納率の維持などに努めるほか、事務事業の見直しによる歳出削減など、今後も徹底的な行財政改革に取り組んでいくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

全般的な対策ということでございますが、私、最初、壇上で言いましたとおり、決算が終わりまして、そしてなかなかいい成績だから、行財政改革は毎年行わなくてはならないでしょうが、そんなに心配することではないんじゃないかなという思いで質問させていただきました。市

長からは、いや、厳しいんだというただいまの説明だと思いますが、市民の方にとっては大丈夫だということはやっぱり伝えるべきだという形で私は質問に上げさせていただいた次第でございます。

それと、あまり厳しい厳しいと言うと、何かこれから税金でも上がるのかと。市税、新たな国で言えば炭素税みたいなことを考えているかもしれませんが、塩竈市でも何か、じゃあ厳しいんだったら取るのかと心配されると困るので、私の見通しでは大丈夫じゃないかと思って聞くんですが、その辺のところを一応、見通しの財源対策というあの協議会資料を頂きましたけれども、その辺のところには改善する数字のところが大分省略されているように思いますので、その辺のところの財源対策をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 今後5年間の財政見通し上におけます財源対策ということでご質問を頂戴したかと存じます。

先ほど市長答弁がございましたように、今後5年間の財政見通しとしましては、5年間で33億円の資金不足が生じる見込みということで報告させていただいたところでございます。

今後5年間、どのような形でこの不足する歳入を確保していくかということにつきましては、まず市税収入の確保といたしまして5年間で総計で9,000万円、それから広告料あるいは財産の売払い等の収入によりまして1億4,500万円、それからふるさと納税の拡充といたしまして年間3億円を見込みまして5年間で15億円ということをまず想定させていただいております。

また、その一方ではやはり事務事業の見直し、それから経常経費等の歳出の削減、こういったところに努めましてバランスを取ってまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。いろいろ頑張ってもらいたいと思います。

それで、説明にはなかったんですけども、私はあの決算の資料を見て、この辺のところの考えはどうかということをお聞きします。不用額で12億1,300万円出たんですね。執行率は88.7%だったんですよ。こういうふうに毎年、大体、執行率が90%で来ると、最初に作ったその表というのは全然当てにならない表になって、毎年、大丈夫だったということになるんですけども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○副議長（山本 進） 高橋財政課長。

○総務部財政課長（高橋数馬） 不用額の考え方につきましてお尋ねいただきました。

まず不用額につきましては、まず主なものがやっぱり福祉関係のサービス費、こういうものがやっぱり年度末まで分からないということで、2月補正まで補正が間に合わないというものも一つになります。ただ、この不用額につきましては財源を伴うものでございますので、全部が全部、一般財源というものではありませんので、これが翌年度精算になったりするものもあります。なので、このようなことも踏まえまして不用額が出ているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。頑張ることはないからねと言っているわけじゃございませんので、お間違えのないように。安心しながらも締めるところは締めていただきたいという思いでございます。

次の2点目のデジタル化について、令和4年度のデジタル推進費として819万円が計上されておりますが、その辺のところ、大きな方針とかデジタル化の役割などについてお聞かせください。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） デジタル化の財政健全化における役割ということでお答えさせていただきたいと存じます。

業務のデジタル化につきましては、やはり事務効率の向上に相応の効果が出ていると捉えているところでございます。少し具体例を申し上げますと、リモート会議環境の整備あるいは情報伝達ツールの導入によりまして、本市は庁舎が分散しているところでございますが、この庁舎間の移動時間の縮減あるいは連絡のスピードアップ、そういったところが図られておりますほか、災害時の職員間の連絡手段や情報共有にも活用可能となっております。

また、デジタル化につきましては、これまで手作業で行っていた業務を自動化することで処理時間の短縮というものが図られまして、財政健全化の観点からも主に時間外勤務手当や会計年度任用職員の雇用抑制に効果が出るものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。いっぱい進めてもらいたいと思います。

議会でもデジタル化というか、やろうかということも、そういう流れになっておりますので、議会のデジタル化の予算も考えていただきたいと思います。

3番目、システム改修費について。

そういうものに伴って毎年システム改修費、大体、年間の経費の総費用はどのくらいになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） システムの改修費、総費用ということでご質問を頂戴いたしました。

本市が導入しておりますシステムというのは幾つかのシステムがございます。主なものとしては、住民基本台帳あるいは戸籍などを取り扱うためのいわゆる基幹系と言われるシステムがまずございます。こちらにつきましては、システムの改修費というのは改修内容によりましてやっぱりこれは変わってまいりますので、一概にどのくらいというのはちょっと申し上げにくいところでございます。

また、職員が庶務など、一般的な事務を取り扱うための内部系の情報システム、そういったものがございます。こちらにつきましては、導入のときとしましては、最近では令和2年にパソコンや周辺機器の入替えを行って、同時に庶務システムを導入したということでございますが、この導入時の費用としましては6か年のリース契約で約4億2,600万円で行ってまいりました。こちらにつきましては、期間内の改修ということは見込んでおりませんので、このリース費用が全てということで捉えているところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。毎年毎年、費用が変わるから一概にということなんでしょうけれども、大きく変わるときと変わらないときとあるからね。それにしても毎年替えなければならないところがあると。そして、それが毎年同じように随意契約でなされるという流れになりますと、この費用負担は大変な額になると思います。仕事の効率化にもつながるけれども、経費もかかります。

それで、いろいろ塩竈市だけじゃなくて共同で、宮城県内自治体で同一のそういうシステムを使えば経費が少なくなると思うんですが、そういう考えはあるのでしょうか。お願いします。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 業務の共同化ということかとは思いますが、現在のところは今ある県内でもその議論までは正直進んでいないというところがございます。

その一方では、例えば1つ例を挙げますと、後期高齢者なんかは県が保険者となって県下統一でやっておりますので、今後そういったところにどういう視点で絡めて共通化ができるかというところは常に意識しながら事務は進めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。大きな制度が変わるときに、そういうところを進めてもらいたいと思ってお聞きしました。

次に、2点目の市内の年間死亡者と死亡原因についてということで、これは昨年12月、それから今年の6月、今回の9月と、続けざまに聞いております。日本の総人口がとにかく減ってきておりますので、塩竈市の死者数が増えるということになると、塩竈市の基本計画の重要な指針、これを大きく変更せざるを得ないということでお聞きしております。

昨年、2021年度、日本の死亡者数は143万9,856人、前の年に比べて6万7,101人の死者の増加数となりました。そしてまた、平均寿命は女性が87.57歳、男性は81.47歳となっております。

こういうことを踏まえまして、塩竈市の年間の死亡者数をお聞きします。よろしくお願ひします。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 塩竈市の年間の死亡者数ということでございます。

令和3年度が、年間を通しまして746名の死亡、令和2年度に関しては712名の死亡ということになってございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。令和3年は746名、それから令和2年は712名。令和元年は統計上、753名、その前は689名、平成29年は711名と、大体700人前後です。そうしたら、これは全国的に今年と去年とおととしと、何かこのところ高齢者の死亡死者数が急激に増えておりますので、このままの状態ですと、どういう政策、まず原因を探って、それに対策が打たなければならない緊急事態になっているんじゃないかと思

ってお聞きしております。

それと、年間ではそうなんですけれども、やっぱり月ごとによって、1月、2月はやっぱり死亡者が多いとか、それからたまたま今年は仙台市で8月の死亡者数を発表しましたら、1年前と比べて12%増えていると。そういうことで、ほかの自治体はどうなんだろうということで、政令指定都市、全部調べましたら8月に平均で19%、この8月に何か起きたんじゃないかというくらい増えておりますので、その辺のところ、原因を追及していかないと塩竈市の人口は本当に大減りになってしまいますので、その辺のところ、もし分かりましたら、8月、何か分かりましたらお聞かせ願えますか。

○副議長（山本 進） 伊東市民課長。

○市民生活部次長兼市民課長（伊東英二） お答えいたします。

8月と3月の月別の3年間ということでお答えさせていただきます。

令和4年8月の1か月の死亡者数につきましては、66人になっています。令和3年は同じく66人、令和2年度は56人となっております。また、令和4年3月は65人、令和3年度は58人、令和2年度は59人となっている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。塩竈市、このくらいの数だから、あまりパーセントといってもなかなか表れないので、やっぱり宮城県全体とか仙台市くらいの人口規模にならないとこの流れが分からないかもしれませんが、ぱっと聞くとやっぱり10%ぐらい、仙台市と同じように増えているんじゃないかと。そういう傾向が見られ、全国的にそうなっているので、やっぱりその原因、対策をつかんでいかなければならないと思うんです。

それで、日本人の死亡者の死亡理由というのは、統計か何かございましたらお聞かせ願えないでしょうか。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） 先ほど死亡者も増えているんじゃないかというお話があったんですが、令和4年1月から8月までの死亡者の状況としては476人、また、前年度の同月に比較する死亡者数だとすると492人ということで、比較して例年より16人少なくなっているということで、一概に死亡者が増えているということも言えないのかなとは考えてございます。

死亡の理由ということでご質問がございましたが、今現在、市単位では集計していないので

すが、国が公表しております都道府県の人口動態統計というものがございます。その中で宮城県の統計が出ておりましたが、死亡順としては多い順に悪性新生物、がんですね、そのほかに心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎という順位になってございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。6月にも聞いたので同じような傾向だなということで。2021年の人口動態統計、正式には9月16日に厚生労働省から出されたので、それをもう一遍じっくりと見ながら、どうやったら塩竈市から死亡者を少なくする方策ができるのか、政策をお考えになることをお願いしたいと思います。

次に、3点目のコロナ感染防止策について、そのうちの①コロナ感染防止対策について全般的なことをお聞きします。お願いします。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

新型コロナ対策の全般的なことというお尋ねかと思います。

まず1つは、いわゆる感染症対策という形でマスク着用等を含めた3密回避等の感染症対策を市としてPRしているというものが1つ、あとは実際にはワクチン接種等、こちらの形で新型コロナウイルスと対峙しているという形になります。

以上です。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。感染防止対策と、それからワクチン対策ということです。感染防止と言われてもなかなかね。

なぜかという、難しいところがありましたね。8月21日には岸田首相がワクチン4回目接種の1週間後にコロナ陽性になったと。だから、4回打ってもかかるんだよということを首相が自ら証明されたようなことでございます。だから、前もって打ちなさいよと言ったって、ワクチンではもう感染対策にはならないんじゃないかと。

だから、症状の感染症の対策にはなったり重症化の対策にはなったりはするかもしれませんが、感染予防効果はほとんどないということを考えていろいろな手を打っていかないと、なかなかうまくこの新型コロナに対峙できないんじゃないかと思ひまして聞いているわけです。

それから、新型コロナ感染者は9月24日現在、今、全国で2,104万953人で、感染者数です。

それは国民の16.46%の人がもうなっていると。だから、もう何ぼでもそこにとということなので、特別扱いするところではないんじゃないかと思います。

それから、すみません、ついでに言うと、国会議員の方は感染者が184名です。議員定数713名ですから、国会議員の方は25.8%かかっていると。そういうことですので、もう何ぼでもあるということ、それで感染防止は手洗い、うがい、そうなんですけれども、それよりもやっぱり発症・重症化対策、それから死亡者を減らす対策、そちらへ移行していただきたいと思ひまして質問させていただいております。

それから、私が言いたいのは、第1波から第7波までの重症化率、死亡率ですね。だんだんだんだん、第7波になったらもうほとんど0.03%とかということになりました。そうすると、インフルエンザとあまり変わらない数字になってきていると。死亡率、重症化率がね。そういうことですので、そこまでびびりしとやったほうがいいのか、どうなのかということ、政策的に考えていただきたいと思ひて質問しております。感染症対策ね。

それから、2番目のワクチンの基本的な考え方について、これは、お聞きします。基本ね。コロナ対策情報紙と、いつもこれの24号で出されておりますが、10月号のところ、塩竈市としては国の方針に基づき接種を継続すると書いてあるので、その辺の基本方針をお聞かせください。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

国の基本方針に基づきというのはそのとおりなんですけれども、いわゆる我が国、法治国家でございますし、予防接種法という法律もございます。厚生労働省が示す基準、ガイドラインに沿った計画を持って本市の市民の皆さんにもワクチンを打っていただくという形になりますので、例えば今後はオミクロン株対応のワクチン、こちらの接種も順次進めていくという考え方に立つところでございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。基本、国の方針に真っ向から逆らったんではやはりうまくないわけですから、それはそうですけれども、やっぱり塩竈市も市独自で、健康的に考えた場合に被害が出るので、程々にご協力する。

ですから、考え方をこういうふうに分けてもらいたいと思ひます。やっぱり若年層に対す

る接種の仕方と高齢者に対するワクチン接種、やっぱり新型コロナの死亡者、70歳以上で9割の方が亡くなっているわけですから、若い人向けと、それから子供たち、かわいそうなのは5歳から11歳の人、そういう人たちはもう子供たちは打たないと。それから、若い人は考えてやってくれと。あとは高齢者の人は積極的にと。こういう大体3つくらいの段階で対応しないと、これ全部、国の政策だからといって、5歳から11歳までは努力義務ですか、努力義務だからということで塩竈市でせっせせっせともしやられたとすると、これから5年後、10年後、15年後、副反応がどのように出てくるか分かりません。もし出た場合には、これはもう塩竈市にとっては一大事なことになるわけですので、そういうことを、メリットとデメリットをもう少し発信していただきたい。メリットばかりじゃなくてね。

そういうことでデメリットのほうも発信していただきたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（山本 進） 草野福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（草野弘一） お答えします。

ワクチン接種によるメリットばかりではなく、デメリットというんですかね、リスクも周知したらどうだという形ですけれども、私ども、ホームページ等で例えばこのワクチンを打った場合の副反応率がこのくらいとか、あとはこういった症状が訪れるリスクがありますという周知をしてございますし、接種の際にもそれをご承知おきいただいた上で同意いただいた方に接種をするという形になっておりますので、こういった取組、今後も続けていくという形になります。よろしく申し上げます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。そのようにしていただきたいと思って、私も前々からこれは強制でないですよということを伝えてくださいねとか、そういうことを言っていますので、塩竈市ではちゃんとこのコロナ情報紙、2月18日の19号にはこのように書いてあります。「効果と副反応のリスク双方について理解した上で、自らの意思に基づき判断してください」と。こういうふうにやっぱりちゃんと考えて打ってくださいね。それから、「ワクチン接種は強制ではありません。接種を受けない方への差別、いじめをしないでください」と。だから、私も質問したかいがあったなと思ひまして、こういうことを塩竈市としてはちゃんと情報発信している。それを見て判断してください。

それで、ちょっとデメリットの捉え方が少な過ぎると私は思っているんですよ。判断してく

ださいと言ったって、メリットのほうしか書いてないのを見て判断したら、判断が誤るんじゃないかと思うので、その辺のところのお考え、もしデメリットのほうも、厚生労働省で出しているデメリットの表と言うと変ですが、接種回数ペース、未接種者、1回目、2回目、3回目接種、打った人の年代別でどのぐらい10万人当たり感染者になっているかという表が出ております。それを見ると、どうも未接種よりも接種したほうが感染率が高い数字が表れている表が厚生労働省から発表されております。8月8日から1週間付のやつね。そういうのを見てみたりしてやっぱり考えてくださいよと。もうワクチンを打ったからかからないという思い込みで受けるものではないということを情報発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 櫻下健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（櫻下真子） ワクチンを打っても感染するというのもあるという議員のご意見でした。

確かにそういったこともございますし、私どももデメリットというところでは副反応、様々、注射部位が痛くなるとか、そのほかの症状があるということは承知をしているところでございます。国におきましてもそういった情報を出しておりますので、引き続き情報発信してまいりたいと考えております。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。ですから、塩竈市はこういうふうにも公正に議論できるところでございますので、ちゃんと考えて、人それぞれ立場が違うと思うので、それで基づいてやられるように、そしてなるべく塩竈市から犠牲者が少なくなりますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、3番目にコロナ後遺症と健康被害救済制度について。

これは私も前も聞いたことがあるんですけども、実際、今どうなっているかという、医師から厚生労働省に報告された副反応事例というのは3万4,612件あるそうです。そして、ワクチン接種後、死亡して、接種の1週間後に亡くなったとか、そういう方、次の日亡くなったとか、そういう方は1,835人がこの審査会に申請しております。ところが、国は、これを認めたのは、コロナ死だと認めたのは3人だけです。それから、同じようにワクチン接種後、重篤副反応は4,244人が申請して、認定されたのは920人です。

ということは、もう国は、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、知らぬふりと。最初に

4,240万円、あるからどんどん打ってねと言っていて、実際に亡くなったら審査会ではこれは該当しないと、今考え中ですと。ガンマ判定というんですか。ガンマ判定になっていますね、ほとんどがね。

ということは、これはもう医学的に決めているんじゃないかと、政治的に決めているとしか言いようがないという状態だと思います。そうすると死に損ということになりますから、塩竈市民の方がそういうふうワクチン接種後に亡くなったり重篤な状態になった場合にお助けをする、そういう健康被害救済制度について塩竈市はどのようになされているのかお聞きします。

○副議長（山本 進） 櫻下健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（櫻下真子） 予防接種で健康被害を受けたときの制度が塩竈市ではどうなっているかというご質問でした。

こちらにつきましては、塩竈市でも予防接種事故対策委員会というところがございます。申請が上がってきた際は、そちらの事故対策委員会で審査をいたしまして、県を通じて国に進達をするという仕組みとなっております。その後、国で審査をして、また県を経由して結果が送付されるという仕組みとなっております。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。だから、そういうことで塩竈市も市としてそれをうまくできるように、それから市民で出たらそういうのを応援してやる体制をつくっていただきたい。もう前から何回も言っていますので、なぜかといふとなかなか国は認めてくれないからなんです。泣き寝入りになるからなんです。

私の知っている人でも塩竈市内の人で、亡くなったわけではないんですけども、歩行困難になったと。打ってその日のうちに熱が出た。次の日からは足が動かなくて、もう大変なことになって、なかなか病院にも、ただ薬だけを飲んで、電話しても解熱剤を飲んでくださいと終わったと。ですから、そうすると職を失うし、車も運転できなくなると。そういうことで生活が非常に困窮している人がおります。それ以上、あとどうしようも、何の相談もないということがございますから、そういう方を市として一人一人相談に乗って、直接の窓口をつくってほしいと思います。

それから、広報紙なんかを見ると、相談はというと、何かその電話番号というのはみんな県の相談の電話番号ばかりで、塩竈の市役所で直接相談に乗ってくれる人はいないと思うん

ですが、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 櫻下健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（櫻下真子） 健康相談につきましては、塩竈市の保健センターでも受付をしております。そちらにお電話をいただければ、保健師もおりますので、丁寧にお話の聞き取りをさせていただいているという状況がございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。そうですね。保健所もありますからね。分かりました。

では、次に新型コロナに関する市内経済の支援策、10割増し商品券などを頑張っておられると思いますが、その辺のところ、いろいろ施策をお聞かせください。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） それでは、志子田議員にお答えさせていただきます。

地域経済支援策といたしまして、令和2年度から本年度にかけて26事業の実施を行ってまいりました。実績額で申し上げますと、合計で約18億円となっております。

目的別に5つに分類させていただきましてちょっとご紹介させていただきますと、まず1点目でございますが、感染拡大防止を目的といたしまして、県の休業や時短要請に応じました飲食店を対象とします感染拡大防止協力金支給事業を5期実施いたしまして、こちら、事業費が8億7,000万円となっております。

2点目ですが、事業継続支援を目的といたします、この間4月の臨時会でもお認めいただきました、がんばる塩竈事業者支援金ほか、各種事業の給付金9事業を実施いたしまして、5億6,000万円となっております。

3点目ですが、市内におきます消費喚起を目的といたします割増し商品券事業を4回実施させていただきまして、こちらの金額が3億4,000万円。

4点目ですが、感染防止備品等の整備を支援する補助事業といたしまして3事業を実施いたしまして、こちらが2,000万円。

最後に5点目ですが、事業改善を目的とする業態転換サポート補助金等の補助事業といたしまして5事業を実施いたしまして、670万円となっております。

こちらの合計26事業を実施してきたということでございます。これらの事業を通じまして市内の事業者の事業継続に寄与することができたものと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。いろいろ26事業をやられて、総額は10億円を超すんでしょうけれども、そのくらいの経済支援を行われたということで、これからも政府から交付金がある以上はいっぱい塩竈市の経済支援策に使っていただきたいと思ひまして、質問させていただきました。これまでの政策、どうもありがとうございます。

4点目、国民健康保険についてお聞きします。

大きくは収支見通しでございますが、令和3年度決算、それから令和4年度見込み、その辺の大きな流れ、それから収納率改善の努力などをお聞かせください。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） それでは、お答えさせていただきます。

昨年度と今年度の収支比較の内容となっております。令和3年度の決算の特徴でございましたが、歳入は国民健康保険税が被保険者の減に伴いまして減少しております。歳出につきましては、保険給付費が新型コロナウイルスの影響による受診控えが解消されつつありまして前年度に比べ増加している状況でございます。また、基金取崩額でございましたが、8,186万7,000円と、令和2年度よりも2,771万1,000円増加している状況でございます。

今年度は団塊の世代の後期高齢者医療への移行等もあり、被保険者数は大きく減少する見込みでございます。国民健康保険税収入はそれに伴い減少すると見込んでございます。

歳出の保険給付費についてでございますが、1人当たりの医療費が増加傾向にありますものの、被保険者数の減少の影響がそれ以上に大きく、令和3年度決算額よりも減少するものと見込んでございます。今後の国民健康保険事業につきましても、基金の取崩しを行いながらの事業運営となる見込みでございました。

収納率の現状と今後の見通しということでございます。マイナスの税率改正、平成30年度に行ってございますが、コンビニ支払、スマートフォンアプリでの納付、滞納整理機構への徴収移管など、様々な取組により収納額については平成24年度以降、向上を続けておりました。しかし、令和3年度につきましても、長引くコロナ禍の影響などにより収納率が若干減少しているという状況にもございます。今後に関しましても、収納体制の強化あるいは納税環境の整備を行いながら、収納率の向上に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。決算でもお聞きしましたので、頑張っているなという。それと、収納率改善は大分ここまで、10年間でずっとずっと改善しているので、もうこれ以上改善のしようがないところまで来ています。

そうすると、最後に残ったのは、塩竈市のこの国民健康保険会計上、1人当たりの医療費が県内で一番高いと。そして、この国民健康保険料は逆に安いほうから4番目だということになりますと、市民としては今のところは安い国民健康保険料になっていますけれども、最終的にこの1人当たりの医療費、なぜ高いのか、どうなったのかというところを突き止めていかないと、なかなか安定運営ができないと思いますので、この辺のところ、加味しまして、では3点目のレセプト点検に関わるかもしれませんが、そういうことでどのように医療費の改善をなさっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（山本 進） 長峯市民生活部長。

○市民生活部長（長峯清文） こちらの塩竈市における1人当たりの医療費、なぜ高いのかというところ、これから併せて医療費、そういったところの見通し、改善、どういうふうに行っていくのかというところのご質問でございました。

まず、1つ目の1人当たりの医療費が高い原因でございましたが、やはり高齢化率がほかの市町村に比べて塩竈市は比較的高いということで、今現在34%を超えているという状況もございました。あわせまして、やはり市内に点在する医療機関、こちらが非常に多いというところで医療にかかりやすい環境にあるのかなということで、こちらの1人当たりの医療費も高くなっているのかなというところで推測するところでございます。

今後につきましても、こういった1人当たりの医療費でございましたが、例えば様々な保険事業、例えばこちらは単純に医療費を抑制するというだけでなく、必要な医療に関しては当然かかっていただく必要があると思っております。ただ、例えばこれまでも保険事業の中で行っております他科受診だとか、1人で1つの病名に関していろいろ病院にかかったり、あるいは薬を余計に頂いたりだとかという方を抑制していったり、あるいはジェネリック医薬品、こういったところなんかを積極的に使っていただくということを進めながら医療費の抑制を図っていければと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。だから、そういうところもレセプト点検でもしできるんでしたら、そういうご指導を願いたいと思います。

それで、高くなっている理由でちょっとえっと思ったのは、高齢化率が高いからと言うんだけれども、みんな高いですよ。だから、そこではないはずなんです。塩竈市だけがちょっとずば抜けて高いから一因になっているわけじゃなくて、塩竈市よりも高いところが、もっと医療費は安いところがいっぱいありますからね。

でなくて、特殊な事情というのは、やっぱり塩竈市は医療機関がたくさんあるというのは確かだと思います。そうすると、あまりに近いから同じような薬を同じところで何回も行くから、いっぱい使ってしまうんじゃないかと。買物をし過ぎるんじゃないかという感覚だと思うんですね。その辺のところを絞り込めたら、最終的に国民健康保険税を払っている人の納税額に影響しますので安くなりますので、その辺のところをぜひこれから指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、財政調整基金。戻りますが、8,168万円とは言いながら、今、13億8,200万円ありますから、会計年度、しばらくもうずっとということでございますので、安価な塩竈市、安いほうですよというところを維持される行政をお願いしたいと思います。

以上で4点目を終わります。

5点目の市道の整備についてお伺いします。

予算的には道路新設改良費6,878万円のうちの市道整備で5,750万円、それから狭隘道路整備で1,128万円ということで、そこで狭隘道路事業も行われておりますが、後退用地の整備がなかなか進まないということでございます。そうしたら、どうやったら進められるのか。最終的にはこの予算額、狭隘道路整備費1,128万円を増やして、ここ、3年くらいちゃちゃちゃちゃとやっていくと追いつくと思うんですね。でないと、ずっといつまでたっても半分進みませんという状態がしばらく続くと思うんですが、その辺の予算組みの関係についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（山本 進） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤俊幸） 予算編成の件でございますので、総務からお答えさせていただきます。

狭隘道路整備事業ということですが、ここ数年、限られた財源の中でも市道整備・補修等に係る予算というのは僅かずつですが増額をさせていただいております、狭隘道路の整備事業につきましても同様ということで頑張っております。

今後につきましても、限られた財源の中ではございますが、担当課と共に施工箇所の優先順位づけなどを行いまして、計画的な予算化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。よろしく願います。といっても、実際はなかなか進んでいないんですよ。

あと、それから道路に関すれば側溝、4年前も聞いたけれども、さっぱり進んでいかない。調査していると。さっぱり進まないんですよ。だから、どこかでやれば追いつくんですよ。だから、その辺、今が一番のチャンスだと思うんです。

なぜかという、決算のところを出たんですけれども、今年の実質公債費比率4.6%です。宮城県で一番成績がいいんです。こういうときにやらないとあとチャンスを逃すと思うんですが、ここあと3年間ぐらいは県の平均まで、9%台までは健全経営だと思いますので、そういう公債費、市債を発行して、ここで取り返していただきたいと思います。震災復興の国から来たやつはちゃんと直ったよ。でも、市単独でやるようなやつ、生活道路、全然進んでない。10年間放りっ放しだという状況でございますから、ここまで宮城県で一番、公債費比率が、成績がよくなったとしたら、ここがチャンスだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山本 進） 星産業建設部長。

○産業建設部長（星 和彦） 志子田議員にお答えいたします。

道路の側溝の件でお話しいただきました。我々といたしましては、現在、側溝の計画を立てさせていただいて整備をさせていただいております。今、ご提案のあった件につきましては、財政当局と相談させていただきながら検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。財政当局とご相談のほかに市長にも相談して、今聞いているでしょうから、4.67で。この4.6という数字も、3年間の平均を出して数字を出していくんですよ。だから、実質は3.何%なんですよ、1年、単年度だけを見れば。ということは、来年増やしたって、この4.6の数字は多分もっと減るんじゃないかなと私は予想しますよ。来年の決算書に出られればの話ですけれども。そういうことでここがチャンスだと

思いますので、こういうときをお願いしたいと思います。

最後の病院事業についてお聞きします。

事業収支の見通しについては、昨年対比とか今年度はそういうところで、見通しについて決算のときも病院事業は皆さんが質問したから聞いたんですけれども、なかなかいい成績だということで私も安心しております。だから、そういううんといいいよというところを改めて本会議場で表明をお願いします。

○副議長（山本 進） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 昨年とちょっと比較という中で、8月までの実績でご報告させていただきますと、入院・外来収益、今の段階で昨年来8,700万円ほど上回っているという状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。そうすると、1,100万円もうかったところにまだ上回っているということですから、もっと今年はいいい成績が出るということ聞いて安心しました。

それで、駐車場が、お客様の声には要望はなかったんですけれども、そのままいかれるのか、その辺、改善の余地があると思うんですけれども、改めてお聞きします。

○副議長（山本 進） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 駐車場に関しましては、本当においでいただいている患者様に非常に大変ご迷惑をおかけしているという認識を持っています。

今後、拡大の方向というのは今のところは持っておりませんが、今、私どもでやれる取組としては、やはり朝、お客様が来たときに迷わないような誘導というものを職員が出てやらせていただいております。できるだけスムーズに駐車いただけるように、気持ちよく受診いただけるように、今取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。お願いします。

それから、有料化のことも考えてみてくださいね。どこの病院も今、ただのところ、私、どこも知らない。塩竈市立病院だけです、知っているのは。そういうことでお願いします。

そして、成績がよくなってきましたので、いよいよ市立病院も新しい病棟を新築するところに来たんじゃないかと。できる体制が整ってきたんじゃないかと思しますので、病院管理者の先生からこれからの塩竈市立病院の未来像について、夢のある話をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお祈りします。

○副議長（山本 進） 福原病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） まず、当面の目標であります経営の健全化というものは、私の第1期の事業管理者としての4年間である程度、結論、結果は出たのかなと思っております。

やはり病院というのは継続性が大事だと思うんですね。安心して安全な医療をやはり24時間提供していくと。そして、昨今の新型コロナ対策、発熱患者の対応とか、それから高齢者に優しい医療を提供し続けていくということがやはり我々に課せられた課題ではないかなと思っております。

今回のいろいろな問題が、やはり施設の老朽化というものが原因で達成できなかったということも多々あった。そういうことも反省しております、やはり今後の塩竈市の医療を継続して提供するためにやはり市民の皆様のご理解、それからご支援を頂戴したいと、そう思っております。

以上です。

○副議長（山本 進） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

あと時間も少しになりましたので、私の質問はこれで終わりにします。

どうもありがとうございます。

○副議長（山本 進） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、28日を議会運営委員会開催のため休会とし、29日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 進） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、28日を議会運営委員会開催のため休会とし、29日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月27日

塩竈市議会議長 阿部 かほる

塩竈市議会副議長 山本 進

塩竈市議会議員 鎌田 礼二

塩竈市議会議員 伊勢 由典

令和4年9月29日（木曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

令和4年9月29日（木曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第51号ないし第59号（各常任委員会委員長議案審査報告）
- 第 3 認定第1号ないし第4号（令和3年度決算特別委員会委員長審査報告）
- 第 4 議案第61号
- 第 5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

追加日程第1 磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する動議

出席議員（18名）

1番	阿部眞喜	議員	2番	西村勝男	議員
3番	阿部かほる	議員	4番	小野幸男	議員
5番	菅原善幸	議員	6番	浅野敏江	議員
7番	今野恭一	議員	8番	山本進	議員
9番	伊藤博章	議員	10番	香取嗣雄	議員
11番	志子田吉晃	議員	12番	鎌田礼二	議員
13番	伊勢由典	議員	14番	小高洋	議員
15番	辻畑めぐみ	議員	16番	曾我ミヨ	議員
17番	土見大介	議員	18番	志賀勝利	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市	長	佐藤光樹	副	市	長	佐藤靖	
技	監	鈴木昌寿	総	務	部	長	佐藤俊幸

市民生活部長	長 峯 清 文	福祉子ども未来部長	草 野 弘 一
産業建設部長	星 和 彦	市立病院事務部長	本 多 裕 之
上下水道部長	荒 井 敏 明	総 務 部 危機管理監	柴 正 浩
総 務 部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永 量 太	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 事 課 長	鈴 木 康 弘
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並 木 新 司	総 務 部 政 策 課 長	木 皿 重 之
総 務 部 財 政 課 長	高 橋 数 馬	総 務 部 総 務 人 事 課 総 務 係 長	阿 部 俊 弘
教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修	教 育 委 員 会 教 育 部 長	鈴 木 康 則
監 査 委 員	福 田 文 弘		

事務局出席職員氏名

事務局 長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	梅 森 佑 介

午後1時 開議

○議長（阿部かほる） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第4号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部かほる） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番小高 洋議員、15番辻畑めぐみ議員を指名いたします。



日程第2 議案第51号ないし第59号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（阿部かほる） 日程第2、議案第51号ないし第59号を議題といたします。

去る9月9日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番鎌田礼二議員。

○総務教育常任委員長（鎌田礼二）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第51号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限が緩和されることによる関係規定の整備及び会計年度任用職員の育児休業の取得柔軟化等を行うため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上

げます。

1. 男性職員の育児休業の取得率が約20%と低い状況であることを踏まえ、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に努められたい。

次に、議案第52号「特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、市長の給料について、令和4年10月を特例的に減額するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、閉会中の継続審査にすべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 市長の給与削減の理由として挙げられている「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の誤り」については、本条例改正案を審査する総務教育常任委員には、これまで十分な説明がなされていないことや、原因や再発防止策の検討がさらに必要と考えられることから、引き続き審査が必要である。

次に、議案第56号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の選挙における選挙運動の公費負担限度額を引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、婚活支援事業費、小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業が、計上されました。

また、債務負担行為において、体育施設管理運営業務委託が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 婚活支援事業については、宮城県が開設している独身者の出会いと結婚をサポートするサービス「みやぎ結婚支援センター みやマリ！」に入会する市民に対し、入会登録料の2分の1を補助するものであるが、市内の婚姻率が低いことに対する分析を行いながら、さらなる婚活支援事業を展開されたい。

1. 小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業については、令和4年4月臨時会において議決した補正予算により、小学1年及び小学2年の教室に整備したウイルス除去対応空気清浄機を、小学3年、小学4年、中学3年及び特別支援学級に追加整備しようとするもので

あるが、残る小学5年、小学6年、中学1年、中学2年の教室に対しても整備を進められたい。

1. 体育施設管理運營業務委託については、令和5年度以降の塩釜ガス体育館及び温水プールの指定管理者候補者を選定しようとするものであるが、これまでの応募団体が継続して1者であったことを踏まえ、応募団体が増え、競争原理が働くよう工夫されたい。

次に、議案第59号「工事請負契約の締結について」は、安全で良好な学習環境を実現するため、国の学校施設環境改善交付金などを活用し、第二中学校において、外壁、内壁及びトイレ等の改修やエレベーター設置などの長寿命化改良工事を施工するものであるが、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 請負業者の選定に当たっては、一般競争入札により行ったとのことであるが、結果として入札参加者が1者であったことを踏まえ、今後の入札事務においては、多数の事業者が参加されるよう工夫されたい。

以上が、本委員会でも審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 鎌田礼二

○議長（阿部かほる） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。4番小野幸男議員。

○民生常任委員長（小野幸男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、塩竈市被災者住宅再建支援事業、軽自動車税関係手続のシステム改修費、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善及び放課後児童支援員等の処遇改善に係る事業費などが計上されました。

また、債務負担行為では、清掃工場施設運転管理業務及び浦戸地区生活ごみ等収集運搬業務に係る廃棄物適正処理推進費が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げ

げます。

1. 放課後児童支援員等の処遇改善及び保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、令和4年2月から国の補助金により実施している3%程度の処遇改善を、10月以降は、国の方針に基づき、放課後児童支援員等の処遇改善は指定管理料、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善は施設型給付等に加算することによって、引き続き実施しようとするものであるが、令和5年3月の措置期間終了後も継続されるとともに、賃金の処遇改善について、国や県に働きかけられたい。

また、施設運営の事業者選定に当たっては、全体の費用金額にとらわれず、職員の賃金に配慮した事業者を選定されたい。

1. 廃棄物適正処理推進費に係る債務負担行為の追加については、令和5年度からの清掃工場施設運転管理業務及び浦戸地区生活ごみ等収集運搬業務に係る委託契約事務手続を令和4年10月から行うことによって、事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、より競争性を高めようとするものであるが、本事業については、担当職員へ労働者派遣法の研修を行うなど、いわゆる偽装請負となる行為などが発生しないよう留意されたい。

1. 軽自動車税関係手続のシステム改修については、地方税共同機構が行う軽自動車の新規登録の手続と継続検査における納付情報の照会・回答の電子化に対応するため、基幹税務システムの改修を行うものだが、システム改修により、軽自動車の新規登録時の手続が、オンラインで行えるようになり、利便性が向上することについて、市民に周知されたい。

次に、議案第58号「令和4年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、歳出において、後期高齢者医療広域連合への令和3年度分の納付金と保険料の精算に伴う還付金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 小野幸男

○議長（阿部かほる） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。1番阿部眞喜議員。

○産業建設常任委員長（阿部眞喜）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託された関係議案について、9月16日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第53号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料を新たに設定するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 改正の内容については、ホームページへの掲載だけではなく、広報しおがまなども活用し、広く市民へ周知されたい。

次に、議案第54号「塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例」は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市営住宅及び地域優良賃貸住宅の入居者の同居親族に係る規定の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、割増商品券事業、公園街路維持管理費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 割増商品券事業については、年末年始の資金需要に対応する消費喚起策として、第5弾となる割増商品券を発行し、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化等で影響を受ける地域経済の活性化を図るものであるが、市民の期待が非常に大きい事業である。塩釜商工会議所などと連携し、市民や事業者からの意見を反映させながら、今後も事業を継続して実施されたい。

また、事業実施後のアンケート調査結果については、議会にも報告されたい。

1. 公園街路維持管理費については、児童が多く利用する公園を選定の上、老朽化した公園遊具の修繕を行い、安全安心に使用できるよう公園の利用促進を図るものであるが、未就学児の子供が多く利用する公園の修繕を優先するなど、選定に当たって配慮されたい。

また、公園は、まち全体の価値を高めるものであり、今後の公園整備においては、市内公園全体のグランドデザインを念頭に置きながら、あらゆる世代が利用できるような公園造りに挑戦されたい。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 阿部眞喜

○議長（阿部かほる） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第51号、第53号ないし第59号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第51号、第53号ないし第59号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第52号について採決いたします。委員長報告は、継続審査であります。

議案第52号について、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第52号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第3 認定第1号ないし第4号

○議長（阿部かほる） 日程第3、認定第1号ないし第4号を議題といたします。

令和3年度決算特別委員会委員長より、決算審査の報告を求めます。1番阿部眞喜議員。

○決算特別委員会委員長（阿部眞喜）（登壇） ただいま議題に供されました令和3年度決算

特別委員会における決算審査の経過の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和3年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、認定第3号「令和3年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、認定第4号「令和3年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、9月13日、20日、21日及び22日の4日間、委員会を開催し、まず、議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、阿部眞喜、副委員長には小高 洋委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに、新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、認定第1号については、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。認定第2号については、全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。認定第3号については、全員をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第4号については、全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し、出された要望・意見の主なるものを申し上げます。まず、一般会計について、申し上げます。

1. 令和3年度決算における経常収支比率は、前年度から3.9ポイント減少したものの、いまだに90%を上回っていることから、地方交付税などの依存財源に頼ることのないよう、今後も自主財源の確保に努め、健全な財政運営を行われたい。

1. 職員の条例定数及び配置計画については、時間外勤務及び退職者数などが増加していることから、行財政推進計画にのっとり職員数の削減ありきではなく、職員1人当たりの適正な業務量を検証の上、行政サービスの低下を招かぬよう、十分な職員数を確保し、人員配置の最適化を図られたい。

1. 浦戸の再生については、島民の命と暮らしを守ることが最重要であり、島の基幹産業である浅海漁業の振興策及び後継者の育成、定住促進や交流人口の拡大が課題である。浦戸再生事業計画の策定については、住民との対話や交流の機会を持ち、住民の要望をしっかりと

把握し、住んでいる方々の視点に立って島の魅力を再度検証の上、計画を策定されたい。

1. 家庭児童相談事業については、コロナ禍により、虐待やDVに関する相談件数が増加傾向であるが、多くは家庭内などの閉鎖された環境で起きており、子供が声を上げにくいことから、児童相談所など、関係機関とより一層の連携の上、いち早く子供を救うための施策を実施されたい。また、市全体として、そのような事案が起こらない社会となるよう取り組まれたい。

1. コロナ対策高齢者支援事業については、独り暮らしの高齢者などを対象に、高齢者あんしん見守り支援事業を行っているが、さらに対象者へ積極的な働きかけを行われたい。また、利用料の減額やごみ出し支援などの他の形態の見守り支援事業を検討するなど、今後も増加する独居高齢者の不安軽減に努められたい。

1. 子ども医療費助成事業については、令和5年10月から所得制限撤廃の方向で準備を進めているとのことであるが、財源確保については、新型コロナウイルス感染症の長期化など、厳しい社会情勢の中で各自治体が直面する共通の問題であり、県に対して様々な機会を捉え、国に要望するよう働きかけられたい。

1. 予防接種事業については、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種事業を行っているが、定期接種を逃した方への救済や2回目の接種料の助成などの事業を独自で行っている自治体もあることから、本市においても実施に向けて検討されたい。

1. しおがま健幸ポイント事業については、参加した市民の皆様からの評価が高く、新たに9月より「しおがま健幸歩数アップチャレンジ」として事業展開されているが、高齢者の健康維持にも期待が持てる事業であることから、高齢者の方にもより分かりやすい周知方法も検討されたい。

1. 過日新聞報道があった「磁性くず及び金属属くずの不適切な取扱い」については、市が設置した調査委員会による調査が開始されたが、資源ごみは、市民の貴重な財産でもあることから、議会とも情報共有を図りながら、問題の解明に努められたい。

1. 割増商品券事業については、新型コロナウイルス感染拡大により、地域経済が疲弊した中、消費者・事業者への支援策としては、一定の成果があったと思われるが、他の市町村にお住まいの方が、市内店舗で利用できるクーポン券や商品券の発行なども検討し、さらなる経済の活性化につなげられたい。

1. 防災体制整備事業については、今後も大きな災害が予測されることから、日頃から防

災への啓蒙活動や、自主防災組織のない地域の避難者や高齢の住宅避難者への支援も検討されたい。

1. スクールガードリーダー配置事業については、交通事故の防止だけではなく、防犯等の観点からも重要な施策である。スクールガードリーダー及び地域安全サポーターの人材確保に引き続き尽力されるとともに、創意工夫をもって子供の命を守るための取組を実施されたい。

1. 国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校に導入されたタブレット端末を用いた学習については、様々な健康被害も懸念されることから、子供たちに健康被害が及ばないような対策や環境づくりを行い、適正に利用されたい。

次に、特別会計について、申し上げます。

1. 各特別会計等の繰入金について、昨年度より2億円削減されたことについては、評価するものの、独立採算の原則を念頭に置きながら、引き続き削減に向けて努力され、捻出された財源を活用し、人口増につながる施策を展開されたい。

1. 国民健康保険事業特別会計については、短期証及び資格証明書の発行件数が減少したことについては、一定の評価はするが、生活困窮者の受診抑制にならないよう、きめ細やかな対応を行われたい。

1. 交通事業特別会計については、現在、進められている交通事業会計経営健全化計画と浦戸振興策が相入れないものにならないよう整合性を取られたい。

1. 透析患者の通院利用における割引手続の負担軽減策を検討されたい。

1. 介護保険事業特別会計については、国が、紙おむつ支援事業の縮小傾向にある中、本市が継続して事業を実施されていることを評価する。今後も安心して在宅介護ができる塩竈市を目指されたい。

1. 特別養護老人ホームの入所希望者数が、依然として高い状況であることから、対策を講じられたい。

最後に、企業会計について、申し上げます。

1. 下水道事業会計については、下水道料金が、県内他市町村と比較し、依然高水準であることから、引下げに向けて努力されたい。

1. 新浜町地区において、大雨の際にトイレの水が流れにくいという状況が発生したが、今後は、様々な手段を活用して情報提供を行い、住民の不安解消に努められたい。

1. 市立病院事業会計については、コロナ禍の厳しい状況下の中、経営改革に努められた。原則として、短期間の入院しか受け入れない急性期病棟を抱える医療機関が多い仙台医療圏にあって、市立病院は、地域包括ケア病棟を開設することにより、一定の治療が終了しながら退院が難しい患者を受け入れ、そして、在宅医療につなげていることは、血の通った医療を行っているという評価をする。

1. 眼科医を招聘し、市立病院で白内障手術が行えるようになったことについては、受診者の増にもつながっており、高く評価するものの、手術予約が取り難い状況であることから、市民が安心して医療を受けられるよう、今後も努力されたい。

1. 水道事業会計については、水道は市民の生命、財産を守る重要なインフラであり、安定的な水の供給ができるよう、今後もしっかりと整備を行われたい。

1. 配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合、いわゆる有収率が他市と比較して低い水準にあることから、今後も管路を計画的に更新することによって漏水を減少させ、有収率の向上に努められたい。

以上が、審査の概要であります。

なお、本特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員の構成でありますので、審査の細部については、省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項に関しまして、今後、対応いただきますよう要望いたします。

以上、皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、ご報告といたします。

令和3年度決算特別委員会委員長 阿部眞喜

○議長（阿部かほる） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 日本共産党市議団、辻畑めぐみでございます。認定第1号について、反対討論を行います。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染拡大、物価高騰が、市民生活と事業者に大きな影響を及ぼす中、3つのパッケージに基づく各種施策を引き続き展開したことについては、一定評価するものです。また、この間、当議員団が求めてきた乳幼児医療費助成の所得制限について、来年10月からの廃止が市長から表明された点についても、喜ばしい限りです。実施に向けて努力を望むものです。

一方、認定第1号について、反対の理由について述べます。

本市では、市税、国民健康保険税の収納向上対策として、宮城県滞納整理機構に参加をし、徴税収納事務の委託を継続しています。令和3年度の移管件数は、5件です。令和2年度の30件から減少し、職員の派遣こそ行わなくなったものの、近隣二市三町では、多賀城市、利府町、松島町、七ヶ浜町が不参加としているなど、参加自治体が減少する中で、塩竈市も不参加とし、滞納者の実態に寄り添った徴収を行うべきであると指摘しておきます。

マイナンバーは、様々な個人の情報を一元化して、大企業が個人情報のデータを利用することを一つの狙いとし、また、国が、国民・市民の個人情報を一元管理する社会とするものであります。個人情報とは、厳格に保護されるべきものであり、制度の推進について、引き続き反対するものです。

続きまして、行財政改革の分野について、これまでも繰り返し申し上げてきたように、無駄を省き、市財政を検証し、発展させていくことは、当然必要なことであります。しかしながら、現在の行財政改革は、減らすことを前提とした配置計画を踏まえて職員が減らされ、あるいは、非正規に置き換えられ、業務が多忙化する中で、若い年齢層の職員の退職が増加し、また、病気による休業が増えていることは、重大です。職員の配置は、災害の多発やコロナ禍の中の下での実態に即した業務量などの検証に基づいて行われるべきです。

また、アウトソーシングの推進について、採算性が求められる民営化にはそぐわない分野もあり、人件費、事業費の抑制を主眼としてただただ推進することは、災害対応力の低下や憲法などで定められた権利の侵害、行政サービスの低下につながることを指摘します。国の方針に沿って、職員削減やアウトソーシングを一律的に進めることは、賛成できません。

次に、国民健康保険事業について、述べます。

基金を投入し、引き下げた税率を維持、継続することについては、評価するものです。

一方、国民健康保険税滞納者に対して、納税相談に応じないことを理由に発行されている短期保険証や資格証明書について、一時的に無保険状態となり、医療費抑制につながりかねないことを指摘してきました。コロナ禍の下、郵送で短期保険証を送るのであれば、いっそ短期保険証、資格証明書の発行を中止し、寄り添った対応への転換を強く求めるものです。

続いて、介護保険事業決算について、反対の理由を述べます。

介護保険制度の下、この間、保険料の引上げ、利用料負担の増、給付の対象を狭めるなど、国の制度設計の欠陥があらわになっております。介護の担い手が減少する中、介護保険制度は、介護が必要な人が、お金の心配がなく、適切な支援が受けられる公的な制度であるべきです。

最後に、後期高齢者医療保険事業の決算について、反対の理由を述べます。

まず、後期高齢者医療においても、無保険状態となる懸念がある短期保険証の発行は、やめるべきです。そして、この10月から、一定の緩和措置はあるものの、一定の所得のある方について、窓口負担が1割から2割負担になります。一定の所得といっても決して高額所得とは言えません。受診抑制となれば、高齢者にとって命の危険につながりかねないことから、反対をするものです。

以上、認定第1号についての反対の理由といたします。

○議長（阿部かほる） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。12番 鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二）（登壇） 私は、認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、賛成する立場から、賛成討論を行います。

令和3年度決算特別委員会で、認定第1号に反対される市議団の反対理由は、大きく3つであったと思います。1つは、個人情報保護の観点から、マイナンバーカード絡みの事業について、2つ目は、宮城県地方税滞納整理機構への参加についてでありました。3つ目に、行財政改革に絡みがある、定数にも絡みのある内容でした。

まず、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに広がり、第4波から第6波までの3度のピークが訪れました。これにより、前年度に続き、本市の象徴的な多くのイベントが中止を余儀なくされるなど、地元事業者の経済活動や市民生活が、大きな影響を受けた状況にありました。

このような中、市当局は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、

ワクチン接種、高齢者支援、子育て世代支援、学生支援、そして、地元事業者支援など、45の事業に迅速に取り組み、事業の継続と市民の命と生活を守るために、最大の努力をしてきたものと評価をいたします。また、コロナ対策だけではなく、限られた財源の中、庁舎整備をはじめとする重点課題を先送りせず、積極的に取り組み、市政に取り組む姿勢については、市民生活を守り抜く意向が、十分に酌み取れるほか、第5次長期総合計画と震災復興計画の最終年度として、定住促進策への取組や子育て、福祉、防災、住環境、産業振興、そして、教育施策など、第6次長期総合計画へつながる数多くの取組をされた姿勢は、評価されるものであります。

まず、令和3年度の一般会計についてであります。歳入は、289億4,737万4,816円で、前年度比21.8%の減。歳出は、273億2,480万9,713円で、前年度比22.5%の減という決算であります。全体的な財政運営は、実質収支で約11億1,000万円の黒字決算、単年度収支で約3,760万円の黒字決算となりました。特別企業会計への繰出しについては、平成27年より減少傾向にはあるものの、依然総額で約35億円と多額であり、私的な思いとして、基準内であるなら当然という考え方は、変えていただきたい。令和3年度決算分析主要指標の県内14市比較では、全体的に県内平均値より良好な数値であった。特に、経済収支比率は良好で、91.6%と前年度から3.9ポイント改善するなど、これまでにない工夫が見られるところであり、今後ますますの努力を期待するところでもあります。

反対される市議団は、令和3年度の予算に反対しており、理由としてマイナンバーカードのプライバシーに関する情報漏えいやセキュリティーについて、懸念を示しておりました。先ほどの反対討論でも述べておられました。決算は、その予算で執行された事業であることから、反対なのではないでしょうか。

マイナンバーカードについて、国の政策を見ますと、マイナンバー制度は、今後進められていく行政のデジタル化の基盤となるものであり、行政手続の効率化と市民の利便性向上に貢献するものと考えられます。具体的には、身分証明書としての活用、各種証明書のコンビニでの24時間取得、健康保険証としての活用のほか、公金受取口座の登録をすることで、年金や児童手当はもとより、緊急時の給付金の受け取り、手続等の簡素化が図られます。このような国全体で進める事業は、迅速かつ積極的に進めるべきものであると考えるところでもあります。

また、決算特別委員会の中で、行財政改革絡みの条例定数に関して述べられておりました

が、また、先ほどの反対討論にもありました。将来にわたる財源不足が懸念されることから、DXの導入などによる事務処理の効率化に努め、適正な配置にたゆまぬ努力が必要と考えます。

次に、宮城県地方税滞納整理機構への加入については、現在、加入はしつつも、職員の派遣はない状態であるが、収納率の維持に貢献しているものと考えます。もし、収納率が低下した場合、国民健康保険税等の増額につながるものであり、宮城県地方税滞納整理機構からの脱会は、すべきではないと考えます。

国民健康保険事業特別会計に当たっては、先ほど反対討論でも資格証の発行等について、述べられておりました。保険給付費が、コロナ禍の影響下にあった前年度より増加し、保険税も減税、減収となったものの、財政調整基金を活用しながら、安定した運営がされております。厳しい財政運営の中にあっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収となった被保険者に対する保険税の減税を継続するなど、市民生活に配慮した運営がなされていると評価をするものであります。

介護保険事業特別会計にあつては、令和3年度も介護給付費が、前年度を上回るようになりましたが、介護保険料は、増収となり、歳入全体でも収入率が前年度より向上するなど、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免を継続する中で、黒字決算がなされました。適正な運営に努力されているものと評価をするものであります。

後期高齢者医療特別会計に当たっては、保険者である宮城県の方針の下、現行制度における事業の維持継続に努め、黒字で決算されており、国民健康保険事業や介護保険事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響によって減収となった高齢者の保険料の減免への対応など、適正な運営がなされていると評価をするものであります。

以上のように、一般会計や特別会計において、市長のリーダーシップの下、市民重視の政策を実施したものと評価をし、認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、賛成する立場の議員を代表し、賛成討論といたします。

オール塩竈の会 鎌田礼二

○議長（阿部かほる） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号「令和3年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、採決いたします。

認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部かほる） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和3年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決いたします。

認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第3号「令和3年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、採決いたします。

認定第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号「令和3年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決いたします。

認定第4号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、認定第4号については、委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。

暫時休憩いたします。再開は、14時10分。よろしく願いいたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第4 議案第61号

○議長（阿部かほる） 日程第4、議案第61号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました、議案第61号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号は、令和4年度塩竈市一般会計補正予算であります。

昨今の電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国において、特に家計への影響が大きい住民税均等割の非課税世帯等へ5万円を支給することが閣議決定されましたことから、本市で支給するための事業費として、歳入歳出それぞれ5億488万7,000円を追加いたしまして、総額を241億4,242万4,000円とするものであります。

歳出予算といたしましては、住民税均等割の非課税世帯等に1世帯当たり5万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業」として

5億488万7,000円

を計上いたしております。

歳出予算の補正に伴う歳入予算につきましては、同事業に係る国庫支出金として

5億488万7,000円

を計上いたしております。

本議案につきましては、議決をいただいた後に、対象者へ速やかな給付金支給を実施してまいりたいと考えております。

議案第61号については、以上であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部かほる） これより質疑を行います。6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案第61号につきまして、質疑させていただきます。

資料No.26の8ページにありますように、今回の給付対象者は、非課税世帯の方々、また、家計急変世帯ということで提案されておりますが、この申請の手続について、お伺いしたいと思っております。

非課税世帯の方々に対しては、これまで同様にプッシュ型といいますか、案内書と、それ

から、確認書を送付して返送された世帯に向けて、給付を支給するというものです。ただし、この1月から12月までの間に、家計が急変した世帯においては、生活福祉課に来庁した上で、申請していただきたいとここに明記されているんですが、そこで、お聞きしたいことが、実は、急激な家計の急変した世帯に自分が該当するかどうか、また、必要な書類は、どういったものなのかということ、来庁した上ではなくて、事前に問合せをして確認した上で行っていただければいいのかなと思っていますが、それらについての問合せ先を明確にするとか、そういったことをどのように周知するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 問合せ先の明確化と周知の方法ということで、ご質疑を頂戴いたしました。

まず、やはり来庁して、申請手続等々は、この資料に書かせていただきましたが、まずは、福祉子ども未来部の生活福祉課、364—1131になります。こちらにお電話でご確認いただくというのが一番よろしいかと思っております。なので、周知もこの電話番号を前面に出した形で、電話でまずはご照会くださいという、ご相談くださいという形の周知のリーフレット等を作って配布したいと考えております。

また、配布につきましては、周知につきましては、市のホームページや広報紙はもちろんなんですが、この家計急変に関する部分、転入転出とか、そういう部分に、手続に関する部分での周知をしたいと思っておりますので、市役所の1階の各窓口でありますとか、就労支援をしているハローワークの窓口、または、生活相談などをする市の社会福祉協議会の相談の窓口、また、民生児童委員の皆様にもご協力いただいて、そちらに周知、そういう困っている方がいらっしゃったら、ご紹介をしていただくという形で進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

まず、徹底した周知、これは、本当に大事だと思っています。ニュース等で、もう既に5万円が給付されるということは、皆さん、大体耳にはしているんですが、自分が該当するかどうか、どういった状況であれば、申請して給付されるのかというその条件についても、細かいことは、ニュースでは何も知らされておられませんので、勘違いされたり、本当に思い違

いされたり、過度の期待を寄せていただいたりと、様々な方がいらっしやると思いますので、その辺は、本当に徹底していただきたいなと思っています。

今、電話番号をお話しなされたんですが、当然そこに担当者という方が、よく私たちも問合せ、電話しますと、ちょっとお待ちくださいということで、いろいろな方に替わられたりなんかしますので、できればやはり担当の方たちが、どなたが電話を取ってもそのことについては、しっかりとお伝えできるような、そういった対策も取っていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、その周知の中でご案内があると思いますが、今現在、必要とされる書類等が、今、分かるのであれば、それがどういったものなのか、この場でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 家計急変世帯の皆様の申請に対してということで申し上げますと、まず、申請書、これは、専用の申請様式になります。この申請書が必要になります。また、この申請をされる方のご本人確認のための、例えば、健康保健証でありますとか、運転免許証、マイナンバーカード、こういったものの写しというのが必要になります。また、振込先の口座か分かる、通帳を開いた上のページのところ、口座番号とか、支店名とか、そういうものが書いてあるところの写しですね。あとは、家計急変ということなので、収入が下がったということが分かる書類、簡易な収入見込額の申立書という専用の書類、こういったものが必要になります。一応、全て今後ホームページ上にアップをして、そこでダウンロードできるようにもしておきますけれども、あとは、お問合せいただいたときにこちらでいろいろご事情、お話を伺った上で、必要な書類をダウンロードができないということであれば、例えば、郵送でお送りするという対応もしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

細かい点ですが、最後の収入が下がったと分かる状況というのは、一番難しいと思いますので、この辺のことも、どこに行って取ったらいいのかとか、その辺も丁寧なご案内をお願いしたいと思っています。

もう一点、直接来庁して手続になるということですので、必要な書類は、送っていただくにしても、本人が直接来て、そこで申請するということになると思いますので、そういった場合の様々なその方ご自身のプライバシーとか、それから、非課税世帯の方は、事前に自宅に送られてくるから、誰の目にも触れずに申請できますが、やはり、わざわざそこに行って申請しなければならないという立場の方、例えば、初めて申請する方にとっては、非常にハードルの高い部分もあると思いますので、そういった方々に対するプライバシー等にも十分配慮していただきたいと思いますが、どのような対応をしていただけるのか、お聞かせください。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） この給付金の申請ということだけで捉えてしまうと、ただの申請という意味合いになってしまうかとは思いますが、そういう状況にある方、様々な今、生活の中で問題等も抱えている方がいらっしゃるだろうと推察いたします。生活福祉課では、やはりそこで、窓口にいらした方、実際どんなことで今、困っているのかとか、そういう部分については、しっかりとお話をお聞きした上で、デリケートな問題であれば、個別の相談室などを使いながら、ゆっくり時間をかけて丁寧にお話を伺って、場合によっては、他の制度の利用ということまで視野に入れながら、特にこの問題については、十分吟味をしながら、丁寧に受付をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 最後に、入院とか、ほかのご事情があつて、ご本人が直接来庁できないという場合の対応は、どのようになりますでしょうか。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 申請とか、そういうことで来庁できない方というのも確かに、今、やっている非課税世帯の10万円というその給付の中でもいらっしゃいます。

まず、例えば、インターネットでダウンロードができないようであれば、申請書類に関しては、こちらから郵送でお送りいたします。それを申請する場合も郵送で返送していただければ、受付はさせていただきますというところで、ただ、その場合に、もし何か必要な書類、足りないときとかの連絡先だけ、きちっとしていただければ、こちらでは、郵送で全て対応で

きるように整えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） お先します。すみません。

5万円の関係で、改めて質疑をさせていただきます。

特に最近では、生協での18リッターの灯油価格も288円の値上がりということで、大変厳しい状態に陥っております。また、国でそういうことを受けて、3兆4,847億円のこういった予備費を活用して物価対策としての手だてを打って、今回の全国の5万円の給付に対しては、8,540億円と、いろいろ調べてみましたら、そういう金額での給付ということになっております。それを受けての5万円の給付ということになっているかと思えます。

資料を見ますと、8ページのところで、9月30日現在、本市に住民票を登録している世帯に5万円、非課税世帯で8,472世帯、これは、先ほど言ったプッシュ型、あるいは、家計急変世帯の1,271世帯、合計で9,743世帯を予算としては見込んでいて対応する、こういう話になっております。

そこで、今回の議案第61号に関わって、何点かお尋ねをしたいと思います。

1つは、最初にお尋ねしたいのは、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯となっている。この住民税非課税の均等割というのは、どういうものなのか、まず、示していただきたいと思えます。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 住民税につきましては、一定程度以上の収入がある方に対応するものにはなりますが、基本料金という言い方はおかしいんですが、1人の方に定額でかかる部分、そちらが均等割という部分になります。あとは、もう一種類、その収入に応じて金額が変化していく、そちらが所得割ということで、2種類の内側に税金の種類、計算の方法が2種類ありまして、それを足したものが、いわゆる住民税という形になっております。この場合、均等割のほうが所得割よりも、所得としては、低い所得のうちにかかりますので、その所得まで届いていない方を対象とするという意味合いで、より生活にお困りの状況があるだろうというのが見込める方たちということで、住民税均等割非課税という制度的な言い回しをしているものと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

塩竈市の住民税非課税になる方で、どういった方々が、この非課税になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 実際には、非課税の皆さんは、所得が低いので、申告等もしないで済んでいる方もいらっしゃいます。例えば、年金だけの受給、国民年金、基礎年金だけですと、もうその方たちは、ほぼ非課税になってしまう。高齢化率が高いので、やはりそういう方が、大勢いらっしゃるんだろうとっております。特に非課税世帯が増えている部分につきましては、すみません、これは、しっかりと統計を取ったわけではございませんが、考えられる一番大きな部分は、高齢者世帯が増えている。高齢者のみ世帯ですね。そういった中で、年金だけだと非課税世帯になるというケースが、非常に多いものだと考えております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。高齢者の方で、年金で生活している方と捉えさせていただきました。

今回の均等割非課税の方々の均等割になる上での条件を再度お聞きしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 均等割が非課税になる方たちということになりますと、年間の収入で、例えば、扶養人数がないゼロの1人世帯であれば、年間99万5,000円未満の収入というのが、非課税になる一つの目安になります。これが、例えば、扶養親族が3人とか、夫婦で子供2人とかという形で、旦那さんだけが、例えば、扶養しているということになれば、扶養親族3人となれば243万1,999円未満という金額になってございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そういう状況ですので、かなり厳しい状況に置かれている方々の暮らしがよく分かりました。

そこで、家計急変世帯について、ちょっとお尋ねをします。

家計急変世帯について、資料No.26の8ページのところに、今年、令和4年の1月から12月までの家計急変世帯としております。何となく分かるような気もするんですが、改めて家計急変世帯の基本的な考え方について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 家計急変世帯につきまして、本事業で国が示しているものになりますが、まず、予期せずに、予期しない理由で、令和4年1月から12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和4年度分の住民税が、非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯と書かれております。詳しく申し上げますと、この期間における任意の1か月間の収入が、年間に換算して、非課税世帯相当分ですから、例えば、単身世帯であれば、年間の収入が99万5,000円未満、1月に直しますと8万2,900円未満ということになりますので、これよりもその月の収入が低くなってしまった方が、対象になります。ただし、定年退職によって収入が激減しましたとか、年金が、隔月ですから、偶数月にはあるんだけど、奇数月には収入がないという意味合いのものに関しましては、これは、もうあらかじめ予定されている収入の流れになってきますので、そういった収入の変動が明らかな場合は、対象にはならないと規定されてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。国でもそういうガイドライン的なものを示しての捉え方、考え方ということで、確認をさせていただきます。

浅野議員からも若干お話があったと思いますが、家計急変世帯の生活福祉課への来庁ということでの、ここにそう書かれているので、そのとおりに見ればそうなんですが、該当する世帯の方が来庁して、それを申請して、審査が必要としておるようですが、例えば、今回の5万円の給付について、事前に通知書の書類をお届けをして、世帯の申請が的確に行われたほうがいいのではないのかと思いますが、一連の流れからいって、こういったことが、対応が可能なかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） こちらは、一番捉えるのが難しいところです。家計急変になった世帯というのは、刻一刻と変わっていくものがございます。ただ、

今、やっております非課税世帯の10万円の給付金、こちらに申請していただいている方で、家計急変世帯の皆様というのは、次のこの5万円にも該当する可能性が非常に高いというものがありますので、そういう皆様については、こちらから通知を差し上げて、新たにこういう制度ができましたので、ご検討くださいという通知は、差し上げたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） それは、何世帯ぐらいあるのかな。ちょっと確認だけさせてください。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 家計急変世帯、令和4年3月末までだと18世帯しかございませんでした。ただ、こちらの世帯も該当になる形になりますので、こういういったところには出します。

今、ちょうどまだ受け付けている部分、今年の6月から制度が、延長になった分は、まだ受け付けておりますので、そちらは、受付をしながら、さらにそちらにも可能性があるということでお話はさせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（阿部かほる） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ぜひこういった、スムーズに申請ができるような、ぜひ手配のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、10月以降の物価高騰が、大変懸念されております。生活福祉課の相談窓口として、先ほど電話の紹介がありましたけれども、そうした電話による相談とお知らせということについては、先ほど浅野議員もお話しして、回答がありましたけれども、この辺の対応策について、再度確認させてください。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 10月、今、もういろいろな報道の中で、値上げラッシュということ言われているのが、10月以降のことになるかと思えます。本市では、この本事業について、これまでより広く市民に周知していきたいと考えておりますので、本事業に係る相談窓口、そういったものの電話による対応を丁寧にやっていきたいと思えます。

また、浅野議員にもお伝えいたしましたとおり、草の根的な部分では、民生児童委員さん

の力を借りながら、あとは、そういう方たちに利用が見込まれる窓口を中心に、そういったところでの目につくようなところでのリーフレットの配布、場合によっては、そちらの係員、相談員の皆さんにもそういった手続の誘導をご依頼しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） よろしいですか。志賀議員。

○18番（志賀勝利） 私から1点だけ質疑させていただきます。

9月30日まで住民票があった方に出す。これは、例えば、転出を9月末にやって、それで、届出を結局10月にしたという方も多分出てくるのではないかなと思います。そうなったとき、そういった方々に対する対処法ですか。それは、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 実は、今、志賀議員がご指摘いただいたところが、非常に制度の盲点になっているところと我々も考えてございます。例えば、9月30日に、基準日に塩竈市から転出の届を出した方であれば、9月30日に塩竈市にいますので、本市から確認書とか、そういうことの手続の書類は、お送りすることが可能です。ただ、これが、29日に引っ越しをされてしまうと、今日ですけれども、そこでもうつかみようがなくなってくる。本市としては、10月以降に転入された方の状況というのは、そのデータを追いつながら整理して、取りこぼしがないかどうかというのは、確認を今、税情報連携、全国で連携データがありますので、それから引き寄せてバッティングさせることはできますので、そういうところで確認をしていきたいと考えております。

また、今、市民課の窓口をお願いをしまして、転入転出の手続をされる方、その方たちに、こういった制度がありますという国のパンフレットがありますので、そちらをお渡ししながら、もし該当になれば、国のコールセンターの電話番号がありますので、そういったところに連絡をしていただける形で、そういった一番期日のはざまのところでは手続が漏れてしまうことがないように、注意して進めてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○議長（阿部かほる） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 受給資格があるにもかかわらず、受けられなかったということにならないように、ひとつきめ細かく対応していただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（阿部かほる） 17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも何点か質疑させていただきたいと思います。

資料は、No.26の8ページ、最後のページと、それから、参考としまして、昨年度行った同様の事業ということで、資料No.8の353ページを見て質疑したいと思います。

まず、ご確認させていただきたいのが、令和3年度と令和4年度で、非課税世帯数というものが、令和4年度のほうが3,000世帯程度多くなっているように、数字上、見えるのですが、こちらは、期間の非課税世帯の基準が違うのか、それとも、これだけ塩竈の関係の収入というのが、減ってしまっているのか、そのあたり、どういう状況でこの3,000世帯が増えてしまっているのかというところをご説明いただければと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） こちらは、令和3年度の非課税世帯の見込みでありますと、6,258世帯と予算上、見込んでございました。今回、事業を起こしました部分では、非課税世帯として8,472世帯ですから、ここで2,200世帯ほど多く計上していることになっております。このうちの一つ、実は、令和3年度と大きく変えましたところは、未申告の世帯、税の申告をされていない方の世帯も、今回、この非課税世帯として、この数字の中に入れてございます。これは、後で促して申告をしていただくと非課税になるという場合も結構ありますので、そういった中で、まず、その分、数として包含してしまったということで、増えています。

ただ、もう一つ、非課税世帯ということで、今年の8月31日現在の令和4年度のデータから引っ張った非課税世帯の世帯数自体が、1,500世帯以上増えているという状態がございます。こちらは、詳細な分析というのは、ちょっと非課税世帯は、なかなか難しいところがございます。ただ、ずっと今までの傾向といたしましては、世帯内での税法上の世帯分離をしている方たちが結構増えているというのもありますので、そういった流れも一つあるのかなと。あとは、高齢化による高齢者のみ世帯であるとか、もちろん収入としては、令和3年1月から12月までの収入ということで、新型コロナで非常に厳しかったときの水準なので、収入自体が下がっているということも十分考えられますけれども、ちょっとこの詳細な分析という部分については、これから進めなくてはいけないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、令和3年度ベースに考えると6,258世帯だったものが、令和4年度8月現在でプラス1,500世帯、非課税世帯があつて、さらに、そうすると、未申告の世帯が、おおよそ700世帯程度、そこに上乗せして、合計、令和4年度では八千何がしという形に算定しているということですね。ありがとうございます。

一応2つ目として、それぞれの対象者という方の算定根拠を伺おうと思ったんですけども、今のご説明で分かったので、ここは省かせていただきたいと思います。

最後に、令和3年度のNo.8の資料を確認させていただくと、先ほどの伊勢議員に対する答弁の中にもあつたんですが、家計急変世帯と思われる申請が必要な方々は、18世帯しか申込みをされていませんというのがありました。今回、家計急変世帯として見積もられているのが、若干多分多めに見積もられているんだと思いますが、1,272世帯あるとすると、今年ベースでちょっと昨年のことを話をすると、2%にも満たない方々しか申請していないという状況があります。この状況を踏まえた上で、先ほど、各議員に対して、どのような周知方法というところは、お答えされているのかと思いますが、ちょっと重複するかもしれませんが、改めてこの数値を見た上で、どう対策を取られていくのかということをお願いしたいと思います。

○議長（阿部かほる） 並木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（並木新司） 家計急変世帯についてです。

今、計上している1,200世帯につきましては、非課税世帯の15%ということで国から指針が示されておりまして、それに合わせてつくっている部分という形になります。実際に、本当にどれだけの数がいらっしゃるのかというのは、実は、つかめていないというのが現状になります。ただ、その中でもやはりこの制度の周知が行き渡らないで、申請までこぎ着けていないということになれば、それは我々の手落ちになるかと思しますので、やはりいろいろな手を尽くしながら、皆さんにこういう制度があるんだということを認識していただきたいと考えております。もちろん、今までそういったお話をいただいた方たちには、ダイレクトで、もう直接郵送なりで制度の周知を図りながら、いろいろな機会を使いながら、こういった制度がある、窓口とかのチャンネルも増やししながら、制度の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部かほる） 土見議員。

○17番（土見大介） よろしくお願ひいたします。

最後に、浅野議員とか、伊勢議員から質疑があつたんですけれども、この家計急変世帯に該当する方々のその条件というのが、結構文章で書いてもちよつと小難しいものがあるかと思ひます。こういう世帯に対して、通知方法としては、広報だつたりとか、各種メディアがあるとは思ひますけれども、どうしても自分が該当するかどうかというのが、なかなか検討しづらひ場合があるかと思ひます。最終的には電話してねという話にはなろうかと思ひますけれども、その前段として、自分が該当しているかもという判断をする、電話をしようとするきっかけまでにちゃんと行き着けるように、ある程度分かりやすい基準のようなものを示してあげる必要が多分あると思ひますので、その点は、分かりやすさという部分にぜひ注意をして、通知、周知をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（阿部かほる） 暫時休憩いたします。北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員及びオブザーバーの出席をお願ひいたします。

午後2時44分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、議案第61号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部かほる） 起立全員であります。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。



日程第5 議員派遣の件

○議長（阿部かほる） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

志賀議員。

○18番（志賀勝利） 磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する件です。動議いたします。

○議長（阿部かほる） ただいま、志賀議員から、特別委員会設置の動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がいますので、成立いたします。

暫時休憩いたします。議会運営委員会を開催いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（阿部かほる） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する動議をこの際日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、日程第5の後に、追加日程第1として追加いたします。



追加日程第1 磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する動議

○議長（阿部かほる） 追加日程第1、磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利）（登壇） ただいま提出されました磁性屑及び金属屑処理問題調査委員会の設置に関する動議の提案理由の説明をいたします。

さきに河北新報にて報道されました磁性金属くずの処理方問題について、市当局では、実態調査のための委員会が設置されたことは、周知のとおりであります。当然、市民の方から、今後は、議員個々に問合せがあることだと思います。議員おのおのが、明確な回答ができるよう、情報の共有可能な仕組みをつくるべきと考えます。そのためにも、この件に関して、塩竈市議会として特別調査委員会を設置し、議員全体で情報の共有を図るべきと考えます。所轄常任委員への付託という選択肢もありますが、現在の会派構成は、1名会派が3会派、2名会派が1会派で、所轄常任委員会に所属していない会派議員は、質問をする機会が失われます。よって、本件に関しては、情報の共有化を考慮し、全ての議員に当局へ質問できる機会を与えるために、全議員参加の特別委員会を設置することを提案いたします。

以上が、提案理由でございます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部かほる） これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の動議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部かほる） 異議なしと認め、本動議については、さよう取り計らうことに決ま

した。

これより討論を行います。

反対者からの発言を許可いたします。阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜）（登壇） オール塩竈の会の阿部眞喜でございます。私は、ただいまの動議に対し、反対の立場で討論をいたします。

志賀議員より、磁性屑及び金属屑処理問題調査特別委員会の設置に関する動議が提案されましたが、真実を明らかにし、不正を正すという提案の趣旨には、私どもも賛同しております。議会としても、市民の代表機関として、真実を究明し、しかるべき説明を行う責任があります。

これまでの市当局の説明によれば、昨年11月に、業者による中倉埋立処分場からの磁性くずの搬出事案を確認して以降、直ちに搬出を禁止するとともに、本年3月には、磁性くず及び金属くずの売払いに係る競争入札について、これまでの指名競争入札から、一般競争入札に改め、約1,000万円で売り払うなど、廃棄物処理行政に対する信頼回復に向け、迅速な対応を行ってきたものであります。

一方、なぜこのような磁性くずの不適切な取扱いが行われていたのか。市の管理体制の不備や管理責任はどうであったのか。これらにつきましては、施設管理者である市当局において内部調査を徹底的に行うべきものであり、去る9月16日に、副市長を委員長とする塩竈市資源物等に関する調査委員会が設置され、調査が進行中であります。ここで私どもが、現時点で議会に調査特別委員会を設置いたしますと、当局の調査委員会における調査活動と重複し、調査対象事案の複雑化を招く結果となり、混乱を来す結果となることを懸念するものであります。

調査が必要な対象は、市当局の契約発注と契約履行、そして、磁性くず等の管理、占有の実態解明であります。まずは、発注者の責任として、関係部課及び関係者を対象とした調査を計画的に実施されることを期待するものであります。必要に応じて、第三者として、専門的知見からの検証も予定されているとのことであり、その結果については、随時、議会に対して報告し、市民に明らかにされることを要望しながら、現時点での特別委員会の設置には、反対するものであります。

以上で、反対討論といたします。皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部かほる） 以上で、討論を終結いたします。

これより動議について、採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部かほる） 起立少数であります。よって、この本動議は、否決されました。

以上で、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

午後 3 時 1 2 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 4 年 9 月 2 9 日

塩竈市議会議長 阿 部 かほる

塩竈市議会議員 小 高 洋

塩竈市議会議員 辻 畑 めぐみ